

官報

号
国会会議録

令和七年六月十八日

○第二百十七回 衆議院会議録 第三十五号

令和七年六月十八日(水曜日)

議事日程 第三十三号

令和七年六月十八日

午後一時開議

第一 手話に関する施策の推進に関する法律案
(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案(笠浩史君外六名提出)

財務金融委員長の選挙

日程第一 手話に関する施策の推進に関する法律案(参議院提出)

議案(参議院提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○鈴木隼人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

笠浩史君外六名提出、財務金融委員長井林辰憲君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案(笠浩史君外六名提出)

○議長(額賀福志郎君)

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。稲富修二君。

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案

(本号末尾に掲載)

〔稲富修二君登壇〕

○稲富修二君 立憲民主党・無所属の稲富修二です。

私は、会派を代表して、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、参政党、日本保守党が提出した財務金融委員長井林辰憲君解任決議案について、提案の趣旨を説明いたします。(拍手)

まず、決議の案文を朗読します。

本院は、財務金融委員長井林辰憲君を解任する。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

現在、世界的な原材料、エネルギー高、円安などの影響により、国民生活は、米などの食品品を始めとして、かつてない物価高にさらされております。とりわけ、ガソリン価格の高騰は、車が必須の交通手段となっている地方在住の方々を始め、流通などの事業者の方々に対しても極めて深刻な影響を与えております。中東情勢の緊迫化によるガソリン価格の更なる高騰も懸念をされま

す。こうした苦境にあえぐ国民の声に真摯に耳を傾け、物価高から国民生活を守り抜くことが政治の使命であることは論をまちません。

ガソリンの暫定税率は、一九七四年以降、道路財源の確保のための一時的な措置として、一リットル当たり二十五・一円上乗せされてきました。

二〇〇九年に一般財源化されてからは、本来の役割を失いましたが、今日まで実に五十年以上にわたり国民に負担を求めてきました。特に、物価の高騰が続く、国民生活に大きな影響を与えている今、課税根拠を失った暫定税率は一刻も早く廃止しなければなりません。

暫定税率廃止に向けて、日本維新の会や国民民主党など野党各党は働きかけをしてきました。我が党は、今年三月三日、国民民主党とともにガソリン暫定税率廃止に特化した所得税の修正案を提出し、質疑をいたしました。また、ガソリン暫定税率廃止法案を、今年四月十八日に衆議院に提出しております。

他方、与党も、ガソリン税の暫定税率廃止については表明をしております。国民生活への影響を考えれば緊急に対応する必要があるにもかかわらず、今に至るまで極めて消極的な姿勢を取り続けており、具体的な実施に向けた協議がなされていないとは言い難い状況が続いております。廃止の具体的な時期について、明言を避けてきました。

こうした状況を打破すべく、国民生活を守るという当然の使命を全うするため、去る六月十一日、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の七党共同により、暫定税率分を廃止すべく、いわゆるガソリン暫定税率廃止法案を提出するに至りました。そして、同日財務金融委員会に付託をされました。

そのことを受け、十三日、理事懇談会において、与党に対し、財務金融委員会での質疑、採決を求めましたが、与党側は極めて後ろ向きな対応に終始をいたしました。拙速な進め方には応じられない、実務者協議での法案の説明が必要であるなどとして、委員会の開催を受け入れませんでした。同十三日には、翌週十六日月曜の与党実務者への説明と理事懇談会仮置きが決められました。

今週十六日、与党の求めに応じ、与党の実務者に対して、立憲、維新、国民三党の政調会長がガソリン暫定税率廃止法案の説明をいたしました。一時間以上にわたり質問にも丁寧に答えましたが、与党側の出席者は口頭の説明では不十分だか

ら文書で提出してほしいなど、法案審議に進むどころか、会期末まで交渉を引き延ばすための時間稼ぎをしているのではないか思えない態度に終始をいたしました。

その後開催されるはずの理事懇談会は、与党側から拒否をされました。本来は、委員長が公正中立な立場から開催に向け努力すべきでしたが、理事懇すら聞かれませんでした。まさに与党による審議拒否であります。

与党側から、今回の法案提出は唐突だとの批判が聞かれます。しかし、これは言いがかりにすぎません。

そもそも、昨年十二月十一日には、自民、公明、国民三党の幹事長合意で、いわゆるガソリンの暫定税率は廃止すると明確に確認をされておられます。この時点から、与党にもガソリンの暫定税率を廃止する責任が生じていたはずです。にもかかわらず、全く進展は見られませんでした。

我々立憲民主党は、令和七年度予算及び税制改正法案の審議の際、修正案の形で暫定税率の廃止を政府・与党に迫りましたが、廃止に賛成しているはずの与党議員からは、なぜか否定的な質疑が相次ぎました。

国民が物価高で苦しむ中、この半年間、暫定税率廃止のために与党は一体何をしてきたのでしょうか。自分たちで結論を先送りしておきながらいざ野党が結束をし法案を提出し、可決が見込まれる状況になったら唐突などと言い始めるのは、ガソリン暫定税率廃止実現に向けて、むしろ、自らの怠慢を白日の下にさらしているようなものです。本当にやる気があるとは思えません。

財源について一言申し上げます。ガソリン暫定税率廃止になると殊更に財源論を振りかざすや党に、強い違和感を持ちます。与党自身が財源なき減税を繰り返してきていることは、事実として指摘しておかなければなりません。

例えば、令和七年度税制改正において行われた基礎控除、給与所得控除等の引上げ、つまり所得税減税については、約六千億円の減収が生じるにもかかわらず、与党の税制改正大綱の中で、特段の財源確保措置を要しないと整理されました。加えて、与党修正により追加された基礎控除の上乗せ特例により更に六千億円の減収が生じる見込みですが、この分の財源も現時点で確保できていません。

また、賃上げ促進税制は、総務省の政策評価において最低の評価を受けているにもかかわらず、これまで数度にわたって拡充されてきており、直近、二〇二三年度の減収額は約七千三百億円に上りますが、特段の財源を求めなかったと主税局長が答弁しております。

この間、累次にわたり行われてきた法人税減税についても、必ずしも減税分の財源を確保しているわけではないということが明らかになっていきます。特に、平成十一年度税制改正における恒久的減税の一環として実施された法人税率引下げに伴う一・七兆円の減収については、全く財源を確保していませんでした。

また、政府・与党は、令和六年には、一度だけの国、地方合わせて約三・二兆円に及ぶ定額減税を、多大な事務負担をかけて実施しました。これからまた、所得制限なく一人二万円の現金給付を実施する予定とのことであります。効果も見極めることなく、一度だけならばまいいていいという意味が、私には到底理解できません。

財源なき減税を繰り返し、一度であれば気前よくばらまく、しかし、他党の減税案に対しては財源論を振りかざす、このような一貫性のない御都合主義の財源論にくみするつもりはありません。我々に財源確保を求める前に、自らの過去を言動を顧みるべきではないでしょうか。

そもそも、我が党は、令和七年度予算の修正案を提出した時点から、具体的に財源を示し続けてきています。財源の在り方についてもし反論あれば、財務金融委員会で議論しようではありませんか。

今週十六日、野党三党の政調会長からの与党実務者への説明後、ガソリン暫定税率廃止法案について、委員会開催はおろか、与野党間で話し合う理事懇談会の開催すら与党は打ち切りました。多くの門前払いであり、与党の審議拒否であります。野党七党提出という重みを理解すれば、このような対応にはならなかったはずですであります。

拙速性にしても、財源論にしても、実現性にしても、与党が仮に疑問に思うならば、それは委員会で質疑を通じてたすべきことではありませんか。審議拒否をする理由にはなりません。仮に、納得できないことを理由に審議拒否をするならば、それは与党による事実上の事前審査です。野党提出法案の事前審査をする権限は、与党に与えられておりません。

もし野党提出法案が駄目というならば、委員会において堂々と審議してはいかでしようか。そして、それを議事録に残してはいかでしようか。議論を通じ賛同者を増やし、委員会や本会議場において否決すればいいではありませんか。

法案が委員会に付託されたにもかかわらず、また、定例日があるにもかかわらず、説明が足りない、唐突である、実現が難しいなど言い募って、問題点をあげつらえば法案審議にすら入れなくなるという悪例をつくり、議会史に大きな汚点を残すことになります。

会期末時間切れを狙い、委員会の定例日を無視し、理事懇を開かない、委員会を開かない、このようなこそくな手段で法案審議から何としても逃げ切ろうとする与党には、残念ながら、言論の

府を守ろうとする気概が感じられません。堂々の政策論議を望むものであります。

十六日、審議拒否を続ける与党では委員会開会が期待できないことが明らかとなったため、衆議院規則六十七条にのっとり、井林委員長に対し、財務金融委員会の開会要求書を提出いたしました。同六十七条二項には、「委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。」とあります。財務金融委員会の過半数を超える、野党全ての会派二十一名から要求をいたしました。

委員長は、本来、公正中立の立場から、与野党の理事を中心に審議日程の調整を行い、委員会を開催し、同法案の審議ができるように最大限の努力をすべきでありました。衆議院規則に基づき、我々の要求に沿って定例日に委員会を開催すべきでした。しかしながら、委員長はそうした努力を怠り、結局のところ委員会を開催しませんでした。結果として、付託された法案を審議拒否するものと与党に加担をしたこととなります。

井井辰憲委員長の下では、野党七党提出のガソリン暫定税率廃止法案の審議入りすらできないことが明らかになった以上、財務金融委員長の任にあらずと言わざるを得ません。

仮に本解任決議案が賛成多数となり、常任委員
長が解任となれば、衆議院の憲政史上初めてのこ
ととなります。昨年の衆議院選挙の結果、少数与
党に転落したことに對する与党の現状認識の欠如
は、極めて深刻と言わざるを得ません。

財務金融委員長を選び直し、新たな委員長の下で暫定税率廃止の議論を進めるために、現委員長の解任に御賛同を賜らんことをお願いをして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長(額賀福志郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。深澤陽一君。

(深澤陽一君登壇)

○深澤陽一君 自由民主党・無所属の会の深澤陽一です。

私は、自由民主党並びに公明党を代表し、ただいま議題となりました財務金融委員長井林辰憲君解任決議案に対し、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

野党による理由なき解任決議案提出は、自ら標榜した熟議の国会を自ら破壊する暴挙です。多数を取っても何も変わらない野党の姿に、国民はあきれ果てております。

そして、何より申し上げたいのは、私たち自由民主党、公明党は、ガソリン暫定税率を明確に廃止する立場です。野党の皆さんと違うのは、選挙目当てのアピールではなく、パフォーマンスではなく、責任ある与党の立場で、ガソリン暫定税率を実際に廃止できるよう、来年の税制改正に向けて取り組んでいるところです。

以下、解任決議案に反対する理由を申し述べます。

野党六会派がいわゆるガソリン暫定税率廃止法案を提出したのは、六月十一日水曜日の夕方でした。十三日金曜日には、財務金融委員会の理事懇談会で法案の扱いを協議いたしました。この間、井林委員長は、与野党の協議を尊重して委員会を運営しました。そもそも、審議入りをめぐる協議の段階で、井林委員長に何の瑕疵があるのでしょうか。

むしろ、非難されるべきは、十三日の理事懇談会で、十七日火曜日に法案の趣旨説明から質疑、採決まで一気に行うという、数の力に頼んだ横暴な審議日程を要求した野党の方ではありませんか。

それ以上に許せないのは、野党のガソリン法案の皆さんの内容と提出時期です。

六月十六日月曜日の与野党の実務者協議で、野党は自分たちが出した法案について聞かれても、まともに答えられませんでした。挙げ句に、回答内容は国会の答弁で示すと逃げを打ち、答えがわからないので書面での回答を求めると、国会で答弁すれば会議録に残るから、書面で回答したようなものだと煙に巻く。野党の実務者の皆さんは、この法案が欠陥だらけだと実は気づいているのではないのでしょうか。

私たちは、野党との三党協議に誠意を持って臨んできました。しかし、選挙が近くなった途端、協議をかなぐり捨て、唐突に法案が国会の閉会間近に提出されました。実務者協議で明らかになったように、欠陥だらけの野党のガソリン法案は、国会での審議に堪えられる代物ではありません。十分に審議もできないまま、約二週間後の七月一日から施行できると本気で思っていますか。こんな法案が通つたら、財源はどうするのですか、関係する事業者はどうなりますか。国民生活に混乱を来すことは必至です。数の力で欠陥だらけの予算関連法案を通したら、国を危うくしませんか。まさに究極のポピュリズム法案ではありませんか。

少数だが与党である重たい責任を、私たちは担ってきました。無責任な野党の皆さんに振り回されて、本当に大変だった。でも、それは、昨年の総選挙での今の与党に過半数は与えられないという国民の審判の結果だと真摯に受け止めて、責任を全うしようと今日まで努力してきました。

一方、野党の皆さんは、多数を担う責任と向き合っていますか。野党がまとまれば何でも通ると見ええを切つたのにいつまでもまとまらず、最後にまとまらなかったら、出してきたのがこのずさんなガソリン法案と道理のない解任決議。これが本当にやりたかったことですか。今の混沌とした国会は、迷走する野党を映す鏡のようです。国民の失望を満身の怒りに変え、本解任決議案に断固反対していただくようお願い申し上げます。あげ、私の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 櫻井周君。

(櫻井周君登壇)

○櫻井周君 立憲民主党の櫻井周です。会派を代表して、議題となりました財務金融委員長井林辰憲君解任決議案に賛成の討論をいたします。(拍手)

日本の物価は三年連続で二%を大きく上回っています。総務省が公表する消費者物価指数のうち、直近の四月は前年同月比で三・六%の上昇でした。中でも食料品とエネルギーの物価が上昇しており、家計を圧迫しております。

立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

今回、解任決議案を提出した理由は、衆議院規則六十七条二項に基づいて委員会の開会の要求があったにもかかわらず、財務金融委員長がこの法案の審議入りを拒否していることです。また、その背景として、自民党がこの法案の審議入りに対して消極的であることが挙げられます。

自民党の森山裕幹事長は、記者会見で、余りにも唐突ではないかと発言しました。そもそも、昨年十二月十一日には、自民党、公明党、国民民主党の三党の幹事長が、いわゆるガソリンの暫定税率は廃止すると合意しました。今になって唐突と言われても、国民の方が唐突と感じるのではないのでしょうか。

私たち立憲民主党は、令和七年度予算及び税制

改正法案の審議の際に、ガソリン暫定税率の廃止を修正案として提案し、同案は委員会において審議に付されております。したがって、決して唐突ではありません。

唐突といえは、今年の予算審議の最終盤の二月二十八日金曜日になって、与党の自民党と公明党が所得税法一部改正法案の修正案を提出してきたことです。これこそ、唐突です。そして、週明けの三月四日に採決を求めてきましたが、与党修正案の質疑時間はたったの二十五分間でした。このような唐突でむちゃくちゃな委員会運営に対しても、我々立憲民主党会派は、年度末が迫っている状況に鑑み、審議に協力してまいりました。

自民党からは、財源が確保できていないとの指摘がありました。

私たち立憲民主党は、令和七年度予算案の修正案の中でも財源を示してまいりました。また、今回の法案提出でも財源は示しております。質問していただければしっかりと答弁いたしますので、是非とも委員会を開会しましょう。

自民党からは、議員立法について、自民党が単独過半数を持っても野党の了解を得ながら進めてきた、野党が過半数を持っているからと進めるのは乱暴との指摘がありました。

ガソリン暫定税率廃止については自民党も合意していることとございますし、そして、今の反対討論でもガソリン暫定税率廃止と言っておられましたので、乱暴との指摘は当たりません。

自民党からは、税制を大きく変更するものだから、まずは政党間協議で進めるべきとの指摘がありました。

そもそも政策協議は、委員会において国民に公開される形で行うべきものです。税制を審議するための財務金融委員会ですから、開会して税制についてしっかりと協議をしましょう。

国民が物価高で苦しむ中、この半年間、自民党の皆さんは一体何をしてきたのでしょうか。自民党は、ガソリン暫定税率廃止と言いつつ、そして先ほども反対討論の中でそうおっしゃいました、しかし、その結論を送りつけてきました。いざ野党が結束して法案を提出し、可決が見込まれる状況になったら審議拒否。これでは与党の責任を全く果たせていません。

私たち立憲民主党は、国民の生活を救うために、一刻も早い本法案の審議入りを強く求めます。財務金融委員長がその職責を放棄し、審議を妨害し続けるのであれば、国民の負託を受けた国会議員として、その責任を明確に問い、解任を求めることは当然です。そして、新たな委員長の下、国民のための政治を取り戻してまいります。

結びになりますが、本日、こうして井林委員長と、同じ大学の出身であり、委員会などでも御一緒することが多く、この本会議場では隣同士の議席になったこともございました。そうした中で、井林委員長は飾らない人柄であり、物事の本質を率直に語られるということで、尊敬申し上げてまいりました。

井林委員長におかれましては、自民党の審議拒否に加担するのではなく、自分の思いに忠実に財務金融委員会を運営していただいたかった、残念でならない、こういうことを申し上げて、断腸の思いでの賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
議長(額賀福志郎君) 村上智信君。

村上智信君登壇)
村上智信君 日本維新の会の村上智信でございます。会派を代表して、財務金融委員長井林辰憲君解

任決議案に賛成の立場から討論いたします。(拍手)

我が国は長引く物価高騰に苦しんでまいりましたが、中でもガソリン価格の高止まりは極めて深刻な状況と言わざるを得ません。日常生活に自動車を用いる方々のみならず、物流業、農林水産業、さらには観光や介護など、人と物の移動を前提とする全ての産業がガソリン高騰によって疲弊しており、国民生活の隅々まで暗い影を落としています。それどころか、今月十三日のイスラエルによるイランに対する攻撃以降は中東情勢が一層緊迫しており、更なる原油価格の高騰も懸念されます。

このような切迫した状況に鑑み、我々日本維新の会は、ガソリン暫定税率の廃止こそが国民負担を直ちに軽減する最も有効な手段の一つであると確信しています。

今年の三月三日、我が党は、政府・与党による税制改正大綱への誠実な対応を条件とし、修正された今年度予算に賛成をしました。そして、政府の主張する来年度の実現を担保する法案を提出すると同時に、それを早めるため、今国会での法案提出による七月からの実施を目指しました。立憲民主党、国民民主党も含む五党に協議を呼びかけ、それに応じた自民党、公明党との間で、これまでの三か月間に六回にわたる真摯な協議を積み重ねてまいりました。

この協議の中で、政府・与党は様々なできない理由を主張し続けました。例えば、政府・与党は地方税収への影響を主張しました。しかし、我々の提案は軽油引取税を対象としないため、地方自治体への影響を抑え、地方の公共サービス水準を落とすことなく国民負担の軽減を実現できます。本年七月から年度末までの減税であれば、その影響額は最大でも〇・八兆円にとどまります。この

規模であれば、燃料油価格激変緩和事業の補助金廃止分や、外為特会の余剰金の一部を活用することで、十分に補填ができます。

来年度以降の恒久的な予算については、つなぎ予算で減税を実現している間に事業の整理や行財政改革を進め、政府・与党の責任で措置すること求めました。これに対して、政府・与党の方も、年末までの自動車関係諸税の見直しに合わせ恒久財源を確保する旨の意向も繰り返し示していました。

道路整備等への影響を懸念する声もありましたが、そもそも、道路特定財源制度は二〇〇九年に廃止されており、現在は全て一般財源です。そのため、税率を維持する理由とはなり得ません。必要なインフラ投資は、建設国債や一般会計から優先的に配分すれば十分に対応可能です。

欧州のように環境税として税率を引き上げる動きがある中で、世界的な環境政策の動向に逆行するのではないかと指摘もありました。しかし、ガソリンの暫定税率は、そもそも環境目的の税ではありません。気候変動対策については既に石油石炭税などで対応がなされているところであり、環境と生活支援を混同する議論は正確さを欠いています。環境政策は別枠で、GXなど中長期的な政策として検討すべきです。

軽油引取税が下がると助成金がなくなり、運輸業者、農業関係者に影響が出るとの声もあります。我々の提案はガソリン税に限ったものであり、軽油引取税には一切手をつけていないため、助成金制度に何ら支障は生じず、将来的な軽油引取税見直しの際に代替措置を検討すれば十分です。

また、手持品控除による小売店への影響についても、本来、トリガー条項に関する法的措置が決まった際に制度的準備がなされていなければなら

ない問題です。今更何か月も準備にかかるという政府・与党の姿勢には、疑問を抱かざるを得ません。また、デジタル技術の活用や短期的な融資支援など、円滑な経過措置を講じることも可能です。

三月から今国会中の法案成立を求め、協議の中で五月末が現実的な締切りであることを幾度となく示し、これほどに誠実に議論を尽くしたにもかかわらず、我が党の最終提案に対する自民党、公明党の回答は完全な拒否でした。その上で、今年七月でなかったとしても、十二月でも、来年四月でも、いかなる条件をつけても、ガソリン暫定税率廃止の時期は明言できないという回答でした。要するに、最初からやる気がなかったとしか判断できず、それ以上協議を続ける意味は完全に失われました。

そこで、我々日本維新の会は、自民党、公明党との協議終了を確認した上で、方向性を同じくするほかの野党と協力し、ガソリン暫定税率廃止法案の実現を目指すことにしました。野党七党が提出した法案は、与党との協議において七月実施が困難である原因とされた地方税への影響や庫出課税による小売店の損失など、政府・与党の挙げた課題に應えるものとなっており、極めて前向きかつ実行可能性の高い提案であります。

それにもかかわらず、与党側からは、恒久財源がない限り実現は難しいなどと、いまだに審議を始めることすら拒まれています。

そもそも、ガソリン暫定税率廃止に係る税制改正大綱の誠実な履行は、維新にとつては今年三月に参議院で修正された本予算賛成の条件であり、国民民主党にとつても、昨年十二月の補正予算に賛成する際の条件でした。既に実施は確定しており、あとは、いつやるかの問題であるはずですが、財源についても、先ほど述べたとおり、これまで

の協議の中で具体的な提案を行ってきたはずで
す。

加えて言えば、自民党は、これまで財源になら
ないと言いつつ続けた税収の上振れを、総額三兆
円程度にも上る選挙前のばらまき給付に使うこと
を決定しました。税収の上振れは、数兆円単位で
毎年恒常的に発生しています。これをばらまき給
付に使って減税に使えないのはダブルスタンダー
ドです。なぜ政府・与党が決めた政策のときだ
け、財源はどこから降って湧いてくるのでしょ
うか。国民の誰もが納得できる説明は、これまで
一度として示されていません。

これまでる申し上げてきたとおり、今回の野
党七党の提案は、ガソリン暫定税率を廃止するとい
う公党間の明確な合意に基づき、その後の数か
月にわたる経緯と議論の末に出てきたものであり、
内容も十分に実現可能なものです。

自民党は、あたかも今初めて聞いた話であるか
のように、唐突だ、実現不可能だと、国民に対し
て誠意を欠いたパフォーマンスをし、国会閉会の
時間切れを狙った言い訳を繰り返すのではなく、
限られた国会の貴重な会期中で、委員会や正々
堂々と議論し、国民の多くが求めるガソリン暫定
税率廃止に対する自らの姿勢を示すべきです。

にもかかわらず、財務金融委員長は、国会の会
期末を見越して委員会の開催すら認めず、実質的
にこの法案の審議入りを封殺し続けています。こ
れは、国民の負託を受けた立法院の一員として、
また委員長として、極めて中立性が求められる職
責に当たる者として、到底看過できる行為ではあ
りません。委員長としての責務を放棄し、党利党
略の下にこの重要法案の審議を妨げるその姿勢
は、断じて容認されるべきものではありません。
国民の生活を守るための減税を求めるこの提案

に対して、審議すら正々堂々と応じられないとい
うのなら、それは、もはや、政治が本来の役割を
見失い、機能不全に陥っていると断じざるを得ま
せん。よって、我々は、井林憲財務金融委員長
を即刻解任することを強く求め、本決議案への賛
成討論いたします。

（拍手）
ありがとうございます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） 田中健君。

（田中健君登壇）

○田中健君 国民民主党の田中健です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、
財務金融委員長井林憲君解任決議案に賛成の立
場から討論いたします。（拍手）

本決議案は、ガソリン税の暫定税率を廃止する
かどうかの政策論争ではありません。本質は、た
だ一つ。衆議院財務金融委員長が、委員会開催と
いう基本的責務を果たさなかったことに對する厳
正な評価と対処を求めるものであります。

今回、国民民主党を含む野党七会派が共同提出
したガソリン暫定税率廃止法案は、二百十五人と
いう衆議院の過半数に近い議席の賛同を得て提出
をされました。にもかかわらず、委員会は一度も
開かれず、法案は、事実上、たなざらしにされて
います。これはもはや、法案に反対という立場で
はなく、国会の機能を意図的に停止させている状
態にほかなりません。

与党の皆さんは、急過ぎる、来月の施行は無理
だ、混乱を招くと言います。ならば、その主張を
委員会の場で正々堂々と述べて、反対すればいい
んです。審議を拒否することと法案に反対するこ
とは、全く別物です。審議を拒否すれば、それ
は、立法院における民意の反映を拒む行為であ
り、民主主義の否定であります。
この審議拒否の背景には、別の計算も透けて見

えます。委員会で採決すれば、野党の賛成多数で
可決される可能性がある、だからこそ委員会を開
かせない。まさに政治的な打算で、民意の表明を
封じようとしているのではありませんか。それが
まかり通るならば、選挙でどれだけ民意を託され
ても、野党の議席は飾りにすぎないということに
なってしまう。

しかも、この暫定税率の問題は、今に始まった
話ではありません。一九七四年に導入されてか
ら、既に今年で五十一年が経過をしています。暫
定の名の下に、本来の税率にリッター二十五円十
銭が上乗せされた状態が半世紀以上続いているん
です。

そして、昨年の十二月十一日、自民党、公明
党、国民民主党の三党幹事長で、いわゆるガソリ
ンの暫定税率は廃止すると正式に合意したこと
は、改めて私はここに申し上げたいと思います。
それにもかかわらず、半年が過ぎた今も政府・与
党は何らの具体策も示さず、三党の合意は、事実
上、ほごにされつつあります。これは、明らかに
与党の政治的怠慢であり、国民との約束を軽んじ
るものです。

私たち国民民主党は、この間、単なる主張では
なく、現実的かつ実行可能な制度設計を繰り返し
提案してきました。

減税と補助金をハイブリッドで組み合わせるこ
とで、小売や流通の混乱を回避しつつ、リッター
二十五円十銭の引下げを可能とすること。税の還
付申請に代わり、補助金による即時対応を行うこ
とで、制度運用を簡素化すること。今年の財源
は、既に計上されている補助金予算一兆円と税収
上振れ三兆円によって十分に対応可能であるこ
と。来年度以降は、年末の自動車諸税の見直しの
中で、安定財源を含めた議論を行っていくこと。

そもそも、取って配るなら、最初から取らない方
が効率的であること。会計検査院からも無駄だと
指摘されたガソリン価格調査も要らなくなるこ
と。

こうした提案を一顧だにせず拒否してきたのは
与党側です。委員会の開催すら拒否する与党の姿
勢こそ、まさに責任放棄ではないでしょうか。

与党の皆さんは、何をもってこの提案を非現実
的と切り捨てたのでしょうか。先ほど欠陥だらけ
との発言がありました。が、何も考えていないのは
与党側の方ではないでしょうか。反論があるのな
らば、堂々と委員会でも議論をすればよいではあ
りませんか。

私たち国民民主党は、政策協議の場で信頼関係
を築いてきたという認識を持っています。だから
こそ、あの三党合意にも真摯に向き合い、実行に
移そうとしてきました。

しかし、今、委員会の開催すら拒否している現
実を前に、国会での議席を預かる者として、立法
府の一員として、このまま沈黙するわけにはいき
ません。

井林委員長は、衆議院規則に基づいた正式な委
員会開催の要求にも応じず、重い委員長の職務を
放棄いたしました。このまま責任を問わず放置す
れば、審議拒否が委員長の正当な権限だという
誤った前例を残すことになってしまいます。か
らこそ、我々は、今、責任を持って行動しな
ければならないのです。国会を言論の府として正
常に機能させるために、そして、国民の声が正當
に反映される国会を取り戻すために。

我が国民民主党は、本解任決議案に賛成するこ
とを力強く表明して、皆さんの賛成を求め、討論
を終わります。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長(額賀福志郎君) 高井崇志君。

(高井崇志君登壇)

○高井崇志君 れいわ新選組の高井崇志です。

(拍手)

井林委員長は、実に公正中立な委員会運営を行っておいりました。特に、少数会派に対しては、短い質疑時間であることに配慮して、質疑時間の延長も柔軟に認めてくれました。国会質疑の本来の趣旨を考えれば、議席数のドントによる時間配分など意味がなく、少数会派が十分な質疑を行うことが、民主主義を体現する国会のあるべき姿です。数分間しか質疑時間を与えられない少数会派に数秒単位で時間を守らせることに何の意味があるのか、私には全く理解ができません。そんな委員長が公正中立とは思えません。

また、井林委員長は、どこかの委員長のよう

に、質疑者が求めているいい答弁者を指名することもありませんでした。質疑者の意思を無視して、政府の都合のよい答弁者を指名する委員長は、公正中立とは言えません。

それだけに、井林委員長が、今回、法案が提出されたにもかかわらず、与党の意味不明な言い訳にあらがうことができず、委員会を開けなかったことは誠に残念です。与党は、議論すべき論点がたくさんあるなどという言い訳をしているようですが、政府・与党がこれまで提出してきた法案に、議論が尽くされた上で提出された法案など一つもありません。論点を議論する場こそが、まさに委員会です。

一方、野党各党にも苦言を申し上げます。

特に、立憲、維新、国民の三党は、もっと早くに法案を提出することができたにもかかわらず、それぞれが手柄争いに明け暮れ、ここまで提出が遅れました。

三月の予算成立時に、私は、なぜ予算案とひもづけずに単独でガソリン暫定税率廃止法案を出さないのか、単独で出せばれいわ新選組は賛成できるのにと申し上げましたが、どの党も単独で法案は出しませんでした。

あれから三か月も時間があつたのに、なぜ、会期末が迫り、どう考えても法案成立ができないタイミングで提出するのですか。選挙目当てのパフォーマンスであることは明らかであり、まさに茶番と言わざるを得ません。

私は、先日、この場で、消費税減税で全ての野党が一致しているのだから、野党第一党がリーダーシップを取って法案をまとめ提出すべきだと野田代表に迫りましたが、目をそらされてしまいました。消費税減税法案を衆議院で可決し、参議院で否決されたら、内閣不信任案を出して解散を迫る。消費税解散になれば、国民の七割が消費税廃止、減税を支持する今、政権交代は間違いなしです。なぜやらないのですか。

百歩譲って、消費税でやらなくても、ガソリン暫定税率廃止でやらないのですか。内閣不信任案を出す覚悟はありますか。そんな覚悟もなく、参議院選の争点にしようという見え見えの魂胆で法案を出すことは、我々が再三指摘する茶番そのものです。

誤解のないように申し上げますが、れいわ新選組はかねてよりガソリン税ゼロを公約に掲げ、ポスターにも掲げてきました。ガソリン暫定税率は即刻廃止すべきなのは言うまでもありません。

れいわ新選組は、ガソリン税ゼロはもちろん、消費税廃止、季節ごとの現金給付、社会保険料引下げの三本柱により、三十年続く不況にコロナ、物価高の三重苦で苦しむ人々を救います。

昨年の衆議院選で、ほぼ全ての野党が消費税減

税を公約に掲げましたが、その後の国会では、どの党も、消費税のシヨの字も口にしませんでした。今回もまた、選挙が近くなったから言い出しているだけではありませんか。

れいわ新選組は、結党以来、一貫して消費税廃止を訴えています。参議院選後の国会では、全ての政党は必ず参議院選の公約に掲げたことを議論し、実現する国会にすることを求めて、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(額賀福志郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(額賀福志郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百五十八

可とする者(白票) 二百三十七

否とする者(青票) 二百二十一

○議長(額賀福志郎君) 右の結果、財務金融委員長井林辰憲君解任決議案は可決いたしました。(拍手)

笠浩史君外六名提出財務金融委員長井林辰憲君解任決議案を可とする議員の氏名

青柳陽一郎君	青山 大人君
阿久津幸彦君	東 克哉君
安住 淳君	阿部 知子君
阿部祐美子君	荒井 優君
新垣 邦男君	有田 芳生君
安藤じゅん子君	五十嵐えり君
池田 真紀君	井坂 信彦君
石川 香織君	泉 健太君
市来 伴子君	伊藤 俊輔君
稲富 修二君	今井 雅人君
梅谷 守君	江田 憲司君
枝野 幸男君	大河原まさこ君
大串 博志君	逢坂 誠二君
大島 敦君	おおたけりえ君
大塚小百合君	おおつき紅葉君
大西 健介君	岡島 一正君
岡田 克也君	岡田 悟君
岡田 華子君	岡本あき子君
岡本 充功君	小川 淳也君
奥野総一郎君	小熊 慎司君
小沢 一郎君	落合 貴之君
尾辻かな子君	海江田万里君
金子 恵美君	鎌田さゆり君
神谷 裕君	亀井亜紀子君
川内 博史君	川原田英世君
城井 崇君	菊田真紀子君
黒岩 宇洋君	源馬謙太郎君
神津たけし君	後藤 祐一君
小宮山泰子君	小山 千帆君
小山 展弘君	近藤 和也君
近藤 昭一君	齋藤 裕喜君
酒井なつみ君	坂本祐之輔君
櫻井 周君	佐々木ナオミ君

佐藤 公治君	重徳 和彦君	山井 和則君	山花 郁夫君	円 より子君	向山 好一君	小淵 優子君	梶山 弘志君
階 猛君	篠田奈保子君	屋良 朝博君	柚木 道義君	村岡 敏英君	森ようすけ君	勝俣 孝明君	勝目 康君
篠原 豪君	篠原 孝君	吉川 元君	吉田はるみ君	上村 英明君	大石あきこ君	加藤 鮎子君	加藤 勝信君
柴田 勝之君	下条 みつ君	米山 隆一君	笠 浩史君	櫛渕 万里君	阪口 直人君	加藤 竜祥君	金子 恭之君
下野 幸助君	白石 洋一君	早稲田ゆき君	渡辺 周君	佐原 若子君	高井 崇志君	金子 容三君	上川 陽子君
末松 義規君	杉村 慎治君	渡辺 創君	青柳 仁土君	たがや 亮君	八幡 愛君	川崎ひでと君	神田 潤一君
鈴木 岳幸君	鈴木 庸介君	東 徹君	阿部 圭史君	山川 仁君	赤嶺 政賢君	城内 実君	黄川田仁志君
宗野 創君	高橋 永君	阿部 司君	阿部 弘樹君	志位 和夫君	塩川 鉄也君	岸 信千世君	岸田 文雄君
高松 智之君	竹内 千春君	池下 卓君	池畑浩太郎君	辰巳孝太郎君	田村 貴昭君	木原 誠二君	木原 稔君
武正 公一君	田嶋 要君	市村浩一郎君	伊東 信久君	伊村 智子君	堀川あきこ君	草間 剛君	工藤 彰三君
辻 英之君	堤 かなめ君	井上 英孝君	猪口 幸子君	本村 伸子君	北野 裕子君	国定 勇人君	国光あやの君
津村 啓介君	手塚 仁雄君	岩谷 良平君	梅村 聡君	鈴木 敦君	吉川 里奈君	栗原 涉君	小池 正昭君
寺田 学君	中島 克仁君	浦野 靖人君	うるま讓司君	河村たかし君	島田 洋一君	小泉進次郎君	小泉 龍司君
中谷 一馬君	長妻 昭君	奥下 剛光君	金村 龍那君	竹上 裕子君	玄葉光一郎君	河野 太郎君	高村 正大君
長友よしひろ君	西川 厚志君	黒田 征樹君	斉木 武志君	中村はやと君	平岩 征樹君	古賀 篤君	國場幸之助君
西川 将人君	西村智奈美君	齋藤アレックス君	杉本 和巳君	松原 仁君		小寺 裕雄君	後藤 茂之君
野田 佳彦君	野間 健君	空本 誠喜君	高橋 英明君	逢沢 一郎君	あかま二郎君	小林 茂樹君	小林 鷹之君
橋本 慧悟君	長谷川嘉一君	中司 宏君	西田 薫君	東 国幹君	あかま二郎君	小林 史明君	小森 卓郎君
波多野 翼君	馬場 雄基君	萩原 佳君	馬場 伸幸君	あべ 俊子君	安藤たかお君	齋藤 健君	斎藤 洋明君
伴野 豊君	平岡 秀夫君	林 佑美君	藤田 文武君	五十嵐 清君	石田 真敏君	坂井 学君	坂本 哲志君
福田 昭夫君	福田 淳太君	藤巻 健太君	前原 誠司君	石橋林太郎君	石田 宏高君	坂本竜太郎君	笹川 博義君
福森和歌子君	藤岡たかお君	三木 圭恵君	美延 映夫君	井出 庸生君	伊藤 忠彦君	佐々木 紀君	佐藤 勉君
藤原 規真君	太 榮志君	村上 智信君	守島 正君	伊藤 達也君	伊東 良孝君	塩崎 彰久君	柴山 昌彦君
本庄 知史君	牧 義夫君	和田有一朗君	浅野 哲君	稲田 朋美君	井野 俊郎君	島尻安伊子君	島田 智明君
升田世喜男君	松尾 明弘君	石井 智恵君	白木 秀剛君	井上 信治君	井上 貴博君	新谷 正義君	新藤 義孝君
松木けんこう君	松下 玲子君	岡野 純子君	小竹 凱君	井林 辰憲君	今枝宗一郎君	菅 義偉君	鈴木 英敬君
松田 功君	眞野 哲君	菊池大二郎君	岸田 光広君	岩田 和親君	岩屋 毅君	鈴木 貴子君	鈴木 俊一君
馬淵 澄夫君	水沼 秀幸君	許斐亮太郎君	鈴木 義弘君	上田 英俊君	上野賢一郎君	鈴木 隼人君	関 芳弘君
三角 創太君	道下 大樹君	仙田 晃宏君	田中 健君	江渡 聡徳君	江藤 拓君	世耕 弘成君	瀬戸 隆一君
緑川 貴士君	宮川 伸君	玉木雄一郎君	丹野みどり君	英利アルフィヤ君	遠藤 利明君	平 将明君	高市 早苗君
森田 俊和君	森山 浩行君	長友 慎治君	西岡 秀子君	大岡 敏孝君	大串 正樹君	高木 啓君	高見 康裕君
矢崎堅太郎君	谷田川 元君	西岡 義高君	橋本 幹彦君	大空 幸星君	大西 洋平君	武部 新君	武村 展英君
柳沢 剛君	山 登志浩君	鳩山紀一郎君	日野紗里亜君	大野敬太郎君	尾崎 正直君	田所 嘉徳君	田中 和徳君
山岡 達丸君	山岸 一生君	深作ヘスス君	福田 徹君	鬼木 誠君	小野寺五典君	田中 良生君	棚橋 泰文君
山崎 誠君	山田 勝彦君	福田 玄君	古川 元久君				

否とする議員の氏名

谷 公一君	田畑 裕明君	辻 清人君	土田 慎君	寺田 稔君	富樫 博之君	長坂 康正君	中曽根康隆君	中谷 真一君	中野 英幸君	仁木 博文君	西野 太亮君	西銘恒三郎君	根本 拓君	野田 聖子君	萩生田光一君	鳩山 二郎君	浜田 靖一君	平井 卓也君	平沢 勝榮君	広瀬 建君	福田かおる君	福原 淳嗣君	藤丸 敏君	古川 直季君	古川 楨久君	穂坂 泰君	細野 豪志君	本田 太郎君	松島みどり君	松本 剛明君	松本 洋平君	三谷 英弘君	宮内 秀樹君	宮路 拓馬君
田野瀬太道君	田村 憲久君	津島 淳君	土屋 品子君	渡海紀三朗君	永岡 桂子君	長島 昭久君	中谷 元君	中西 健治君	中村 裕之君	西田 昭二君	西村 康稔君	丹羽 秀樹君	根本 幸典君	野中 厚君	長谷川淳二君	葉梨 康弘君	林 芳正君	平口 洋君	平沼正二郎君	深澤 陽一君	福田 達夫君	藤井比早之君	船田 元君	古川 康君	古屋 圭司君	星野 剛士君	堀内 詔子君	牧島かれん君	松野 博一君	松本 尚君	三反園 訓君	御法川信英君	宮崎 政久君	宮下 一郎君
向山 淳君	村井 英樹君	茂木 敏充君	森下 千里君	築 和生君	山口 俊一君	山下 貴司君	山本 大地君	若山 慎司君	浮島 智子君	岡本 三成君	金城 泰邦君	斉藤 鉄夫君	庄子 賢一君	角田 秀穂君	中川 康洋君	西園 勝秀君	濱地 雅一君	福重 隆浩君	山崎 正恭君	鰐淵 洋子君	北神 圭朗君	福島 伸享君												
武藤 容治君	村上誠一郎君	森 英介君	森山 裕君	山際大志郎君	山口 壯君	山田 賢司君	吉田 真次君	赤羽 一嘉君	大森江里子君	河西 宏一君	奥水 恵一君	佐藤 英道君	竹内 譲君	中川 宏昌君	中野 洋昌君	沼崎 満子君	平林 晃君	山口 良治君	吉田 宣弘君	緒方林太郎君	吉良 州司君													
財務金融委員長の選挙 ○議長（額賀福志郎君） これより財務金融委員長の選挙を行います。 選挙の手続につきましては、議長の選挙の例によることとなっております。なお、念のため申し上げますと、投票は無名投票であります。お手元に配付の投票用紙に、議席にごさいます財務金融委員名簿のうちから被選人の氏名を記載し、木札の名刺とともに持参されることを望みます。 これより点呼を命じます。 （参事氏名を点呼） （各員投票） ○議長（額賀福志郎君） 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。 開票。 これより名刺及び投票の計算並びに投票の点検を命じます。 （参事名刺及び投票を計算、投票を点検） ○議長（額賀福志郎君） 投票の結果を御報告いたします。 投票総数四百六十。名刺の数もこれと符合しております。 本投票の過半数は二百三十一であります。 投票中、白票が四票あります。これは当然無効であります。 得票数を事務総長から報告させます。 （事務総長報告） 阿久津幸彦君 二百三十八 小林 鷹之君 二百十八 ほかに無効 四 ○議長（額賀福志郎君） 右の結果、阿久津幸彦君が財務金融委員長に当選されました。 （拍手）																																		
財務金融委員長選挙投票者の氏名 逢沢 一郎君 あかま二郎君 東 国幹君 麻生 太郎君 あべ 俊子君 安藤たかお君 五十嵐 清君 石田 真敏君 石橋林太郎君 石原 宏高君 井出 庸生君 伊藤 忠彦君 伊藤 達也君 伊東 良孝君 稲田 朋美君 井野 俊郎君 井上 信治君 井上 貴博君 井林 辰憲君 今枝宗一郎君 岩田 和親君 岩屋 毅君 上田 英俊君 上野賢一郎君 江渡 聡徳君 江藤 拓君 英利アルフィヤ君 遠藤 利明君 大岡 敏孝君 大串 正樹君 大空 幸星君 大西 洋平君 大野敬太郎君 尾崎 正直君 鬼木 誠君 小野寺五典君 小淵 優子君 梶山 弘志君 勝俣 孝明君 勝目 康君 加藤 鮎子君 加藤 勝信君 加藤 竜祥君 金子 恭之君 金子 容三君 上川 陽子君 川崎ひとと君 神田 潤一君 城内 実君 黄川田仁志君 岸 信千世君 岸田 文雄君 木原 誠二君 木原 稔君 草間 剛君 工藤 彰三君 国定 勇人君 国光あやの君 栗原 涉君 小池 正昭君 小泉進次郎君 小泉 龍司君 河野 太郎君 高村 正大君 古賀 篤君 國場幸之助君 小寺 裕雄君 後藤 茂之君																																		

小林 茂樹君	小林 鷹之君	鳩山 二郎君	葉梨 康弘君	泉 健太君	市来 伴子君	辻 英之君	堤 かなめ君
小林 史明君	小森 卓郎君	浜田 靖一君	林 芳正君	伊藤 俊輔君	稲富 修二君	津村 啓介君	手塚 仁雄君
齋藤 健君	齋藤 洋明君	平井 卓也君	平口 洋君	今井 雅人君	梅谷 守君	寺田 学君	中島 克仁君
坂井 学君	坂本 哲志君	平沢 勝榮君	平沼正二郎君	江田 憲司君	枝野 幸男君	中谷 一馬君	長妻 昭君
坂本竜太郎君	笹川 博義君	広瀬 建君	深澤 陽一君	大河原まさこ君	大串 博志君	長友よしひろ君	西川 厚志君
佐々木 紀君	佐藤 勉君	福田かおる君	福田 達夫君	逢坂 誠二君	大島 敦君	西川 将人君	西村智奈美君
塩崎 彰久君	柴山 昌彦君	福原 淳嗣君	藤井比早之君	おおたけりえ君	大塚小百合君	野田 佳彦君	野間 健君
島尻安伊子君	島田 智明君	藤丸 敏君	船田 元君	おおつき紅葉君	大西 健介君	橋本 慧悟君	長谷川嘉一君
新谷 正義君	新藤 義孝君	古川 直季君	古川 康君	岡島 一正君	岡田 克也君	波多野 翼君	馬場 雄基君
菅 義偉君	鈴木 英敬君	古川 禎久君	古屋 圭司君	岡田 悟君	岡田 華子君	伴野 豊君	平岡 秀夫君
鈴木 馨祐君	鈴木 俊一君	穂坂 泰君	星野 剛士君	岡本あき子君	岡本 充功君	福田 昭夫君	福田 淳太君
鈴木 貴子君	鈴木 憲和君	細野 豪志君	堀内 詔子君	小川 淳也君	奥野総一郎君	福森和歌子君	藤岡たかお君
鈴木 隼人君	関 芳弘君	本田 太郎君	牧島かれん君	小熊 慎司君	落合 貴之君	藤原 規真君	太 栄志君
世耕 弘成君	瀬戸 隆一君	松島みどり君	松野 博一君	尾辻かな子君	海江田万里君	本庄 知史君	牧 義夫君
平 将明君	高市 早苗君	松本 剛明君	松本 尚君	金子 恵美君	鎌田さゆり君	升田世喜男君	松尾 明弘君
高木 啓君	高見 康裕君	松本 洋平君	三反園 訓君	神谷 裕君	亀井亜紀子君	松木けんこう君	松下 玲子君
武部 新君	武村 展英君	三谷 英弘君	御法川信英君	川内 博史君	川原田英世君	松田 功君	眞野 哲君
田所 嘉徳君	田中 和徳君	宮内 秀樹君	宮崎 政久君	城井 崇君	菊田真紀子君	馬淵 澄夫君	水沼 秀幸君
田中 良生君	棚橋 泰文君	宮路 拓馬君	宮下 一郎君	黒岩 宇洋君	源馬謙太郎君	三角 創太君	道下 大樹君
谷 公一君	田野瀬太道君	向山 淳君	武藤 容治君	神津たけし君	後藤 祐一君	緑川 貴士君	宮川 伸君
田畑 裕明君	田村 憲久君	村井 英樹君	村上誠一郎君	小宮山泰子君	小山 千帆君	森田 俊和君	森山 浩行君
辻 清人君	津島 淳君	茂木 敏充君	森 英介君	小山 展弘君	近藤 和也君	矢崎堅太郎君	谷田川 元君
土田 慎君	土屋 品子君	森下 千里君	森山 裕君	近藤 昭一君	齋藤 裕喜君	柳沢 剛君	山 登志浩君
寺田 稔君	渡海紀三朗君	築 和生君	山際大志郎君	酒井なつみ君	坂本祐之輔君	山岡 達丸君	山岸 一生君
富樫 博之君	永岡 桂子君	山口 俊一君	山口 壯君	櫻井 周君	佐々木ナオミ君	山崎 誠君	山田 勝彦君
長坂 康正君	長島 昭久君	山下 貴司君	山田 賢司君	佐藤 公治君	重徳 和彦君	山井 和則君	山花 郁夫君
中曽根康隆君	中谷 元君	山本 大地君	吉田 真次君	階 猛君	篠田奈保子君	屋良 朝博君	柚木 道義君
中谷 真一君	中西 健治君	若山 慎司君	青柳陽一郎君	篠原 豪君	篠原 孝君	吉川 元君	吉田はるみ君
中野 英幸君	中村 裕之君	青山 大人君	阿久津幸彦君	柴田 勝之君	下架 みつ君	米山 隆一君	笠 浩史君
仁木 博文君	西田 昭二君	東 克哉君	安住 淳君	下野 幸助君	白石 洋一君	早稲田ゆき君	渡辺 周君
西野 太亮君	西村 康稔君	阿部 知子君	阿部祐美子君	末松 義規君	杉村 慎治君	渡辺 創君	青柳 仁士君
西銘恒三郎君	丹羽 秀樹君	荒井 優君	新垣 邦男君	鈴木 岳幸君	鈴木 庸介君	東 徹君	阿部 圭史君
根本 拓君	根本 幸典君	有田 芳生君	安藤じゅん子君	宗野 創君	高橋 永君	阿部 司君	阿部 弘樹君
野田 聖子君	野中 厚君	五十嵐えり君	池田 真紀君	高松 智之君	竹内 千春君	池下 卓君	池畑浩太郎君
萩生田光一君	長谷川淳二君	井坂 信彦君	石川 香織君	武正 公一君	田嶋 要君	市村浩一郎君	伊東 信久君

井上 英孝君	猪口 幸子君
岩谷 良平君	梅村 聡君
浦野 靖人君	うるま讓司君
遠藤 敬君	奥下 剛光君
金村 龍那君	黒田 征樹君
斉木 武志君	齋藤アレックス君
杉本 和巳君	空本 誠喜君
高橋 英明君	徳安 淳子君
中司 宏君	西田 薫君
萩原 佳君	馬場 伸幸君
林 佑美君	藤田 文武君
藤巻 健太君	前原 誠司君
三木 圭恵君	美延 映夫君
村上 智信君	守島 正君
和田有一朗君	浅野 哲君
石井 智恵君	白木 秀剛君
岡野 純子君	小竹 凱君
菊池大二郎君	岸田 光広君
許斐亮太郎君	鈴木 義弘君
仙田 晃宏君	田中 健君
玉木雄一郎君	丹野みどり君
長友 慎治君	西岡 秀子君
西岡 義高君	橋本 幹彦君
鳩山紀一郎君	日野紗里亜君
深作ヘスス君	福田 徹君
福田 玄君	古川 元久君
円 より子君	向山 好一君
村岡 敏英君	森ようすけ君
赤羽 一嘉君	浮島 智子君
大森江里子君	岡本 三成君
河西 宏一君	金城 泰邦君
輿水 恵一君	斉藤 鉄夫君
佐藤 英道君	庄子 賢一君
竹内 讓君	角田 秀穂君
中川 宏昌君	中川 康洋君

中野 洋昌君	西園 勝秀君
沼崎 満子君	濱地 雅一君
平林 晃君	福重 隆浩君
山口 良治君	山崎 正恭君
吉田 宣弘君	鰐淵 洋子君
上村 英明君	大石あきこ君
榊 万里君	阪口 直人君
佐原 若子君	高井 崇志君
たがや 亮君	八幡 愛君
山川 仁君	赤嶺 政賢君
志位 和夫君	塩川 鉄也君
辰巳孝太郎君	田村 貴昭君
田村 智子君	堀川あきこ君
本村 伸子君	緒方林太郎君
北神 圭朗君	吉良 州司君
福島 伸享君	北野 裕子君
鈴木 敦君	古川 里奈君
河村たかし君	島田 洋一君
竹上 裕子君	玄葉光一郎君
中村はやと君	額賀福志郎君
平岩 征樹君	松原 仁君

○大岡敏孝君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。
本案は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるものです。
本案は、参議院提出に係るもので、去る六月十三日本委員会に付託をされ、同日、参議院内閣委員長代理者参議院議員山本博司君から趣旨の説明を聴取した後、直ちに採決しましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告します。(拍手)
○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十九分散会

出席国務大臣 国 務 大 臣 三原じゅん子君
○議長の報告 (通知書受領)
一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律
信託業法の一部を改正する法律
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
環境影響評価法の一部を改正する法律
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律
一、去る十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件
一、去る十三日、石破内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。
閣総第三六八号
令和七年六月十三日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
私は、令和七年六月十五日(日)午後十一時十分羽田空港発、六月十八日(水)午後八時五十分同空港着の予定で、カナダ訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に關してとつた措置の概況」の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「令和七年度の防災に關する計画」の報告

男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度男女共同参画社会の形成の状況」に關する報告

男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書

消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和六年度消費者政策の実施の状況に關する報告

消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく「令和六年度消費者事故等に關する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に關する報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づく「デジタル社会の形成に關する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告

令和七年六月十八日 衆議院會議録第三十五号

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

への対処に關する法律第五条の規定に基づく「令和六年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に關する政府の取組についての報告

科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度科学技術・イノベーション創出の振興に關する年次報告」

エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度エネルギーに關する年次報告」

一、去る十三日、内閣を経由して公正取引委員会委員長茶谷栄治君から、次の報告書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第四十四条第一項の規定に基づく「令和六年度公正取引委員会年次報告書

一、昨十七日、内閣から次の報告書を受領した。特定秘密の保護に關する法律第十九条の規定に基づく「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に關する報告

国会法附則第十一項の規定に基づく「令和六年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に關する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

三谷 英弘君

宮内 秀樹君

宮内 秀樹君

安全保障委員

辞任

草間 剛君

鈴木 英敬君

補欠

宮内 秀樹君

三谷 英弘君

補欠

東 国幹君

廣瀬 建君

議長の報告

中曽根康隆君

福田かおる君

五十嵐えり君

池畑浩太郎君

廣瀬 建君

若山 慎司君

東 国幹君

大西 洋平君

栗原 涉君

山本 大地君

おおたけりえ君

空本 誠喜君

中曾根康隆君

鈴木 英敬君

福田かおる君

五十嵐えり君

池畑浩太郎君

若山 慎司君

山本 大地君

おおたけりえ君

空本 誠喜君

栗原 涉君

大西 洋平君

草間 剛君

中曾根康隆君

鈴木 英敬君

福田かおる君

五十嵐えり君

池畑浩太郎君

補欠

三木 圭恵君

金村 龍那君

三木 圭恵君

金村 龍那君

石橋林太郎君

川崎ひでと君

平口 洋君

向山 淳君

岡田 華子君

高橋 永君

白木 秀剛君

小竹 凱君

寺田 学君

篠田奈保子君

笹田 学君

寺田 学君

小森 卓郎君

川崎ひでと君

平口 洋君

向山 淳君

岡田 華子君

河野 太郎君

棚橋 泰文君

平沢 勝栄君

森 英介君

篠田奈保子君

寺田 学君

小竹 凱君

塩川 鉄也君

田村 智子君

田村 智子君

鈴木 英敬君

加藤 竜祥君

荒井 優君

村上 智信君

井野 俊郎君

古川 直季君

萩生田光一君

国土交通委員

辞任

補欠

石橋林太郎君	平沼正二郎君
大西 洋平君	坂本竜太郎君
小森 卓郎君	塩崎 彰久君
下条 みつ君	梅谷 守君
馬淵 澄夫君	辻 英之君
赤羽 一嘉君	西園 勝秀君
坂本竜太郎君	山本 大地君
塩崎 彰久君	尾崎 正直君
辻 英之君	福田 淳太君
山本 大地君	島田 智明君
尾崎 正直君	小森 卓郎君
福田 淳太君	大西 洋平君
島田 智明君	石橋林太郎君
小森 卓郎君	下条 みつ君
大西 洋平君	馬淵 澄夫君
石橋林太郎君	赤羽 一嘉君
下条 みつ君	
馬淵 澄夫君	
赤羽 一嘉君	

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

上田 英俊君	福原 淳嗣君
小林 鷹之君	平沼正二郎君
若山 慎司君	栗原 涉君
平沼正二郎君	小池 正昭君
福原 淳嗣君	東 国幹君
小池 正昭君	尾崎 正直君
東 国幹君	上田 英俊君
尾崎 正直君	小林 鷹之君
栗原 涉君	若山 慎司君

(議案提出)

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出)
一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出)
一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十二名提出)
保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十三名提出)
一、昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外六名提出)
財務金融委員長井林辰憲君解任決議案(笠浩史君外六名提出)
(議案受領)
一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
手話に関する施策の推進に関する法律案
一、去る十三日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
手話に関する施策の推進に関する法律案
(委員会審査省略要求書受領)
一、昨十七日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
財務金融委員長井林辰憲君解任決議案
笠浩史君外六名

(議案付託)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
手話に関する施策の推進に関する法律案(内閣委員長提出、参法第九号(予))
内閣委員会 付託
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
手話に関する施策の推進に関する法律案(参議院提出、参法第九号)
内閣委員会 付託
(議案送付)
一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
独立行政法人男女共同参画機構法案
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出)
一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出)
一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十二名提出)
保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十三名提出)
(議案通知書受領)
一、去る十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

信託業法の一部を改正する法律案
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律案
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問主意書(福田玄君提出)
教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書(福田玄君提出)
石破総理の金利がある世界の恐ろしさという発言に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)
外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問主意書(竹上裕子君提出)
カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問主意書(阿部知子君提出)
政府の人口減少対策に関する質問主意書(落合貴之君提出)

同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問主意書(松原仁君提出) 外国情報機関による勧誘工作に関する再質問主意書(松原仁君提出) 戦没者遺族への援護に関する質問主意書(松原仁君提出) 原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問主意書(松原仁君提出) 外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問主意書(松原仁君提出) 一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) オンラインカジノ規制やギャンブル依存症対策等に関する質問主意書(山井和則君提出) 出入国在留管理庁における在留審査体制に関する質問主意書(青柳陽一郎君提出) 昨今の政府の経済財政運営に関する質問主意書(落合貴之君提出) 予備自衛官補からの任官階級に関する質問主意書(阪口直人君提出) 洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問主意書(島田洋一君提出) 在日米軍基地におけるPCBに関する質問主意書(田村貴昭君提出) 独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)	独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出) さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 我が国に駐留する米兵等に対して我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 物価高騰下における国民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 靈感商法と放送のあり方に関する質問主意書(中司宏君提出) 一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問主意書(田村貴昭君提出)	祝日キャンセル問題に関する質問主意書(井坂信彦君提出) キャリアアップ助成金制度の変更にに関する質問主意書(井坂信彦君提出) 本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問主意書(山川仁君提出) 沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問主意書(山川仁君提出) 有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書(山川仁君提出) 硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問主意書(阿部祐美子君提出) 離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問主意書(篠田奈保子君提出) 十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問主意書(大石あきこ君提出) いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 中国における日本軍性暴力被害に関する質問主意書(有田芳生君提出) 関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問主意書(青山大人君提出) 「地方創生二・〇基本構想」に関する質問主意書(神津たけし君提出) いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問主意書(阪口直人君提出) シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館(仮称 整備)に関する質問主意書(長妻昭君提出) 政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書(長妻昭君提出)	輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問主意書(長妻昭君提出) 政府備蓄米に関する質問主意書(田村貴昭君提出) 皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることにに関する質問主意書(たがや亮君提出) 日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) レアアース貿易に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書(吉田はるみ君提出) 健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問主意書(吉田はるみ君提出) 労働者の過半数代表者に関する質問主意書(吉田はるみ君提出) 東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問主意書(吉田はるみ君提出) ふるさと納税に関する質問主意書(吉田はるみ君提出) 国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問主意書(吉田はるみ君提出) 介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問主意書(山井和則君提出) 家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問主意書(山井和則君提出) 物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 持続可能な病院経営に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)
---	---	---	--

子育て版ケアマネジャー導入に関する質問主意書(阪口直人君提出)
シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問主意書(井坂信彦君提出)
海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書(井坂信彦君提出)
リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問主意書(井坂信彦君提出)
漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書(井坂信彦君提出)
外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書(吉川里奈君提出)
宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問主意書(吉川里奈君提出)
首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問主意書(八幡愛君提出)
生成AIで作成される商標の取扱い等に関する質問主意書(八幡愛君提出)
バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問主意書(山崎誠君提出)
高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問主意書(佐々木ナオミ君提出)
トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問主意書(松原仁君提出)
攻撃用無人機への対処に関する質問主意書(松原仁君提出)
経営・管理の在留資格に関する再質問主意書(松原仁君提出)
保険適用薬のあり方に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問主意書(杉村慎治君提出)
いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

中古品取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問主意書(杉村慎治君提出)
ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問主意書(竹上裕子君提出)
在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問主意書(竹上裕子君提出)
民泊制度の見直しに関する質問主意書(竹上裕子君提出)
先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問主意書(竹上裕子君提出)
障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)
「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書(阿部知子君提出)
羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書(城井崇君提出)
マンション大規模修繕工事に関する質問主意書(阿久津幸彦君提出)
税收の上振れに関する質問主意書(櫻井周君提出)
公営競技の適正利用に関する質問主意書(櫻井周君提出)
有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)
風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問主意書(緑川貴土君提出)
国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書(緑川貴土君提出)
コメ作況指数の公表廃止に関する質問主意書(緑川貴土君提出)
我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問主意書(梅村聡君提出)

(答弁書受領)
一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員井坂信彦君提出米の需要見通しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦君提出大学受験と入学金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松尾明弘君提出弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河村たかし君提出再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問に対する答弁書
衆議院議員藤原規真君提出博士人材の育成と活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子君提出外国人に対する生活保護廃止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治君提出日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ君提出火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈君提出無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈君提出太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出食鳥処理工程に関する質問に対する答弁書
令和七年六月二日提出
質問 第二一一一号
米の需要見通しに関する質問主意書
提出者 井坂 信彦
米の需要見通しに関する質問主意書
令和六年から、米の品薄が続き、価格が高騰している。政府は備蓄米を市場に流通させたが、価格の高騰に歯止めがかかっていない。「消えた二十一万トン」として、卸売業者が在庫を増やして価格を釣り上げているかのような印象を与える報道もある。しかし一部の専門家は、既に価格が上昇している中で売り惜しみをする理由はなく、また在庫管理のコストなどを考えると、流通の問題よりも需要の上昇が理由ではないかという意見があると承知している。
政府は米の需要見通しについて、一人当たり消費量(推計値)に人口推計値を乗じる手段によって算出している。具体的には、過去の需要実績を当該年の人口で除して消費量を算出し、その数値を用いたトレンド(回帰式)で一人当たり消費量の推計値を出している。その結果、一人当たり消費

量(推計値)はどんどん下がりがり続け、平成八／九年は七十五キログラムだったものが、令和七／八年では五十三・八キログラムまで減っている。

また、人口(推計値)も減少していることから、トレンド(回帰式)と人口(推計値)を乗じた数値は当然下がり続け、米の需要見通しは令和六／七年で六百七十三・八万トン、令和七／八年で六百六十三・四万トンと、どんどん減少している。しかし、令和五／六年の需要実績は七百五万トンとなっており、見通しと実績の乖離が起きている。一人当たり消費量(推計値)と人口(推計値)だけで算出する需要量に問題があるのではないかと考える。

見通しと実績の乖離が起こる要因の一つには、訪日外国人の増加が考えられる。令和六年の訪日外国人旅行者数は、約三千六百八十七万人である。観光庁の資料によると、平均泊数は十・一泊ということから、旅行者数で乗じると約三億七千万泊となる。一年間の日数で除すると、約百万人の外国人旅行者が常時滞在しているということになる。これに令和七／八年の一人当たり消費量の推計値を乗じると、訪日外国人旅行者で約五万四千トンの需要が計算されるはずである。

もう一つは輸出入の増加が考えられる。米及び米加工品の令和六年の輸出入量は約六万八千トンとなっており、令和元年からおよそ倍増している。この二つの数値を単純に合わせるだけで、少なくとも約十二万二千トンとなる。こうした訪日外国人需要・海外需要が、政府の需要見通しから抜けているのではないかと考える。米の需要見通しの算出方法が、現状と合わなくなっているのではないかと考え、以下、政府に質問する。

一 農林水産省によると、米の需要見通しはトレンド(回帰式)で一人当たり消費量(推計値)を算出する際に、インバウンドによる増加分を含ん

でいるとのことである。外国人のインバウンドを含んだ数字に、日本人の人口(推計値)を乗じるというという数式では矛盾が生じ、整合性が取れないのではないかと考える。別途、計算をする必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二 現在、大阪・関西万博が開催されており、今後多くの外国人の来訪が予想されている。その他の観光地においてもオーバートーリズムと言われるほど訪日外国人が増加している。こういったインバウンド需要向けに、ホテルや飲食店で使用、もしくはキープしている米が増えている、一般家庭への流通が滞っているのではないかと考えるが、政府の見解を伺う。

三 海外への輸出入量を米の需要見通しに加える必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四 和食は平成二十五年に、ユネスコの無形文化遺産に登録された。農林水産省では、登録五周年時点の実績として、海外における日本食レストラン数の増加、農林水産物・食品の輸出額の増加、訪日外国人旅行者数・旅行消費額の増加といったことをウェブサイト上でアピールしている。こうしたことから、米の需要が高まることとが予見できなかったのか、政府の見解を伺う。

五 アメリカ在住の日本人歌手がSNSで、令和六年産の日本産の米が、五キログラム十九・九九ドルで山積みされて売られている画像を発信した。その後同様に、日本産の米が各国で日本よりも安く販売され、在庫もたくさんある様子を、海外に在住する日本人が次々とアップしていることと承知している。政府は海外で日本米が安く大量に売られている状態を把握しているか。六 米の海外での需要が高まっていることは、先述のとおり政府も認めている。減反・減産によ

る生産調整ではなく、輸出入を調整すること、米の国内での需給と価格の調整をすべきと考えるが、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第二二一号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出米の需要見通しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出米の需要見通しに関する質問に対する答弁書

一及び三について

農林水産省においては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四条第一項の規定に基づき、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(以下「基本指針」という。)において、米穀に係る需要見通し(以下「需要見通し」という。)を定めているところ、その今後の策定に当たっては、御指摘の「インバウンドによる増加分」及び「海外への輸出入量」についても、関係者の意見を聴いた上で適切に対応してまいりたい。

二について

お尋ねの「インバウンド需要向けに、ホテルや飲食店で使用、もしくはキープしている米が増えている、一般家庭への流通が滞っている」かどうかについては、調査を行っておらず、お答えすることは困難である。なお、令和七年三月二十六日に開催した第六十五回食料・農業・農村政策審議会食糧部会参考資料六「米の基本指針(案)」に関する主なデータ等では、訪日外国人による米穀の需要量について、令和六年は

五・二万トン(精米換算。以下同じ)、令和七年は七・〇万トンとそれぞれ試算している。

四について

お尋ねの「米の需要が高まることと予見できなかったのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「米の需要」については、需要見通しによりその見通しを示している。その算定方法については、農林水産大臣が令和六年七月に策定し、令和七年五月に変更した基本指針の第二の二において、「一人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じる手法により、算出すること」としている。この「一人当たり消費量(推計値)」は、「平成八／九年から・・・の需要実績をそれぞれ当該年の人口で除したものであるところ、この場合の「需要実績」は、当年産の「主食用米等生産量」と各年の「六月末民間在庫量」の合計から、翌年の「六月末民間在庫量」を差し引いて算出している。このため、需要見通しにおいて、御指摘の「海外における日本食レストラン数」、「輸出額」、「訪日外国人旅行者数」等の一時的な増減を直ちに反映することは困難であると考えている。いずれにしても、需要見通しの今後の策定に当たっては、一及び三について述べたとおり、関係者の意見を聴いた上で適切に対応してまいりたい。

五について

御指摘の「日本産の米が各国で日本よりも安く販売」され、一定量の在庫が存在する事例があることは報道等により承知している。六について
御指摘の「減反・減産による生産調整」については、令和七年三月十一日の衆議院農林水産委員会において、松尾農林水産省農産局長が「平成三十年より、生産数量目標の配分・・・を国

が行わない・・・政策に移行いたしまして、それぞれの農業者、産地が必要に応じた生産を行うということが基本になっております」と答弁したとおりである。また、米穀の輸出に当たっては、民間事業者が当該米穀の実需者の需要に対応して供給を行う必要があることから、御指摘のように、「米の国内での需給と価格の調整」を目的として「輸出货量を調整する」ことは困難であると考えている。

令和七年六月二日提出
質問 第二一一一号

大学受験と入学金に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

大学受験と入学金に関する質問主意書

二〇一六年度の大学入試から、私立大学の入学定員管理が厳格化された。入学人数が超過した場合は国からの補助金がカットされるため、各私立大学は、以前のように辞退者が出ることを前提として定員を超えた合格者を出すことを控えるようになった。確かに、定員をはるかに超える合格者を出し、辞退者が少なければ定員を超えて入学させるという運営に対しては、「学生に対して提供する教育の質と、徴収する学費と見合っているのか」という批判もあったと承知している。その代わりに、私立大学は補欠などの発表をせず、辞退者が出るたびに少しずつ追加の繰上げ合格を発表するなどし、年度末までに入学者数を調整するようになった。

第一希望の合格が第一次合格発表で叶わなかった受験生の側からすると、この大学の選考方法に対応するパターンは二つある。一つは、第二次合格、第三次合格と追加の繰上げ合格の発表が終わるまで待ち続けることである。合否が確定するま

で状況によつては三月下旬まで待たなければならぬ。その間に、第二希望、第三希望などで合格が出た場合は、合格した学校の入学手続をしておきながら第一希望の結果を待つことになる。もし希望上位校の合格が出ると、先に入学手続をした学校の入学権利を辞退し、既に支払った入学金は返つてこない。最高裁の判例でも、入学金は返還する必要があるとされている。大学側が、繰上げ合格を少しずつ何回も発表することで、受験生側は二校、三校と入学金を放棄することもあり得る。有志の若者団体である入学金調査プロジェクトが調査の結果を本年一月二十二日に発表したものによると、調査に回答した大学生のうち二十七日が入学金の二重払いを経験したと回答した。もう一つのパターンは、第二期試験、第三期試験と日程が合う学校学部を追加受験することである。第一希望の結果を待つ間に、同校や他の学校の第二期試験、第三期試験を受けるわけだが、当然追加の受験費用が発生する。せつかく追加受験をしたのに、第一希望が後から繰上げ合格となれば、この受験費用は全くの無駄となる。同プロジェクトの調査によると、受験にかかる費用を考慮した結果、本当は出願したかったものの出願を諦めたと回答した割合は、私立大学の一般入試で二十五・六%に上ったという。

このように、政府によつて私立大学の定数管理厳格化が進んだことで、受験生や保護者の費用負担が増加しているおそれがある。このやり方が続けば、親の経済格差によつて行きたい大学に行けない、試験を受けられないということが起こる可能性があることから、政府に質問する。

一 私立大学の合格を辞退した際の、返還されない入学金について、年間で何人の受験生がいくら負担しているのか、どの大学が入学しない受験生からいくら入学金収入を得ているのか、政

府はそれぞれの実態を把握しているか伺う。
二 入学を辞退した場合、先払いした学費は全額返還されるが、入学金については返還しない大学が多いと承知している。例えば、入学金についても半分は返金したり、返還されない入学金の額に上限を設けるなど、規制することは考えられないか、政府の見解を伺う。

三 文部科学省の調査によると、入学金は私立大学で平均約二十四万円と言われている。辞退する学校が二校とは限らず、二校、三校という場合もあり、数十万円を浪費することになってしまふと考える。辞退することで返金されない入学金について、奨学金の対象とする、もしくは無金利で貸し付けるなどの支援をすることはできないか、政府の見解を伺う。

四 私立大学の受験料は、三万円から四万円が一般的となっている。某予備校の調査では、私立大学を一般選考で受験する場合、一人当たり平均で四校程度受験しており、受験生は十万円から二十万円程度の受験料を払っていると承知している。更に第二期、第三期と試験回数を増やすと、受験費用がかさんでしまふ。受験費用について、奨学金の対象とする、もしくは無金利で貸し付けるなどの支援をすることはできないか、政府の見解を伺う。

五 私立大学の医学部は一般的に受験料が六万円程度、入学金は百万円から二百万円となっており、入学辞退をした時の費用負担が大きい。家庭に数百万円の蓄えがないと受験すらできないというのが実情であると考ええる。

1 医学部の受験料や返還されない入学金について、奨学金の対象とする、もしくは無金利で貸し付けるなどの支援をすることはできないか、政府の見解を伺う。

2 医学部の入学金については特に金額が大き

いので、返金規定を設けることや、返金されない入学金に上限を設ける必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六 第四次合格発表が三月二十九日など、年度末ぎりぎりに設定されている学校もある。四月一日の入学に対して準備期間があまりにも短い。地方の学生などは、転居が間に合わず、希望の学校の繰上げ合格を待つことができずに断念することが発生していると承知している。合格発表の最終期限、入学までの期間の確保など、大学に対して指導する必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を伺う。

七 私立中学、私立高校の受験においても同様に返還されない入学金の問題がある。大学受験と同様に問題として認識し対応を検討すべきと考え、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第二一二号
令和七年六月十三日

衆議院議長 内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議員 額賀福志郎 殿

衆議院議員井坂信彦君提出大学受験と入学金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出大学受験と入学金に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「返還されない入学金について、年間で何人の受験生がいくら負担しているのか」及び「どの大学が入学しない受験生からいくら入学金収入を得ているのか」については、政府として把握していない。

二及び五の2について
お尋ねの「規制」の具体的に意味するところが

必ずしも明らかではないが、大学の入学料の在り方については、最高裁判所の判例において「学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する入学金については、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、その後にな学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はない」とされている(最高裁判所平成十八年十一月二十七日第二小法廷判決)ことも踏まえつつ、各大学の設置者において判断されるべきものであり、文部科学省としては、各大学の設置者に対し、学生の経済的負担の軽減を図る観点から、入学料の額の抑制、減免、分割納入等の措置を積極的に講ずるよう要請してきており、大学による入学料の返還等について、立法措置を講ずることは考えていない。

三、四及び五の1について

お尋ねの「奨学金の対象とする、もしくは無金利で貸し付けるなどの支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、在籍する大学に係る学生納付金以外の費用の支出にも利用可能な支援については、例えば、独立行政法人日本学生支援機構による第二種学貸与金の貸与額の一時的な増額や、株式会社日本政策金融公庫による教育資金の貸付け等があると承知している。

六について

お尋ねの「合格発表の最終期限、入学までの期間の確保など、大学に対して指導する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「令和八年度大学入学者選抜実施要項」(令和七年六月三日付け七文科高第三百十三号 文部科学省高等教育局長通知別紙)において、「教科・科目に係る個別テスト(各大学で実施す

令和七年六月十八日 衆議院会議録第三十五号

る一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト)の期日」について、「合格者の決定発表」を令和八年三月三十一日までとしているところ、これは、受験生の受験機会の確保の観点も踏まえて定めたものであり、これを変更することは考えていない。

あると承知しているところでございます。この点につきましては、総務省等が定める電気通信事業における個人情報等の取扱いに係るガイドライン及びその解説におきまして、弁護士会照会により個々の通信とは無関係の契約者情報を開示することは電気通信事業法が定める通信の秘密を侵害するものではないと示されているところでございします。」との答弁がなされた。この答弁を踏まえ、以下質問する。

お尋ねの「大学受験と同様に問題として認識し対応を検討すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、私立の中学校及び私立の高等学校の入学料の在り方については、各学校の設置者において適切に判断されるべきものであり、その上で、入学しなかった私立の中学校及び私立の高等学校に納付した入学料に係る受験生の経済的負担の軽減等への対応については、一義的には、所轄庁である都道府県知事において判断されるものであると考えている。

令和七年六月二日提出
質問 第二一三三号

弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問主意書

提出者 松尾 明弘

弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問主意書

令和七年四月十日の衆議院総務委員会で行った質疑において、政府参考人より、「通信事業者が保有する契約者情報については、弁護士法に基づく弁護士会照会により開示されている例が

議長長の報告

内閣衆質二一七第二一三三号
令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松尾明弘君提出弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松尾明弘君提出弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「制度的・法的障害」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月十八日最高裁判所第三小法廷判決において、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二十三条の二第二項に基づく照会以下「弁護士会照会」という「を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきもの」と判示されているところ、お尋ねの「場合」においても、一般論として、弁護士会照会に対して報告をすることににより契約者等の権利利益を不当に侵害するなど、当該報告をすることを拒絶する正当な理由がある場合には、弁護士会照会を受けた電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者以下「電気通信事業者」という「が報告をすることは適当ではないと考えている。

二について

お尋ねの「制度的・法的障害」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「アクセスプロバイダ」や「コンテンツプロ

バイダ」を含め電気通信事業者が弁護士会照会に対して報告をすることについては、一について述べたとおりである。

三について

お尋ねの「制度的・法的障害」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月十八日最高裁判所第三小法廷判決において、弁護士会照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきもの」と判示されているところ、一でお尋ねの「場合」に弁護士会照会に対して報告をすることを拒絶した場合における、お尋ねの「権利を侵害された者」及び「代理人弁護士」に対する不法行為の成否については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものと考えている。また、当該場合における「弁護士会照会の主体である弁護士会」に対する不法行為の成否については、同判決において、弁護士会照会に対する報告を拒絶する行為が、「弁護士会照会」をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはない」と判示されているものと承知しており、このことは、弁護士会照会を受けた者が電気通信事業者である場合にも当てはまるものと考えている。

令和七年六月三日提出
質問第一一四号

看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問主意書

近年、看護専門学校が多くで定員割れが常態化し閉鎖が相次いでいる。特に、地方では看護大学は少なく、看護師養成は看護専門学校が担っているが、このままでは地方の医療を守る人材の供給が途絶えかねないと考えらる。

このような危機的な状況に加えて、現在看護基礎教育の現場で問題となっているのは、学生に対する教員及び実習指導者からのハラスメントである。これらのハラスメントによって心身の不調をきたし、休学・留年・退学、最悪の場合は自殺に追い込まれる学生の存在が頻繁に報道されていると承知している。看護基礎教育現場における人権侵害の根絶、並びに医療を支える人材の確保及び看護の質向上のために、看護師養成基礎教育の抜本的見直しについて、以下政府に対し質問する。

一 ハラスメントの実態について

北海道は、道立看護学院における教員からのハラスメントに関して学生及び遺族からの申立てを受け、第三者委員会による調査(道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会)を実施し、二〇二一年に五十二件、二〇二三年に四件のハラスメントを認定した。認定されたハラスメントは、軽微の規則違反に対する行き過ぎた処分(書類の提出期限に一分遅れたことをもって再試験を受けさせず留年を確定させた等)、指導の放棄・拒否や進級卒業の妨害、暴言・人格を否定する発言(看護師になれると思ってんの「看護師に向いてない」等)及び留年退学の示唆(「学生辞めちゃえば「学校辞めたら」いつでもお前の首なんて切れるから」等)であった。

こうしたハラスメントは、道立看護学院固有

の問題ではなく、全国各地の看護専門学校に共通して発生していると承知している。

千葉県木更津看護学院では、教員のハラスメントを原因として大量の退学者が生じているとの報道を受け、第三者委員会による調査(木更津看護学院ハラスメント調査委員会)が行われた結果、二〇二三年一月に七件のハラスメント行為として認定された。具体的事例は、「記録を床に投げつける、怒鳴って指示をする等の指導時における威圧的態度」、「生徒を馬鹿にする言動」、「看護師に向いていない、辞めた方がいい等と生徒の人格を否定する言動」、「具体的な指導を行わず、闇雲に記録の再提出を繰り返したこと」等である。

愛知県蒲郡市立の看護専門学校におけるハラスメントに関する調査委員会(蒲郡市立ソフィア看護専門学校ハラスメントに関する調査委員会)は、二〇二三年七月に十五件をハラスメント、四件をハラスメントの疑いがある事実と認定した。ハラスメントとして認定された事例は、「文句があるならどうぞ学校を辞めてください」「あなたを落とす」「あなたの声は患者に不快感を与える」等の発言や、実習の予定を教えない、課題の提出を認めない等であった。

兵庫県相生市の看護専門学校でも、複数の生徒らが教員からのパワーハラスメントを訴え、設置者が調査(相生市看護専門学校ハラスメント防止対策委員会)を行った。生徒に連帯責任を負わせようとする発言や、「どう責任をとるか」「けじめをつける」「誠意が感じられない」「ずる賢い」「プライドが高い」などの発言等四件を、「不適当な指導、妥当性を欠く指導」と判断し、教員四名に対し口頭訓告などの処分が行われたと承知している。

生徒に連帯責任を求める発言については、北

海道立看護学院に対する北海道の調査報告書でも「相当な範囲を逸脱する不適切な指導」として事実認定されている。なお、相生市看護専門学校では一九九四年二月に実施されたアンケート調査で、五十%の学生が学内でハラスメントがあると回答している。

福井県越前市にある看護専門学校においても、教員のハラスメントについて複数の学生から告発があった。

「無言で記録物を叩きつけられ」「お前アホじゃねえ」「看護師に向いていない」「あなたは看護師になつたら大きなミスをする。絶対に人を殺す」等、十件以上の被害の訴えに対し、第三者委員会は五件を不適切な言動として認めているとされている(福井新聞オンライン 看護専門学校パワーハラ問題、教職員の不適切言動確認 調査委員会の報告書公表 福井県越前市二〇二五年四月二十六日)。

以上のように、それぞれの第三者委員会が認定した事実から、看護専門学校において、現在の一般社会では許容できない言動が、教員等から学生に対し繰り返行われていることがうかがわれる。

また、公益社団法人日本医師会は、二〇二四年三月に公表した「二〇二二・二〇二三年度医療関係者検討委員会報告書(以下、医師会報告書)」において、学生に対するハラスメントの背景に、「伝統的に看護教育の中で伝達されてきた「人の命に関わる仕事であるから厳しいのは当たり前」という根強い価値観や、「自分の時はそのように教えられたから」という自分の体験を元にした悪しき看護教育の連鎖があるように思えてならない」と指摘している。

厚生労働省の地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業において、学生の実態調

査が必要とされているが、学生及び元学生に対する教員等からのハラスメントの実態に関する調査も実施すべきではないかと考えるが、政府の見解を述べられたい。

二 専任教員の採用について

北海道立看護学院の事例で第三者委員会座長は、「臨床現場に配置しにくい人材に退職してもらいうことができず、直接患者を受け持たない学校という現場に転勤させてきた」と指摘している。看護現場に不適切な人材を、看護基礎教育現場に配置するなどということは本末転倒であり、将来のある学生のためにも、看護の質向上のためにも看過できないと考える。

1 北海道内看護学校の二〇一九年までの九年間の平均卒業率は八十九・三％であったが、ハラスメントが問題となった二校では七十四・五％及び七十・六％であった。専任教員として適切な人材の採用が担保されているか。特に退学・留年・休学が多発している看護専門学校については、教育現場の実態調査が必要と考えるが、政府の見解を述べられたい。

2 性暴力と同様に、過去にハラスメントを行ったことを原因として懲戒・分限処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用され、新たな被害を生むことがないよう、教員採用段階において何らかの取組をすべきと考えるが、政府の見解を述べられたい。

三 専任教員の養成について

看護専門学校の専任教員には、五年以上の看護業務経験があり、なおかつ専任教員養成講習会における三十一単位(六百六十時間)以上を取得し修了が認められた者等がなることができる(看護師等養成所の運営に関する

指導ガイドライン第五及び専任教員養成講習会実施要領)。

専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドラインでは、看護基礎教育の基盤となる能力を「学生の尊厳や人権を擁護するともに、意志決定を支え援助する能力」「相互理解を基本とした援助関係を形成する能力」「学生の生活背景や価値・信条、文化を理解する能力」等と定義している。

一方、北海道立看護学院の調査書は、「教員全員が学生を育てるよりもふるい落とすような教育方針ないし態度をとっていた」と指摘している。

1 現在の専任教員養成講習会における三十一単位(六百六十時間)のうち、ハラスメントに関する研修に充てられているのは何時間か示した上で、看護基礎教育の基盤となる能力の習得に照らして、現状の専任教員養成講習会のカリキュラムは十分と考えるか。政府の見解を述べられたい。

2 医師会報告書では「二〇二一年度時点で全教員が「専任教員資格要件」を満たしている」と回答した課程は三百七十九課程中百七十九課程に留まっている。つまり半数以上の看護専門学校で「専任教員となることのできる者」の条件を満たさない人材が採用されている可能性がある。各地で起きているハラスメント事例は教員の質が担保されていないことに原因の一端があるのではないか。最低限、専任教員資格要件を義務化すべきと考えるが、政府の見解を述べられたい。

四 教務主任の養成について

看護専門学校の教務主任には、三年以上の専任教員経験があり、なおかつ、教務主任養成講習会における十一単位(二百五十五時間)以上を

取得し修了が認められた者等がなることができる(看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第五及び教務主任養成講習会実施要領)。

教務主任講習会は、「看護師等養成所において、統括的役割を果たすために必要な能力を開発するため」に設けられ、主務教員には、「学校運営に起こりうる課題や問題事例に倫理的に向き合い、真摯な態度で管理者責任が果たせること、リスクマネジメントにおいて関係者がチームとなつて対応・解決しうるための統制力を身につけていること」等が求められている専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン)。

民主的な教育を実現するため経験を積んだ教員によるリーダーシップが求められる中、医師会報告書では「閉鎖的な人間関係の中で、「影響力の大きい教員」に引きずられ、「見よう見まね」に従来通りのやり方」で学生に関わる」と指摘されている。

北海道立看護学院の調査書では、副学院長が「実質上のトップとして君臨し、他の意見を受け付けない体質により、教員が意見をさしはさむことを控え、教務室内においてハラスメントに遭わないよう自己保身のため、従う構造」があったと記載されている。蒲郡市立看護学校の調査書では、一部教員による学生へのハラスメントや行き過ぎた指導を副学校長が黙認ないし助長させたばかりでなく、あるうことか副学校長自身が、ハラスメント調査委員会から提出を求められた学生に対するアンケートを廃棄処分したことが認定されている。

1 教務主任講習会等において、専門学校運営の中心を担う人材に対してもハラスメントに関する研修の徹底が必要であると考えが、

政府の見解を述べられたい。

2 医師会報告書によれば「二〇二二年度に教務主任の役割を担うもので教務主任養成講習会、あるいはそれに準ずる必要な研修を受講済みの課程は三百七課程中百五十五課程(五十・四％)に留まっている。およそ半数の看護専門学校で「教務主任となることのできる者」以外の者がその役割を担っている可能性がある。政府は、毎年度の都道府県からの報告によりこの事実を認識できると考えるが、しかるべき指導をしたのか。したとしたらどのような形で行ったのか。具体的に述べられたい。

3 教務主任資格要件を義務化すべきと考えるが、政府の見解を述べられたい。

5 外部の第三者による相談体制の整備について医師会報告書によれば、三年課程の看護専門学校においては、専任教員八名と事務職員二名の合計十名という非常に小規模な組織で運営を行っている養成機関も多いとされている。相談者のプライバシー保護はハラスメント防止のために講ずべき措置の一つ(厚生労働省の事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 二〇二〇年一月十五日)であるが、教職員十名の組織に構築された校内の相談体制では、プライバシーの保護は実際上不可能である。また、ハラスメントがすでに蔓延している組織においてハラスメントの疑義が生じた場合、内部での「事実関係を迅速かつ正確な確認」も現実的に不可能であると考ええる。

北海道立看護学院の調査書で示された事例では、外部相談窓口が設置されていることが、学生等に周知徹底されていなかった。二〇一九年に学生が自殺し、二〇二〇年から二〇二一年に

苦情・通報が複数寄せられたが、設置者の対応は口頭指導に留まった。その後も度重なる訴えを受けて北海道調査委員会は学生並びに教員への聴取を実施したが、まとめられた報告内容は事実をかなり過小評価あるいは矮小化したもので、第三者調査委員会の設置まで事態は深刻と受け止められなかった。

木更津看護学院では、二〇〇七年頃より、生徒や家族等からのクレームが増加し、スクールカウンセラーから提言が出されたものの、改善策が検討されることはなかった。二〇一六年に決議されたキャンパス・ハラスメントガイドラインも実際には運用されず、生徒等からの訴えに対してハラスメント委員会は開催されなかった。生徒に対しハラスメントを訴える中立案場が保障されていなかったとされている(木更津看護学院ハラスメント調査委員会報告書 二〇二二年十二月二十八日)。

蒲郡市の看護専門学校では、教員の指導が不適切あるいはパワハラである旨の発言が教務主任や学生の保護者より出たが、副学校長は事実を確認せず学生が悪いと叱責し、教員による不適切な指導を放置容認したとされる(蒲郡市立ソフィア看護専門学校ハラスメントに関する調査委員会報告書 二〇二三年七月六日)。

これらを踏まえ、ハラスメント防止のための措置を機能させるため、看護専門学校において、外部の第三者による相談体制の整備、学生保護者等への周知徹底、通報や相談に対して解決までのフローを定めるなど、具体的な取組が急務であると考え、政府の見解を述べられたい。

六 看護学生からの個別相談担当部局について
1 看護専門学校におけるハラスメントに関する相談窓口であるが、一部の都道府県の担当部局においては、学生からのハラスメントに関する個別の相談には対応しないと公言するところがあると承知している。看護専門学校生からのハラスメントに関する相談については、各都道府県の看護師等養成所の所管部局において対応するとの政府方針に間違いはないか。

2 各都道府県の所管部局において対応するのであれば、教員から学生へのハラスメント禁止をまず指定規則に明記し、国の方針を明確にすることが順当ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 臨地実習中の睡眠不足について
看護学生が睡眠時間を削って臨地実習に取り組んでいることは様々に報告されているところであり、記録・課題の多いことがその要因の一つと分析されている。

そもそも、一単位の授業科目は「四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成すること」を標準(大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による)とすると定められている。理学療法士専門学校の学生が臨地実習中に自殺し、遺族が提起した事件で、裁判所は、厚生労働省が「臨地実習における学習時間を一週間当たりおおむね四十五時間以内とするよう求め」たのに、「(当該学生の)学習時間が質的・量的に過重であったにもかかわらず、(実習指導者が)実情を把握せず改善の指導をしなかったこと」を実習指導者の違法行為と認定している。また、「(学生に対し)具体的な作業時間や睡眠時間等の確認(中略)すらしたことがなかった」専門学校に対し安全配慮義務違反と認定した(二〇一八年六月二十八日大阪地裁判決)。

看護師養成の臨地実習においても、「長時間の学習によって学生が過度の疲労や心理的負荷等を蓄積し、その心身の健康を損なってしまうことのないように、学生を保護する」(同判決)必要があることは、理学療法の臨地実習と同じである。一単位の時間数である「四十五時間」とは、臨地実習の時間外に当該臨地実習に必要な書類の作成等を行う時間も含むものであることを指定規則及びガイドラインで明示すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 教育の質保証の観点からの情報公表の必要性について
看護専門学校も高等教育機関として教育の質の保障を社会から求められていると考える。中央教育審議会は、「学修者や社会が期待する学修成果が認められるかを自ら示すことができ、はじめて教育の質が保証されていると言える」(中央教育審議会大学分科会 新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について 二〇二二年三月十八日)としている。

看護師学校養成所においても、教育の質の保障の観点から「教育活動に伴う基本的な情報」については公表が必要不可欠であると考え、政府の見解を示されたい。

九 ガイドラインの形骸化について
医師会報告書では、資格を有しないものが専任教員並びに教務主任となっている事実以外に、「ガイドラインで望ましいとされている教員数が「配置基準未満」と回答したのは三百五十八件/千六百十八件(二十二・一%)」とも報告されている。相当の看護専門学校で専任教員数さえ担保されていない実態が明らかであり、一単位四十五時間の規定についても同様である。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインは完全に形骸化していると考え。まずは看護専門学校における義務と努力義務を峻別し、義務は指定規則への格上げが急務であると考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二一四号
令和七年六月十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員阿部知子君提出看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員阿部知子君提出看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問に対する答弁書

一について

看護師等養成所における御指摘の「ハラスメントの実態」については、令和四年度に厚生労働省が都道府県を対象として実施した「看護師等養成所における学生支援体制に関するアンケート」等を通じて把握しているところ、同省が令和六年度から実施している御指摘の「地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業」については、「地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業一式 仕様書」に基づき、「次回のカリキュラム改正の検討に必要な情報の収集と、令和四年度からの新カリキュラムの効果を検証するため、実習場所・教育内容や方法・卒業時到達度等の調査を行う」こととしているが、当該調査の中で、御指摘の「ハラ

スメントの実態に関する調査」を行う予定はない。

二の1について

お尋ねについて、「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」(平成二十二年四月五日付け医政看発〇四〇五第三号厚生労働省医政局看護課長通知別添。以下「講習会ガイドライン」という。)において、都道府県に対して、「教員に求められるもの」として「教員として学生の人權を擁護するとともに、学生が人間の尊厳や倫理について考察できるように指導を行うこと」等と示し、また、保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「施行令」という。)第十四条第一項の規定において、「指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない」と、施行令第十五条の規定において、「行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる」とし、さらに第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができるとしているところ、行政庁である各都道府県において、御指摘の「特に退学・留年・休学が多発している看護専門学校」も含め、「専任教員として適切な人材の採用が担保されているか」等の「教育現場の実態について、適切に把握されるべきものと考えており、現時点において、政府として当該実態の調査を行う予定はない。

二の2について

御指摘の「専任教員の採用については、二の

令和七年六月十八日 衆議院会議録第三十五号

1について述べたとおり、各都道府県において、その実態について適切に把握されるべきであり、その上で、適切に対応すべきものと考えており、御指摘のような「性暴力と同様に、・・・教員採用段階において何らかの取組」を講ずることについては、慎重に検討すべきものと考えている。

三の1及び四の1について

御指摘の「看護基礎教育の基盤となる能力の習得に照らして、・・・カリキュラムは十分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「何時間か」については把握していないところ、令和四年十一月八日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「パワーハラスメント防止も視野に入れた学生との関わり方に関する教材を作成いたしました」と、都道府県等が開催しております看護教員を対象とした研修会でも使用しているところでご覧いただけます」と述べているところ、御指摘の「専任教員養成講習会」及び「教務主任講習会」も含め、当該研修会を開催する都道府県等において、当該教材を使用し、御指摘の「ハラスメントに関する研修」が適切に実施されているものと承知しており、引き続き、当該研修の実施について周知してまいりたい。

三の2及び四の3について

御指摘の「専任教員資格要件」及び「教務主任資格要件」を「義務化するべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これらの「資格要件」を保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第一号。以下「指定規則」という。)に規定すべきとの御質問であるとすれば、施行令第十六条第一項の規定において、「行政庁は、指定学校養成所

が・・・主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき・・・は、その指定を取り消すことができる」としているところであり、これらの「資格要件」を指定規則に規定することは、その影響等も踏まえ、慎重に検討すべきものと考えている。

なお、御指摘の「専任教員養成講習会」及び「教務主任養成講習会」の受講を促進するため、平成二十五年年度から、就労しながらでもこれらの講習会を受講できるよう、講習会ガイドラインに示す「eラーニング」を導入するとともに、受講の機会を拡大するため、平成二十六年年度から、地域医療介護総合確保基金事業による「看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備」事業において、都道府県等におけるこれらの講習会の開催経費の補助等の支援を行っているところである。

四の2について

看護師等養成所における教員の配置状況、教育の内容、教育の方法等に関しては、各都道府県において、施行令第十四条第一項及び第十五条の規定に基づき、各看護師等養成所からの報告の内容に応じ、必要な指示を行っているものと承知しており、政府としては、御指摘の「指導」は行っていない。

五について

御指摘の「外部の第三者による相談体制の整備」に関しては、令和六年に厚生労働省が一般社団法人日本看護学校協議会に委託して作成した「看護師等養成所におけるハラスメント対応事例収集事業報告書」(以下「ハラスメント対応事例収集事業報告書」という。)において、「相談窓口が内部のみでは、ハラスメントを相談すること自体を躊躇することも想定されることがか

ら、看護学校として外部機関の相談窓口も用意することが理想」と、また、御指摘の「学生保護者等への周知徹底」に関しては、ハラスメント対応事例収集事業報告書において「大学などでは、リーフレットを利用して、ハラスメントの概念やハラスメントを受けたり発見したりした場合の相談窓口を周知しているところも多い。看護学校においても検討する必要がある」と記載され、さらに、御指摘の「通報や相談に対して解決までのフロー」に関しては、ハラスメント対応事例収集事業報告書の「事例集」により、「考えられる対応案」として、「行政」、「養成所」及び「法律家」の「立場から」のもの等が記載されているところ、これらについて、「看護師等養成所におけるハラスメント対応事例収集事業報告書について」(周知)「令和六年五月十七日付け厚生労働省医政局看護課事務連絡」において、都道府県を通じて各看護師等養成所に対して周知を図るとともに、同省のホームページで公表しており、引き続き、こうした周知を進めてまいりたい。

六の1について

御指摘の「学生からのハラスメントに関する個別の相談」の内容は様々であることから、一律に「各都道府県の看護師等養成所の所管部局において対応する」のではなく、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(平成二十七年三月三十一日付け医政初〇三三一第二十一号厚生労働省医政局長通知別添。以下「看護師等養成所運営指導ガイドライン」という。)において、看護師等養成所で、「学生の生活やハラスメント等に対する相談、カウンセリング等を行う者が定められ、当該者が必要な支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ま

しいこと。加えて、看護師等養成所内のハラスメント防止に必要な体制を整備することが望ましいこと」と示し、また、ハラスメント対応事例収集事業報告書においては、学生からの「相談」に対する「行政の立場」からの考えられる対応案についても記載がされているところであり、相談内容に応じて、都道府県又は看護師等養成所のいずれも、御指摘の「相談窓口」になることがあると考えている。

六の2について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「教員から学生へのハラスメント禁止」については、ハラスメント対応事例収集事業報告書や研修等を通じて、明確にしているものと考えており、また、指定規則に規定することについては、慎重に検討すべきものと考えている。

七について
御指摘の「当該臨地実習に必要な書類の作成等」については、様々な内容等が考えられるため、当該作成等に係る時間について、一律に「臨地実習」の時間に含むべきではないと考えており、看護師等養成所運営指導ガイドラインにおいて、「臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えない」と示しているところである。

八について
お尋ねについては、先の答弁書令和七年三月七日内閣衆質二一七第六七号「一及び二について」でお答えしたとおりである。

九について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「義務」等について指定

規則に規定することについては、三の2及び四の3について並びに六の2について述べたとおり、慎重に検討すべきものと考えており、また、御指摘の「配置基準」については、指定規則第四条において規定しているところである。

令和七年六月三日提出
質問 第二一五号

技能実習生・留学生らの妊娠・出産について
の抜本的な対策の進捗に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問主意書

技能実習生らの妊娠・出産に関する抜本的な対策について、令和六年六月二十一日に答弁書内閣衆質二一三第一三六号。以下、答弁書が出されているが、その対策の効果が見えないと考える。

同年十二月に、鹿児島市で孤立出産をし、出産後乳児を殺害したインドネシア出身の技能実習生が殺人容疑で逮捕された。また、同年二月に福岡市で孤立出産をし、死産した乳児を遺棄した容疑で逮捕されたベトナム人技能実習生は無罪を主張したが、令和七年三月七日に懲役一年六月、執行猶予三年の有罪判決を受け、現在、控訴中である。技能実習生らが孤立出産に追い込まれる背景に妊娠したら帰国」といった退職・帰国勧奨があることへの対策が、未だに不十分であると理解している。

この問題への対応は、国際連合女子差別撤廃委員会も日本政府に対して勧告している。育成就労制度の開始までに従来の対応を検証し、早急に対策を再検討する必要があると考える。

以上を踏まえ、政府に対し質問する。

一 外国人技能実習機構の業務統計について

1 「言語別 相談内容別 母国語相談件数」について、妊娠や出産の項目がないため、これらに関する相談が何件あったか不明である。令和五年度統計においては「その他の制度に関すること」(千六百十四件)、もしくは「途中帰国に関すること」(二千三百八十八件)などに、妊娠や出産に関する相談が含まれていると思われる。この中に、妊娠や出産に関する相談がどの程度あったのか、政府の把握する件数を可能な限り示されたい。

2 同統計は「言語別」に集計されており、対策に役立てることができる意義のある統計であると理解する。「複数の相談を受け付けた場合は、複数項目で計上している」となっており、母国語相談員の報告書式に項目を追加して集計することは可能だと考えるが、今後の妊娠や出産に関する相談の件数を公開することは可能か、見解を示されたい。

3 同統計中「受入形態別 事由別 技能実習実施困難時届出件数」について、令和五年度の「実習生都合」による届出件数を事由別に見ると、団体監理型では「その他」が最も多く九千三百三十七件に上っている。妊娠・出産を理由とする場合は「その他」に含まれるのか、政府の把握するところを示されたい。

4 業務統計の公開は、技能実習制度の運用の検証や課題の共有が目的だと察する。令和六年度以降、妊娠・出産により技能実習の実施が困難な場合を事由別の表で公開することについての見解を示されたい。

5 業務統計を技能実習生の出身国別に公開されると、対策にも活用できると考える。統計が極めて少ない国については「その他」として

まとめれば、個人が特定されることはない。その結果の活用について見解を示されたい。

6 技能実習実施困難時届は、実習生本人ではなく監理団体が記入している点も問題だと考えるが、本人が記載するよう改める可能性についての見解を示されたい。

二 答弁書で示された「技能実習困難時届」数等について

1 答弁書では令和五年三月三十一日までの、①妊娠・出産を理由とした「技能実習困難時届」数のうち、②技能実習の継続意思を有するもの、③技能実習を再開する技能実習計画の認定が確認できたものの数が示された。

①から③について、令和五年四月一日以降の件数をそれぞれ可能な限り示されたい。

2 令和五年度末までに、①妊娠や出産を理由とした技能実習実施困難時届件数二千六十二人に対して、②技能実習の継続意思を有するものは二百四十四人で、①に対する割合は約十二である。③技能実習を再開する技能実習計画の認定が確認できたものは七十一人で、②に対する割合は二十九である。出身国での出産や育児を望む技能実習生もいるため、これらの数字の解釈は容易ではないが、技能実習生の多くが多額の借金を背負って来日している現実を考えると、技能実習の継続意思を有するものや再開が確認できたものが総数に比して極めて少ないことは課題ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 厚生労働省が公開した令和五年度雇用均等基本調査の結果によると、女性の育児休業取得率は八十四・一％、有期契約労働者においても七十五・七％、また、復職予定であった女性のうち復職した者の割合は、九十三・二である。これらの数字と技能実習生の統

計を単純に比較できないことは十分承知しているが、一般の女性被雇用者に比して技能実習生の産休や育休の取得が実質的に困難であることは、外国人差別に相当しないのか。また、法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構による「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱について」という注意喚起や多言語情報以外の対策について、それらの見解を示されたい。

4 数は少ないとは言え、これまでに妊娠・出産による実習を中断したのち、再開した例が七十一件あることは朗報である。技能実習生の間で広がった「妊娠したら帰国」という言説を改めるには、復職できた例を示すことが最も効果的だと考える。個人情報等に差し障りのない範囲で、技能実習生本人や監理団体、実習実施者に対して聴取を行い、好事例として紹介することは、これまで行ってきた注意喚起とは異なる情報発信として取り組む価値があると考えるが、その予定はあるか。

5 未だに「妊娠したら帰国」といった警告をしている監理団体があると承知しているが、妊娠等による不利益取扱を行った監理団体や実習実施者、送り出し機関に対し、いわゆる男女雇用機会均等法違反として厚生労働大臣が助言、指導、勧告を行った件数をそれぞれ可能な限り示されたい。

6 在留資格が「留学」や「特定技能一号」の場合も、妊娠や出産による帰国勧奨が行われているが、技能実習実施継続困難時届に相当する書類を提出する制度はない。在留資格の種別にかかわらず、妊娠や出産を理由とした不利益取扱が行われていることを把握すべきであるという質問に対して、答弁書では「その必要性も含め、今後検討してまいりたい」と回答しているが、その後、どのような検討を

行ったのか、具体的な検討内容とその結果をそれぞれ示されたい。

三 令和六年十月十七日に開催された女子差別撤廃委員会合で、日本の第九回定期報告書が審査され、最終見解で技能実習生を含む移民女性についても勧告をした。同委員会は、移民女性が「出入国管理及び難民認定法の下で保護されるための資格を維持するために「正当な理由」を提出する必要があるため、在留資格を取り消されることを恐れて、ジェンダーに基づく暴力の事例を報告することに特に消極的である」ことや、移民女性らが「職場で差別及びハラスメントを経験していること」に懸念を持っている。さらに、「女性の技能実習生は、賃金が低く、労働条件が劣悪で、妊娠・出産に関する差別に直面しているおそれがある」ことを踏まえて、「女性の技能実習生の労働条件の適切な監視を確保する適切なメカニズムを設置し、妊娠による本国送還や海外における家族移民労働者との隔離などの差別的慣行から女性移民労働者を保護すること」を勧告している。

外国人から「選ばれる国」を目指すならば、これらの問題を放置するのではなく、優先課題として対策を強化すべきだと考えるが、同勧告を受けてから、どのような対応がなされたのか、具体的な取組を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二一五号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部知子君提出技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

議長長の報告

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「妊娠や出産に関する相談」の「件数」については把握していない。

一の2について

お尋ねの「妊娠や出産に関する相談の件数」の「集計」及び「公開」については、その要否を含め検討しているところである。

一の3について

お尋ねについては、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が毎年度作成している外国人技能実習機構業務統計における「受入形態別事由別 技能実習実施困難時届出件数」の「企業単独型」又は「団体監理型」の「実習生都合」の「その他」の「事由」に含まれる。

一の4について

お尋ねについては、今後検討してまいりたい。

一の5について

お尋ねについては、今後その可否を含めて検討してまいりたい。

一の6について

御指摘の「技能実習実施困難時届」の提出は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第十九条第一項又は第三十三条第一項に基づき、実習実施者（法第二十三条第六項に規定する実習実施者をいう。以下同じ。）又は監理団体（法第二十条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。）が、技能実習を行わせることが困難となった場合又は技能実習を行わせることが困難となったと認める場合に、

機構に対して行うこととされているところ、実習実施者又は監理団体において、これらの場合に該当するか否かについて判断の上、これを行った後に、その内容等について、機構との間で、必要な確認等が行われているものであり、御指摘のように「本人が記載するよう改める」とは考えていない。

二の1について

本件届出（法第十九条第一項又は第三十三条第一項の規定に基づき実習実施者又は監理団体が機構に対して行った技能実習を行わせることが困難となった場合（我が国に入学しておらず技能実習の開始前であることが明らかな技能実習生（法第二十一条に規定する技能実習生をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の届出のうち、その届出内容から、妊娠又は出産を理由とすることが把握できるもの（技能実習生本人以外の妊娠又は出産であることが明らかなものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る人数は、法が施行された平成二十九年十一月一日から令和六年三月三十一日までの間に三、千四百七十七人であり、そのうち令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に九百八十五人である。また、本件届出の時点で技能実習を継続する意思を有していたと確認できた技能実習生の人数は、平成二十九年十一月一日から令和六年三月三十一日までの間に五百六十六人であり、そのうち令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に三百二十二人である。さらに、上述の五百六十六人のうち、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に、本件届出後に新たに技能実習計画の認定（法第八条第一項に規定する技能実習計画の認定をいう。）を受けて技能実習を再開した者は八十七人である。

二の2について

技能実習を中断した技能実習生が、技能実習を継続する意思を有しない理由や、当該意思を有する場合でも結果的に技能実習を再開しない理由は様々なものがあり得るところ、御指摘の「技能実習の継続意思を有するもの」や「再開が確認できたものの「割合」のみをもって、お尋ねのように課題」であるか否かを評価することは困難であると考えている。

二の3の前後について

お尋ねについて、二の2についてでお答えしたとおり、技能実習を中断した技能実習生が、技能実習を継続する意思を有しない理由や、当該意思を有する場合でも結果的に技能実習を再開しない理由は様々なものがあり得るところから、御指摘の「技能実習生の統計」のみをもって、御指摘のように「一般の女性被雇用者に比して技能実習生の産休や育休の取得が実質的に困難である」か否かを評価することは困難であると考えているが、いづれにせよ、一般に、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により、使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合におけるその者及び産後八週間を経過しない女性(産後六週間を経過した女性が業務に就くことを請求した場合において、医師が当該業務に就くことについて支障がないと認めた場合におけるその者を除く。)を就業させてはならないこととされ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号。以下「男女雇用機会均等法」という。)第九条第三項の規定により、事業主は、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第

二項の規定による休業をしたこと等を理由として、その雇用する女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされており、また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第五条の規定により、労働者は原則として子が一歳に達するまでの間、育児休業を取得できることとされ、同法第十条の規定により、事業主は、労働者が育児休業をしたこと等を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされており、これらの規定は、技能実習生を雇用する事業主についても適用されるものであるところ、国籍を理由とした差別的取扱いが行われることがないよう、引き続き、必要な周知等の対応に努めてまいりたい。

二の3の後段及び三について

御指摘の「対策及び「取組」については、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構において、これまで、技能実習生が妊娠、出産等した場合における法的保護、支援制度、相談先等を記載したリーフレットの作成、やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開の手続の簡素化、実習実施者及び監理団体に対する妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いの禁止の徹底等の注意喚起等を実施してきたほか、機構において技能実習生の母国語による相談対応を実施しているところであり、政府としては、御指摘の「勧告」も踏まえ、こうした取組を着実に進めることが重要であると考えている。

二の4について

お尋ねの「個人情報等に差し障りのない範囲で、技能実習生本人や監理団体、実習実施者に対して聴取を行い、好事例として紹介すること」を含め、お尋ねの「復職できた例を示すこ

と」については、その必要性及び有効性を含めて検討してまいりたい。

二の5について

お尋ねについて、男女雇用機会均等法第二十九条の規定においては、事業主が、男女雇用機会均等法第九条第三項の規定に反し、その雇用する女性労働者に対し、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをした場合などには、当該事業主に対し、厚生労働大臣が助言、指導又は勧告(以下「指導等」という。)を行うことができることとされているところ、お尋ねの「監理団体・・・、送り出し機関に対し」の意味するところが明らかではないが、いづれにせよ、「妊娠等による不利益取扱いを行った技能実習生を雇用する事業主である「実習実施者」に対し、男女雇用機会均等法第二十九条の規定に基づき同大臣が指導等を行った件数については、当該件数とそれ以外の指導等の件数を区分して集計していないことから、お答えすることは困難である。

二の6について

先の答弁書(令和六年六月二十一日内閣衆質二一三第一三六号)三についてにおいて、「その必要性も含め、今後検討してまいりたい」とお答えしたものは、先の質問主意書(令和六年六月十二日提出質問第二三六号)三で御指摘の「留学生施策の中で対応」についてのものであるが、御指摘の「在留資格の種別にかかわらず」お答えしたのではないが、いづれにせよ、外国人留学生に関しては、現在、御指摘の「妊娠や出産を理由とした不利益取扱い」の現状を把握するための具体的な調査方法について検討を行っているところである。

令和七年六月三日提出
質問第二一六号

再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問主意書

提出者 河村たかし

再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問主意書

昨年九月、いわゆる袴田事件とよばれる一家四人の強盗殺人事件で、静岡地方裁判所は、「五つの犯行着衣」等、三つの証拠について「捜査機関による証拠捏造を認定した上で、死刑が確定していた袴田厳さん(八十八歳)に再審無罪判決を下した。死刑確定から実に四十四年、逮捕から実に五十八年の年月を経た後の冤罪確定である。報道などによると、現在、政府では再審制度の見直しを検討されている。

しかしその議論を見ると、いわゆる開かずの扉とされている「再審開始決定を阻む、高くして厚い「壁」を生み出した根本原因は何か(例えば、再審事件を扱う裁判官・検察官に、過去の司法の過ちを認めたくない、といった同業者意識・組織防衛の意識はないか。)という問題認識・問題意識が不十分であるように思われる。

再審手続も刑事手続である以上、国民の司法参加により市民が持つ日常感覚や常識といったものを裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図ることを目的とする裁判員制度を再審手続にも導入することが検討されてしかるべきではないかと考える。

一 現行の刑事訴訟法では、再審制度は、再審請求(第四百三十九条第一項)と、いわゆる再審

審(同第四百五十一条第一項)との二重構造になつてゐる。また、再審請求審は原判決を下した裁判所が管轄・審理する(同第四百三十八条)。この点、現行制度では、特に第一審判決が確定している重大事件の場合、地方裁判所所屬で、経験が浅い左陪席裁判官が、他の事件(合議事件)を手掛けながら、短期間で、再審請求審の審理も担当することになり、それが再審の遅延の一因であると考ええる。そこで、再審開始をするか否か、再審請求審の判断を経験豊富な元高裁部総括判事、司法研修所での刑事裁判教官や刑事弁護教官の経験があるなど、法曹資格者で構成された合議体を専属管轄として、その審理を当該合議体に委ねるという制度設計はできないものか、政府の見解を問う。

二 現行の再審制度での二重構造を前提とした場合、再審審の手続については、裁判員制度を導入することが適切であると考えている。過去に再審が認められてゐるのは、証拠隠しなどの不当捜査や、社会常識から外れた刑事裁判官による誤判による冤罪事件であると認識している。その再審理に当たる担当裁判官は、自身の所属する裁判所が一度下した判断について審理することになるが、その判断を否定、批判する側面があり、心理的な負担が過重にかかることは容易に想像できる。したがって、再審制度においてこそ、国民の日常感覚や常識を反映させるべきではないかと考える。そうすることで、裁判の公正を担保するといったメリットも期待できる。再審審(あるいは、再審請求審)における裁判員制度の導入といった制度設計の可能性及びその条件について、それぞれ政府の見解を問う。

令和七年六月十八日 衆議院會議録第三十五号

内閣衆質二一七第二一六号
令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員河村たかし君提出再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河村たかし君提出再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、現在法制審議会において調査審議が行われている刑事の再審手続に関する規律の在り方に関するものであり、政府としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。

令和七年六月三日提出
質問第二一七号

博士人材の育成と活用に関する質問主意書

提出者 藤原 規眞

博士人材の育成と活用に関する質問主意書
二〇二四年六月十八日にスイスのビジネススクールの国際経営開発研究所が発表した世界競争力ランキング二〇二四によると、日本は三つ順位を落として三十八位となった。人口二千万人以上の国・地域を対象にしたランキングでは、台湾が首位、米国が二位、オーストラリアが三位で、日本は十五位だった。

日本は、国内経済や雇用、科学インフラの項目が十位以内にランキングして高く評価されたもの

議長長の報告

の、政府の財政状況や企業の経営慣行の項目の評価が前年調査よりも更に順位を落とし、それぞれ六十四位、六十五位と特に低かった。

文部科学省は、天然資源に乏しい我が国が、今後とも世界から「品格ある国家」として認識され、信頼を得つつ発展し、知的存在感を保持しながら成長を遂げていくためには、国際社会で活躍できる優秀な人材を育成するとともに、海外から積極的に優秀な人材を受け入れることが重要であると述べている。

二〇〇五年四月に日本学術会議から発表された、日本の科学技術政策の要諦に明示されているように、人材の育成こそが国家の根幹であることの認識がまず必須である。そのためには、国際社会で活躍できる国家の根幹たる人材をいかに育てるか、明確な戦略を確立することが重要である。また、グローバル化時代を迎えて世界が二十一世紀の新しいパラダイムを求めている、かつ、世界的な知の大競争時代の中で、少子高齢化が進んでいる我が国にとって、一人一人の能力を伸ばし、優秀な人材を育て、輩出すること及び人材を受け入れるべき知の拠点たる大学や研究機関の機能をいかに強化するのかがということを含括的に考え、検討することが重要であると考えている。

二〇二四年三月二十六日、文部科学省は「博士人材活躍プラン」を策定し、二〇四〇年における人口百万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げることが目標としている。また同日、盛山正人文部科学大臣(当時)は、「博士人材は、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる重要な存在です。海外では社会の様々な分野で活躍しており、我が国においてもその重要性と期待は非常に高まっています。博士を目指したい方が安心して学修できる環境を整え、高い専門性と汎用的能力を有する人材

として生き生きと活躍することを後押ししたい。この思いから、「博士人材活躍プラン」博士をとろう」を取りまとめました」というメッセージを発した。

しかしながら、我が国の博士人材育成は伸び悩んでいる。その理由は、学生の声として「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程に進学すると修了後の就職が心配である」との回答が三割を上回っていること、あるいは、博士課程における修業年数の問題、すなわち「人文科学・社会科学系修了者の約六割、理学・工学・農学系修了者の約二割が標準修業年限を二年以上超過している。特に人文科学・社会科学系において標準修業年限内の円滑な学位授与が進んでいない」ことなどが挙げられる。

結果、博士課程への入学者は減少傾向にある。特に修士課程から直接進学する学生数は二〇〇三年から約四割減少していると承知している。

昨今、諸物価高騰による家計負担の増加など、金銭的に余裕がない家庭は、大学院進学を視野に入れることが難しい。その上、博士課程を修了したとしても、就職の受け皿が限定されており、非常勤職等の進路が約半数を占めることも問題であると考えている。

たとえば、令和三年度文部科学省委託調査結果における博士後期課程終了後の進路をみると、非常勤のいわゆるボスドク、その他、不詳の者を合わせた割合は、人文科学六十・〇パーセント、社会科学四十一・八パーセント、理学五十三・七パーセント、工学三十四・〇パーセントとなっており、博士課程終了後の進路が安定しているとはいえないと考える。

これでは、教育に投資し、大学から大学院修了まで最低九年間かけて研究したいと考える学生がちゅううちよすることに得心がいく。博士号に対す

る巷間の認知度や評価が低いことも、博士課程進学を念頭に置かない一要因ではないかと考える次第である。

以上を踏まえて質問する。

一 企業が博士人材を採用しない理由として「採用する人材は、企業が必要とする人材像に合う人材であればよく、必ずしも博士号を持つている必要はない」という回答が最多であり、必ずしも博士号そのものの価値が評価されている状況ではない」とある(二〇二三年一月 文部科学省科学技術・学術政策局 人材政策課資料)。

博士号そのものの価値が評価されるために、政府としてはどのような対策を検討しているのか。

二 採用後の印象として、博士人材については「期待を上回った」と回答する企業の割合が学士・修士よりも高いと報告されている(同資料)。

博士人材の価値や能力を、企業などに周知するなどの試み等はなされているのか。なされているのであれば、具体的に示されたい。

三 博士人材が学位を取得した後、就職が困難という現状が続けば、博士人材の国外流出が懸念されるが、政府として我が国の頭脳流出を防ぐ対策を考えているか。

四 国会議員政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができる者の要件として、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第十九条第三号に、「博士の学位を授与されていること」とある。このように、人文科学や社会科学の博士人材に周知することで、博士人材の修了後のキャリアパスの選択肢を示し得ると考える。政府として、博士等アカデミック人材の活用を積極的に行う考えはあるか。

五 博士人材輩出のため、早い段階から自律的・挑戦的学びの姿勢等を鍛える秋田県教育は参

考になると考える。秋田県では二〇〇八年から独自に「博士号教員」を採用してきた。採用実績は十二名(うち非常勤一名)で、物理、化学、工学、生物、農学、生物資源科学、環境資源学などを専攻した博士号取得者を採用している。その結果、「日本進化学会二〇一〇」の高校生部門で生徒が最優秀賞を獲得するなど顕著な業績を挙げている。政府は、秋田県の例に学び、他の自治体でも同様の試みを行うことを推進する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質二一七第二一七号
令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規真君提出博士人材の育成と活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤原規真君提出博士人材の育成と活用に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

文部科学省としては、博士課程を修了し、高度な知識及び能力を身に付けた者が、それらを生かし、十分活躍できる社会が形成されることは重要であると考えており、令和六年三月二十六日に同省の「博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース」が取りまとめた「博士人材活躍プラン」博士をとうろう」において、「博士人材は、深い専門知識と、課題発見・解決能力などの汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、活用することで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、社会全体の成長・発展をけん引することが

できる重要な存在」とした上で、「社会における博士人材の多様なキャリアパスの構築」、「大学院改革と学生等への支援」及び「学生本人への動機づけ」に係る具体的な取組を行うこととする。とともに、経済団体、業界団体等に対し、博士課程修了者が「高い専門性と汎用的能力を有する人材」であり、「多様な場で活躍していくことは社会の発展にとって極めて重要」であることについて、周知を行っているところである。

三について

御指摘の「就職が困難という現状」及びお尋ねの「我が国の頭脳流出を防ぐ対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国内企業による博士課程修了者の採用拡大については、文部科学省において、機会を捉えて、国内の各企業における博士課程修了者の採用の促進を要請するとともに、国内の経済団体、業界団体等の長に対して、「博士人材の活躍促進に向けた企業の協力等に関するお願いについて」(令和六年三月二十六日付付五文科科第九百十一号文部科学大臣決定を发出する等して、博士課程修了者の活躍の促進に関する協力を依頼している。

四について

お尋ねの「博士等アカデミック人材の活用」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「博士人材活躍プラン」博士をとうろう」において、文部科学省における「総合職採用者数に占める博士課程修了者の割合」について、「今後も更なる増加を目指す」としている。

五について

お尋ねの「秋田県の例に学び、他の自治体でも同様の試みを行うことを推進する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない

が、教員の採用選考については、教員の任命権者である教育委員会等において、適切に行われるべきものであるが、文部科学省としては、「博士人材活躍プラン」博士をとうろう」において、「二スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」での博士人材の積極的採用や『博士教諭』としての活躍促進」を掲げ、博士課程修了者の教員としての活躍を促進している。

令和七年六月三日提出
質問第二一八号

外国人に対する生活保護廃止に関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

外国人に対する生活保護廃止に関する質問主意書

日本保守党は移民政策の是正を重点政策項目に掲げている。これは急増している定住外国人や在留外国人に対し、日本政府の対応が後手後手に回り、結果として日本人が一部の悪徳外国人のいわゆるカモにされている様々なケースに警鐘を鳴らすためである。これまで私は国民健康保険や国民年金制度における日本人と比較して極端に低い外国人の納付率、日本のホテルの住所で外国人が母国での自動車運転免許を日本の自動車運転免許に簡単に換えることができるいわゆる免許ロンダリング問題などを指摘してきた。今回は平成十二年に二万八十三人であった外国人が世帯主の生活保護受給世帯数が令和五年度には四万五千九百七十三世帯へと約二・三倍まで増加している状況を踏まえ、外国人の生活保護について問題の指摘と対策を示したい。

生活保護法では保護の対象を「すべての国民」としているが、政府は、生活に困窮する外国人に対

し、人道上の観点から、生活に困窮する外国人に
対する生活保護の措置について(昭和二十九年五
月八日社発第三八二号。以下「昭和二十九年通知
という。に基づき、一般国民に対する生活保護の
決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行
うこととしている。

そもそも生存権保障の責任は第一義的にはその
者の属する国家が負うべきものであり、人道上の
観点を理由とした外国人に対する保護の在り方に
ついて、生活保護の受給実態等を踏まえ慎重に検
討する必要があると考える。

こうした観点から、次の事項について質問す
る。

一 世帯主が日本の国籍を有しない者であつて生
活保護法に基づく保護に準じた保護を受けてい
る世帯については、政府統計の総合窓口のホー
ムページにおいて被保護者調査として公表して
いるが、現状の調査では、世帯主が外国籍の世
帯数のみしか把握することができず、世帯内に
おける日本国籍の家族の有無等の詳細は把握で
きない。外国籍の生活保護受給者の実態につい
てより詳細に把握し、必要に応じて制度の見直
しについて検討するため、以下のような項目を
含む実態調査を行うべきと考えるが、政府の見
解をお示し願いたい。

・国又は地域別世帯数(被保護者調査の調査
項目「韓国又は北朝鮮」を「韓国」と「北朝
鮮」、「中国」を「中国」と「台湾」で分けたも
の)

・国籍別の在留資格別世帯数(特別永住者、
永住者、定住者、日本人の配偶者等、難民
等)
・国籍別の世帯主の年齢階層別世帯数(二十
歳未満、二十〜二十九歳、三十〜三十九歳
等)

・国籍別の受給期間別世帯数(一年未満、五
年未満、十年未満、十年以上等)

・国籍別の保護費及びその内訳(生活扶助、
住宅扶助、介護扶助、医療扶助、その他の
扶助)

・国籍別の受給世帯における子どもの有無等
(子どもの人数、国籍及び就学援助の受給
の有無等)

二 昭和二十九年通知では、生活保護法第一条に
より、外国人は法の適用対象とならないが、
「当分の間保護を行うこととされている。広辞
苑(第七版)によると、「当分」とは「これから先
しばらくの間。さしあたり。」とされている。昭
和二十九年通知が出されてから既に七十年が経
過し、当時の社会情勢から大きく変化している
ことに鑑みれば、これまで詳細な調査をしてい
ないことは職務怠慢であると考ええる。一で示し
た項目を含む実態調査の結果を踏まえ、「当分
の間」について期限を設けるなど、昭和二十九
年通知を見直すべき時期にあると考えるが、政
府の認識をお示し願いたい。

三 人道上の観点から、生活に困窮する外国人に
対し、生活保護法による保護に準じた保護が行
われているが、本来保護する義務は当該外国人
の母国が負うべきである。特に、生活保護受給
者の医療費は、医療扶助によって原則無料とな
ることなどを踏まえれば、保護の内容について
日本人と全く同等である必要はないと考える。
一で示した項目を含む実態調査の結果次第で
は、外国人に対する生活保護を廃止し、人道
上の観点から保護が必要な場合には、別途外国人
向けの期限付き生活困窮者対策を行うことを検
討するべきと考えるが、政府の見解をお示し願
いたい。

四 就労等で来日した者は生活保護を受給できな

いにもかかわらず、永住者等には保護を認める
等、同じ外国人でありながら、保護の取扱いを
区別する理由は何か。

五 経営・管理ビザで来日した外国人が本国から
家族を呼び寄せ、永住権を取得した後、経営悪
化の影響などから事業が立ち行かなくなったこ
とを理由として生活保護を受給するケースも想
定されるが、当該ケースでは永住者であっても
保護の取りやめ又は航空運賃を支給して帰国を
促す措置も検討するべきと考えるが、政府の見
解をお示し願いたい。

六 生活保護に関する事務は、国においてその適
正な処理を特に確保する必要がある法定受託事
務であるため、外国人からの生活保護申請時の
資力調査においても、日本人と同様に厳格に実
施するべきであると考ええる。

1 生活に困窮する外国人から生活保護の申請
があった場合には、地方公共団体がその者の
属する国の大使館等に支援の可否を確認する
こととされているが、政府は、地方公共団体
による各大使館等への照会件数及び各大使館
等からの回答状況(当該国が支援すると回答
した件数等)についてそれぞれ把握している
か。もし把握していれば、外国人からの申請
件数に占めるそれぞれの割合と併せてお示し
願いたい。

2 外国人本人の預貯金等のほか、本国家族へ
の扶養照会や海外口座への送金状況等の調査
も実施しているのか。しているのであれば、
具体的な調査範囲をお示し願いたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第二一八号

令和七年六月十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員竹上裕子君提出外国人に対する生活
保護廃止に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出外国人に対する
生活保護廃止に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのような「項目を含む実態調査を行う」
ことについては、当該調査の対象となる生活保
護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保
護の実施を行う地方公共団体にとって膨大な負
担となることが見込まれること等を踏まえ、慎
重な検討が必要であると考えている。

二について

御指摘の「実態調査」については、一について
で述べたとおり、慎重な検討が必要であると考
えているが、いずれにせよ、令和七年四月八日
の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労
働大臣が「生活に困窮する外国人の方が現に一
定程度存在していられしる現状を踏まえれば、
外国人を保護の対象外とすることは人道上の
観点から適当ではないというふうに考えてお
ります。」と答弁しているのとおりであり、また、
「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措
置について(昭和二十九年五月八日付社発第
三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和
二十九年通知」という。)にいう「当分の間」と
は、具体的に特定の期間を想定しているもので
はなく、昭和二十九年通知を見直す状況にはな
いと考えている。

三について

御指摘の「実態調査」については、一について
で述べたとおり、慎重な検討が必要であると考
えているが、いずれにせよ、二についてで述べ
たとおり、生活に困窮する外国人が現に一定程

度存在している現状を踏まえれば、外国人を保護の対象外とすることは人道上の観点から適当ではないと考えており、御指摘のように「外国人に対する生活保護を廃止し、・・・別途外国人向けの期限付き生活困窮者対策を行うことを検討するべき」とは考えていない。

四について

お尋ねについては、令和六年五月八日の衆議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「生活保護法であります、憲法二十五条の理念に基づいて、日本国民を対象と定めてはありますが、生活に困窮する外国人についても、日本人と同様に国内で制限なく活動できる永住者、定住者などの一定の在留資格を有する場合には、行政措置として、生活保護の取扱いに準じた保護を行うこととしております。生活保護の目的は、最低生活の保障と自立の助長であることから、保護の対象となる外国人については、日本人と同様に国内で制限なく活動でき、自立することができる者である必要がございます。また、生活保護の基本原理である補正性の原理によつて、保護の適用に当たり、稼働能力等の活用を求めることは、活動制限がある外国人については困難なものと考えられます。こうした点を考慮いたしまして、日本人と同様に国内で制限なく活動できる永住者等の一定の範囲の外国人については、生活保護の取扱いに準じた保護を行うこととしており、・・・全ての外国人や就労制限のある外国人について保護の対象とすることは困難であると考えております。」と答弁したとおりであり、「日本人と同様に国内で制限なく活動できる永住者等の一定の範囲の外国人」と「就労制限のある外国人」に係る御指摘の「取扱いを区別」しているところである。

五について

御指摘の「経営・管理ビザで来日した外国人」であっても「永住権を取得した後」においては、四についてで述べた「日本人と同様に国内で制限なく活動できる永住者等の一定の範囲の外国人」に該当するものであり、また、御指摘の「永住者」について、御指摘のような「理由」のみでは、例えば、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十二條の四第一項の規定による在留資格の取消しや同法第二十四條の規定による退去強制の対象とならないことを踏まえると、御指摘のように「保護の取りやめ又は航空運賃を支給して帰国を促す措置も検討するべき」とは考えていない。

六の1について

お尋ねの「照会件数」及び「回答状況」については、政府として把握していない。

六の2について

お尋ねについては、生活保護法第十九條第四項に規定する保護の実施機関において、要保護者の個別具体的な状況を踏まえ、必要に応じ、御指摘のような「調査」を行うこととしているところ、これらの「調査」の「具体的な調査範囲」については、当該状況を踏まえて個別に判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

令和七年六月四日提出
質問 第二一九号

日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問主意書

日本の漫画家やアニメーターによる原画、セル画、スケッチ、設定資料等（以下、「中間生成物等」という。）が、海外のオークションサイトや現地業者を通じて継続的に流通している。こうした資料は、創作過程を示す一次資料であり、我が国の文化力・表現技術の記録として、単なる私的財産にとどまらない文化的・経済的意義を持つものと考え。

かつて、我が国において浮世絵や版本などの貴重な文化資料が正当な価値評価を受けず、海外に流出し、結果として日本文化の象徴が他国の博物館や美術館で保存されるという事態が生じたことは、歴史的な教訓である。現代においても、漫画やアニメといった我が国を代表する創作分野における文化資産が、制度的裏付けのないまま海外へ流出することは、文化的損失であると同時に、将来の外交資源・教育資源・経済資源としての活用機会を失うという国益の逸失にもつながると考える。

しかし、現在の制度においては、当該資料の大半が文化財としての指定を受けておらず、また寄贈先や保存機関も限られており、結果として海外へ流出せざるを得ない事例が続出していると承知している。さらに、海賊版との混同や生成AI等を用いた偽造画像の氾濫によつて真正性の判別が困難となり、文化的混乱や誤認被害の温床ともなり得る現状は、外交戦略・文化政策・知財政策の観点からも軽視し得ないと考え。

よつて以下の事項について政府に質問する。
一 日本の漫画家やアニメーターによる中間生成物等のうち、過去十年間で海外へ流出したと政府が把握している事例数及びそれに関連する市

場規模・国・取引媒体の統計が存在するか否かを明らかにされたい。存在する場合は可能な限りその数値を、存在しない場合は把握が不可能な理由を具体的に説明されたい。

二 これらの中間生成物等について、政府として「創作過程の記録であり文化資産である」という認識を有しているか。有しているのであれば、文化庁が文化財保護法の対象外とする現行の判断基準との整合性も含めて、政府の認識とその理由を示されたい。

三 文化庁等が所管する文化財保護制度や美術館・博物館ネットワークにおいて、中間生成物等を収集・保存・展示する取組はどの程度行われているか、過去十年間における収蔵件数、予算規模、公開状況及び資料の選定基準を含めて、政府の把握する事実を可能な限り示されたい。

四 中間生成物等について、一定額以上の取引や海外持ち出しの際には文化庁への届出や事前審査を必要とする制度を新設することについて、政府としての検討状況と、文化財保護法と関税法、外国為替及び外国貿易法との整合性を含めた見解をそれぞれ示されたい。

五 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の整備をはじめとする、漫画やアニメに関する中間生成物等の文化資産を、分野横断的かつ体系的に国が主導して収集・保全することに係る政府としての取組状況を示されたい。

六 中間生成物等のデジタルアーカイブ化について、著作権処理、プライバシー、データ保管等の観点から課題があるとすれば、その主な論点と、政府が現時点で行っている対応策・支援制度の有無をそれぞれ明確にされたい。
七 生成AI等を用いて中間生成物等を模倣・偽造した画像が、真正な資料と混同される形で市

場流通する事例が確認されているが、政府はこれを知的財産の毀損又は文化的混乱とみなすか否か。また、生成物の偽造防止、真正性担保、流通管理等に関して政府が把握している現状と、今後の対策の方向性をそれぞれ示された。

八 漫画家やアニメーター又はその遺族等が、中間生成物等を公共機関に寄贈したいと希望した場合の受入れ体制(国・自治体・博物館等の整備状況及び寄贈に対する税制優遇措置・補助制度の有無をそれぞれ説明されたい。

九 クリエイター本人やその関係者が、中間生成物等を意図せずに第三者に処分され、海外に流出することを防ぐため、契約・法的リテラシー支援、業界ガイドライン策定、相談窓口等の支援体制を整備する考えがあるか、政府の方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二一九号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「中間生成物等」の具体的な範囲並びに「海外へ流出した」及び「それに関連する市場

規模・国・取引媒体の統計」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「創作過程の記録であり文化資産である」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、個別の「中間生成物等」が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条第一項第一号の「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの・・・並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」に該当するか否かについては、その歴史上、芸術上又は学術上の価値に関する学術的調査研究の蓄積に基づいて個別具体的に判断されるものである。

三について

お尋ねの「文化庁等が所管する文化財保護制度や美術館・博物館ネットワーク」の具体的に意味するところ及び「中間生成物等」の具体的な範囲が明らかではないため、「過去十年間における収蔵件数、予算規模、公開状況及び資料の選定基準」について網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、「メディア芸術連携基盤等整備推進事業」において、令和三年度から、三つの美術館等がマンガに係る御指摘の「原画」(以下「マンガ原画」という。)の一時保管を実施しており、令和七年二月時点における当該保管に係る枚数は、約四十七万枚である。

四について

お尋ねの「文化庁への届出や事前審査を必要とする制度」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、「中間生成物等」の「一定額以上の取引や海外持ち出し」に係

る制度の新設については、検討していない。また、「文化財保護法や関税法、外国為替及び外国貿易法との整合性を含めた見解」については、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「文化資産」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」(令和六年六月二十一日閣議決定)において「産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター(仮称)の機能を有する拠点の整備を推進すること」としていることを踏まえ、独立行政法人国立美術館において「メディア芸術ナショナルセンター(仮称)」に係る収蔵施設の基本設計を実施するとともに、文化庁においてマンガ及びアニメに係る「中間生成物等」の保存及び活用のための調査研究を実施している。

六について

お尋ねの「著作権処理、プライバシー、データ保管等の観点から課題」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「デジタルアーカイブ戦略二〇二六―二〇三〇」(令和七年五月デジタルアーカイブ戦略懇談会)及びデジタルアーカイブ推進に関する検討会決定)において「デジタルアーカイブの構築・活用において、知的財産権等の適切な保護を図りつつ、人工知能(AI)を含め、IT等の先端的な技術の活用を進めることは、豊かなデジタルアーカイブの実現において重要な課題」としているところ、「メディア芸術アーカイブ推進支援事業」において採択された団体のうち、お尋ねの「デジタルアーカイブ化」を行うものに対し、有識者等によるアドバイスを実施している。

七について

お尋ねの「生成AI等を用いて中間生成物等を模倣・偽造した画像が、真正な資料と混同される形で市場流通する事例」、「知的財産の毀損又は文化的混乱」及び「生成物の偽造防止、真正性担保、流通管理等」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、「知的財産推進計画二〇二五」IPトランスフォーメーション」(令和七年六月三日知的財産戦略本部決定)において、「海賊版・模倣品対策の強化」に取り組むこととしている。

八について

お尋ねの「受入れ体制(国・自治体・博物館等)の整備状況及び寄贈に対する税制優遇措置・補助制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「漫画家やアニメーター又はその遺族等」が保有するマンガ原画については、「メディア芸術連携基盤等整備推進事業」における調査研究の一環として、三つの美術館等がマンガ原画の一時保管を行っているほか、一般社団法人マンガアーカイブ機構が御指摘の「中間生成物等」の保存及び活用に関する相談対応を行っている。また、個人が国、地方公共団体、独立行政法人等に対し美術品等の「寄贈を行った場合については、所得控除等の税制上の優遇措置を講じている。

九について

お尋ねの「意図せずに第三者に処分され、海外に流出する」、「契約・法的リテラシー支援」及び「業界ガイドライン策定」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年六月四日提出
質問 第一二二〇号

火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問主意書

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ人口が集中する首都圏においてその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっている。

地域社会にとって必要不可欠である下水道、廃棄物処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要な施設である火葬場の整備に対しては、被災した火葬場の復旧のための施設・設備整備に対する国庫補助制度はあるものの、平時を対象とするものはないと認識している。

火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっている状況を踏まえ、以下質問する。

一 全国的な火葬場の運営状況、稼働状況について、政府はそれぞれどのように把握しているか。

二 平成二十四年の政府答弁書（内閣衆質一八〇第二八七号）によれば、当時、政府としては火葬場が全国的に不足しているとは認識していないとしているが、現在もその認識は変わっていないのか。

三 各地方公共団体から国による財政支援を求める要望があるものと承知しているが、火葬場整備に対する平時の国庫補助制度等がない点につ

いて、政府はどのように考えているか。

四 今後、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設する考えは全くないのか。
右質問する。

内閣衆質二一七第二二〇号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問に対する答弁書

二について

お尋ねの「全国的な火葬場の運営状況、稼働状況」については、令和五年度の衛生行政報告例によると、同年度末時点で、過去一年以内に稼働実績のあった全国の火葬場の総数は千三百六十四箇所であり、全国の火葬の総数は百六十二万五千四百四十八件である。また、厚生労働省が令和元年六月に行った調査によると、同月一日時点で、過去一年以内に稼働実績のあった全国の火葬場における火葬炉の総数は四千八百七十二基である。

二について

お尋ねについては、御指摘の答弁書（平成二十四年六月十九日内閣衆質一八〇第二八七号）二及び三について述べたとおりであり、この政府の認識に変わりはない。

三及び四について

政府としては、現時点で、火葬場が全国的に

不足しているとは認識していないところ、御指摘のような「国庫補助制度を創設すること」は考えておらず、地方公共団体において、地域の実情に応じた適切に対応されるべきものと考えている。なお、災害により火葬場が被害を受け、早急に改修を行わなければ火葬が実施できない場合には、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金による支援の対象としている。

令和七年六月四日提出
質問 第一二二一号

無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問主意書

近年、無痛分娩を実施する医療機関の割合は増加傾向にあり、令和二年度には二十六％、令和五年度には三十四・一％に達している。全分娩に占める割合も、同期間に八・六％から十三・八％へと増加し、無痛分娩は、出産における選択肢の一つとなりつつあると考える。

一方で、出産雑誌や妊婦向けサイトでは、「痛みなら無痛分娩」といった単純化された表現が散見され、妊婦へのリスク説明は十分とはいえない。硬膜外麻酔による無痛分娩では、微弱陣痛や回旋異常、吸引分娩や鉗子分娩、緊急帝王切開といった副次的リスクがあり、さらに、麻酔によって痛み感覚が鈍くなることで、異常の早期発見が遅れ、重大な合併症や死亡に至る事例も報告されていると承知している。

こうしたリスクがあるにもかかわらず、実際の事故事例や後遺症に関する情報は十分に共有されておらず、「いいもの」「安心な選択肢」といった印

象ばかりが先行している状況があるように思われる。国として、無痛分娩の利点とともにリスクに関する正確な情報提供を徹底し、妊婦が納得して選択できる環境整備が必要であると考えている。

さらに、無痛分娩に用いる硬膜外麻酔は高度な専門知識と管理を要し、本来は麻酔科専門医による実施が望ましいとされる。フランスやアメリカでは、麻酔科医の常駐やいわゆるオンコール体制が整っているが、我が国では、そのような体制がなく、硬膜外麻酔の実施を麻酔科専門医に限定していない。麻酔手技の誤りによる事故も報告されており、事故防止のためには、実施基準の厳格化や専門人材の確保が急務であると考えている。

また、自治体レベルでは東京都が無痛分娩への補助制度を打ち出しているが、制度面の整備が国として十分になされないまま、特定の選択肢が「推奨」として受け止められることに懸念がある。フランスのように制度が整っていても、無痛分娩を選ばない女性が一定数存在するように、本来は各人が納得して選択できる環境こそが重要であると考えている。

以上を前提に、政府に対し質問する。

一 無痛分娩に伴うリスクについて、妊娠中の方々への情報提供は十分とはいえないと考える。こうした現状を踏まえ、更なる周知・啓発の徹底に向けた具体的な取組を強化すべきではないか。

二 硬膜外麻酔を使用した分娩の全件数及びそのうち吸引分娩や鉗子分娩などの機械的分娩に至った過去五年間の件数について、政府が把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。

三 現行制度において、硬膜外麻酔を麻酔科専門医以外の医師が実施できる点について、どのような課題があると認識しているか。政府の見解を示されたい。

四 無痛分娩の安全性向上に向けて、実施基準の厳格化や麻酔科専門医の関与を含めた制度の整備について、現在どのような検討が進められているか示された上で、麻酔手技の誤りや体制の不備による後遺障害や死亡事故の事例も報告される中、政府として、安全対策をどのように講じていく考えか、見解を伺う。

五 硬膜外麻酔により感覚が鈍化した結果、異常の早期発見が遅れ、重大な結果を招いたとされる事例や、その他の無痛分娩に起因する医療トラブルについて

1 政府はどのような方法で実態を把握しているか。

2 こうしたリスクや重篤な合併症・事故の事例について、妊婦やその家族に対してどのように情報提供しているか。単なる選択肢提示にとどまらず、適切なリスク周知が不可欠と考えるが、現状の課題と併せて政府の認識を伺う。

3 無痛分娩に伴う医療事故リスクの軽減に向けて、政府としてどのような取組が必要と考えるか。

六 出産費用の保険適用が進められる中で、診療報酬の抑制により、無痛分娩を安全に実施するための麻酔体制の維持が困難になる懸念がある。また、採算性の問題から、地域の産科医療機関が縮小・統廃合され、出産医療の一極集中や空白地域の拡大につながりかねない。これらは、妊婦の選択肢を狭め、少子化対策に逆行するおそれがあると考えるが、政府の認識を伺う。

七 出産における満足度は、母親の心身の健康や次回の妊娠・出産への意欲に大きく影響するとされている。無痛分娩を選択したにもかかわらず、予期しない対応や不十分な説明により「満

足できる出産ではなかった」と感じる事例も報告されている。医療的選択肢の充実に加え、適切なリスク説明、専門職による支援、制度設計などの総合的対応が不可欠ではないかと考えるが、政府の政策的視点と今後の取組をそれぞれ示されたい。

八 「無痛分娩」という名称は、痛みを完全に除去するかどうかのような誤解を招きやすいと考える。この点、令和七年五月十二日の参議院決算委員会において、福岡資産厚生労働大臣は、既にメディアや妊産婦、医療関係者に広く定着している旨答弁し、名称変更には慎重な姿勢を示した。しかし、厚生労働省は平成三十年四月二十日付の通知(医政総発〇四二〇第三号・医政地発〇四二〇第一号)において、無痛分娩は、完全な無痛ではなく痛みの軽減が目的であると明記している。また、医療現場では「和痛分娩」との表現も用いられており、「除痛」といった医学的に妥当な用語も存在すると承知している。

1 こうした実態と名称のズレが誤解を生む以上、通知の趣旨を踏まえた周知とともに、表現の見直しも検討すべきではないか。

2 無痛分娩は、いまだ普及の途上にあり、誤ったイメージが定着する前に対応する必要があると考える。政府として、この名称を使い続けることは是非について、見解を伺う。

内閣衆質二一七第二二一号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問に対する答弁書

一及び五の2について

御指摘の「無痛分娩に伴うリスク」及び「重篤な合併症」に関しては、平成二十九年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業による「無痛分娩の実態把握及び安全管理体制の構築についての研究」により作成されたリーフレット「無痛分娩」を考える妊婦さんとご家族の皆様へ」において、「無痛分娩のリスクは？」に対し、「麻酔によつておこりうる症状」のうち「まれだが重い症状」として、例えば、「予期せず、脊髄くも膜下腔に麻酔薬が入ってしまう、重症の場合は呼吸ができなくなった」、意識を失ったりすること等と記載されているところ、厚生労働省においては、当該リーフレットについて、同省のホームページで公表しているほか、一般社団法人日本産科麻酔学会がウェブサイトにおいて公表している「無痛分娩Q&A」について、「無痛分娩の安全な提供体制の構築について(平成三十年四月二十日付け医政総発〇四二〇第三号・医政地発〇四二〇第一号厚生労働省医政局総務課長及び地域医療計画課長連名通知)」により、都道府県等を通じて、分娩を取り扱う病院又は診療所に対して、周知する等の取組を行っているところであり、また、分娩に際しては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の四第二項の規定等に基づき、医師等において、必要に応じ、妊婦やその家族に対して、適切な説明が行われているものと承知している。

また、御指摘の「事故の事例」に関しては、同

省のホームページで公表している当該リーフレットにおいて、平成二十二年から平成二十八年までの「無痛分娩を行っていた妊産婦」の死亡事例等を記載している。

その上で、御指摘のように「更なる周知・啓発の徹底」を図ることが必要であると考えており、こうした周知等の取組を強化してまいりたい。

二について

お尋ねの「硬膜外麻酔を使用した分娩の全件数」及び「そのうち吸引分娩や鉗子分娩などの」器械的「分娩に至った過去五年間の件数」については把握していない。なお、御指摘の「硬膜外麻酔を使用した」か否かにかかわらず、例えば、厚生労働省が実施した「令和五(二千二十三)年医療施設(静態・動態)調査」の結果によると、病院及び診療所における「帝王切開を除く無痛分娩」の件数については、令和二年九月において六千八件、令和五年九月において八千四百四十件であり、また、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一区分番号K893に規定する「吸引分娩術」及び同表区分番号K894に規定する「鉗子分娩術」を算定した回数については、同省のホームページにおいて公表している「NDBオープンデータ」の入院のレセプトを元に算出すると、平成三十一年度から令和五年度までの五年間で、それぞれ三十四万二千二百十九件及び四万四百九十四件である。

三、四及び五の3について

御指摘の「無痛分娩に伴う医療事故リスクの軽減」も含め、「無痛分娩」に係る「安全対策」については、例えば、直近では、都道府県等に対して、「無痛分娩に関する取組の再周知につい

令和七年六月十八日 衆議院会議録第三十五号

議長報告

三二

て」(令和七年五月十五日付け医政地発〇五一五第一号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「通知」という。))において、「無痛分娩の安全な提供体制の整備」とともに、分娩を取り扱う病院及び診療所、関係機関等に対する「無痛分娩関係学会・団体連絡協議会・・・」が実施する無痛分娩に係る医療スタッフの研修、無痛分娩の提供体制に関する情報公開、無痛分娩の安全性向上のためのインシデント・アクシデントの収集・分析・共有等の取組」の「周知」を依頼してきたところである。

その上で、御指摘の「実施基準」の意味とところが明らかではないが、いずれにせよ、「無痛分娩の安全性向上に向けて」、「無痛分娩」の実施体制及び「麻酔科専門医の関与」に関しては、令和七年度厚生労働行政推進調査事業費補助金厚生労働科学特別研究事業による「安全な無痛分娩実施のための体制構築のための研究」において、「安全に無痛分娩を実施するための体制の構築に向けて、麻酔科医の適切な関与や各施設の体制の評価の方策等、今後取り組むべき事項」について研究を進めているところであり、当該研究の結果を踏まえながら、必要な対策の検討を進めてまいりたい。

また、御指摘の「硬膜外麻酔を麻酔科専門医以外の医師が実施できる点」については、「硬膜外麻酔を実施する医師が「麻酔科専門医」の資格を有するか否かにかかわらず、当該麻酔を用いた分娩の安全性を確保することが必要であると認識しており、例えば、直近では、通知において、都道府県等を通じて、分娩を取り扱う病院又は診療所に対し、「無痛分娩関係学会・団体連絡協議会・・・」が実施する無痛分娩に係る医療スタッフの研修」の受講を求め、安全な麻

酔の実施と安全管理に関する最新の知識の修得及び向上を図っているところである。

五の1について

「お尋ねについては、御指摘の「無痛分娩に起因する医療トラブル」も含め、三、四及び五の3について述べたとおり、「無痛分娩関係学会・団体連絡協議会」において、「インシデント・アクシデントの収集・分析・共有等の取組」を行っているところ、政府としては、当該協議会と連携して御指摘の「実態」を把握することとしている。

六について

「「こども未来戦略」(令和五年十二月二十二日閣議決定)においては、「二千二十六年度を目的に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める」とされており、御指摘の「保険適用」を前提としたお尋ねに現時点で予断をまつてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、厚生労働省医政局長及び保険局長並びにこども家庭庁成育局長が参集を求めて開催していた、妊産婦等の支援等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」において取りまとめた「議論の整理」(令和七年五月十四日公表)において、「妊娠・出産・産後」に関する「あるべき支援等の方向性」として「無痛分娩に対応した医療機関の分布には地域差があり、麻酔を実施する医師の確保や安全管理体制の標準化等、安全で質の高い無痛分娩の提供体制の確保に取り組む必要がある」、「令和八年度を目途に、産科医療機関等の経営実態等にも十分配慮しながら、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進め

るべきである」等とされたところであり、これを踏まえ、適切に検討してまいりたい。

七について

御指摘の「医療的選択肢の充実」及び「制度設計」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、「無痛分娩」に関する対応については、「リスク説明」に関しては、一及び五の2について述べたとおりであり、また、「専門職による支援」に関しては、三、四及び五の3について述べたとおりであり、引き続き、出産を安全に行うことができる環境の整備等の観点から、こうした対応を進めてまいりたい。

八について

御指摘の「通知の趣旨を踏まえた周知」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「名称」に関しては、令和七年五月十二日の参議院決算委員会において、福岡厚生労働大臣が「無痛分娩」というこの名前、呼び方につきましては、メディアであったり、妊婦、医療関係者にも既に広がっておりまして、自治体の制度でももう利用され、定着しておりますため、その扱いについては引き続き関係者の様々な御意見を伺ってまいりたいと思えます。いずれにしましても、麻酔によって陣痛の痛みを和らげ分娩する無痛分娩が、希望する妊婦の選択肢と、選択肢の一つとして正しく理解されることが重要でございまして、その周知に努めてまいりたいと思えます。」と答弁しているところ、政府が用いる御指摘の「名称」について現時点で見直す予定はないが、その在り方については、「関係者の様々な御意見を伺う」とともに、御指摘のように「誤ったイメージが定着することなく、「無痛分娩」の正確な理解が進むよう、周知に努めてまいりたい。

令和七年六月四日提出
質問第二二二二号

自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問主意書

我が国では、助産師が妊娠期から産後まで母子に寄り添い、自然な出産を支える専門職として重要な役割を果たしてきた。世界保健機関をはじめとする国際的潮流においても、助産師による継続的支援の有効性が広く認識されている。

現在、出産リテラシーの低下が指摘される中、助産師の果たす役割はますます重要性を増している。地域包括ケアの一環として、妊娠・出産から育児に至るまで切れ目のない支援体制を構築する上でも、助産師の専門性を活かす取組が不可欠であると考え。

また、出産の医療化が進み、無償化が議論される中にあっても、自然な出産の価値にもしっかりと目を向ける必要がある。医療的介入を伴わない自然な出産を希望する妊婦の選択的な出産環境を保障することは、多様性の尊重という観点からも重要である。その担い手である助産師の専門性を活かした体制の維持・強化は不可欠な政策課題であると考え。

現在、出産費用の保険適用が検討されているが、診療報酬の設計次第では、助産師による支援体制の縮小を招き、さらには出産医療の地域偏在や医療機関への一極集中が進行しかねない。その結果、助産院など地域に根ざした小規模施設が淘汰され、社会的インフラとしての出産環境の多様性が失われる可能性も懸念される。こうした事態

は、出産環境の不安定化を招き、結果として少子化対策にも逆行するおそれがあると考える。

出産は単なる医療行為にとどまらず、母親の人生に深く関わる重要な経験である。すべての妊婦が「よい出産だった」と感じられるよう、助産師による支援体制を含めた制度整備を国として主体的に推進すべきであると考える。

以上を前提に、政府に対し質問する。

一 妊娠・出産に関する知識の低下が指摘される中、助産師による継続的な支援の重要性が増していると考える。政府として、妊婦教育・産後ケア等の現場における助産師の専門性を活かすため、どのような人材配置や育成施策をそれぞれ検討しているか。

二 自然な出産を希望する妊婦の選択肢を確保する観点から、助産師主導の出産支援体制を維持・強化する制度的・財政的支援が必要と考えるが、政府の基本方針と具体的な対応をそれぞれ伺う。

三 助産院や小規模な出産施設が果たしてきた役割の維持と発展に向けて、地域における出産環境の多様性を保障する観点から、どのような支援策を講じていくのか。

四 出産費用の保険適用に際して、診療報酬制度が助産師の活動を不利に扱うことのないよう配慮すべきと考えるが、この点に関する政府の認識を伺う。

五 自然な出産の意義を尊重し、助産師による支援を含めた多様な出産支援体制を、政府としてどのように位置付け、今後どのように維持・強化していく考えか。基本的な方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二二二号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「人材配置」に関しては、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第三条第一項の規定に基づき定めた

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（令和五年文部科学省・厚生労働省告示第八号）において、助産師も含め、「新規養成、復職支援及び定着促進を柱に、看護師等の確保を推進していく・・・ことが重要」と

するとともに、「出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）において産後ケア事業が位置付けられたことを踏まえ

て、産後ケア事業の実施に当たって必要となる助産師等の確保を図ることが重要である」とした上で、例えば、「産後ケア事業」の実施に当たっては、市町村を対象として、令和七年三月

に子ども家庭庁が改定した「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び産後ケア事業ガイドラインにおいて、原則として助産師を中心とした実施体制での対応とする旨示しながら、当該事業が行われているものである。

また、お尋ねの「育成施策」に関しては、例えば、厚生労働省医政局長が参集を求めて開催していた、看護に係る基礎教育に関する専門的知識を有する有識者により構成される「看護基礎教育検討会」が令和元年十月に取りまとめた「看護基礎教育検討会報告書」において、「助産師教育の内容と方法について」の中で、「産後うつ等の周産期におけるメンタルヘルスや虐待予防等の支援として、多職種と連携・協働し、地域における子育て世代を包括的に支援する能力が求められることから、産後四か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化することが重要である」との考えが示されており、この考えに沿って、看護に係る基礎教育の「カリキュラム」について必要な見直しを行っているところである。

これらについて、引き続き、必要な対応を検討してまいりたい。

二及び五について

御指摘の「助産師主導の出産支援体制」、「制度的・・・支援」及び「自然な出産」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、令和六年五月二十九日の衆議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「周産期医療体制を進めるに当たりましては、妊娠から出産、産後まで継続して助産師に活躍していただくことが、安心、安全なお産を確保する上で重要と考えております。助産師外来や院内助産の体制整備に対する支援、それから、助産師に対する分娩に関する研修の支援も行っているところであります。」と答弁しているところ、こうした考えの下、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。

三について

御指摘の「助産院や小規模な出産施設が果た

してきた役割の維持と発展に向けて」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「支援策」については、例えば、令和六年度補正予算において、御指摘の「助産院や小規模な出産施設」も含め、分娩数が一定期間減少している又は妊婦健康診査若しくは産後ケアを実施する「出産施設」に対し、必要な支援を実施しているところであり、こうした支援を進めてまいりたい。

四について

「子ども未来戦略（令和五年十二月二十二日閣議決定）においては、「二〇二六年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める」とされており、御指摘の「保険適用」を前提としたお尋ねに現時点で判断を

お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、厚生労働省医政局長及び保険局長並びに子ども家庭庁成育局長が参集を求めて開催していた、妊産婦等の支援等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」において取りまとめた「議論の整理」（令和七年五月十四日公表）において、「妊娠・出産・産後」に関する「あるべき支援等の方向性」として

「今後の具体的な制度設計の検討においては、新たな枠組みの中に助産所も位置付け、妊産婦が・・・選択の幅が狭められることのないようにすべきである」、「助産師等の専門家等が果たす役割は今まで以上に重要になっており、その活躍を促す環境を整備していくべきである」等とされたところであり、これを踏まえ、適切に検討してまいりたい。

令和七年六月四日提出
質問第一二二三号

太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備
に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問主意書

電気料金に上乗せされるいわゆる再生可能エネルギー賦課金の国民負担額が、平成二十四年の制度開始以来、累計で約二十三兆円に達していることが報じられている。

令和七年度には、国民負担額が初めて年間三兆円を超える見込みとなり、標準家庭でも年額約一万九千円の負担となるとされている（産経新聞令和七年三月二十一日、二十三日）。

政府は、国民に大きな負担を強いて、再生可能エネルギーの導入を推進しており、太陽光パネルの設置は、住宅用・事業用を問わず現在も拡大を続けている。しかしその一方で、太陽光パネルの約八割が中国製であるとの指摘があり、巨額の国民負担が、国内産業や国民生活に十分に還元されていないとの批判も高まっていると承知している。

我が国は、災害が多く、南海トラフ地震の発生も予想されている中であって、設置後の水没や破損時における感電・火災リスクに対する住民向けの情報提供や対策は、必ずしも十分とは言えないと考える。実際、令和六年の能登半島地震では、斜面設置型のメガソーラーが崩落して道路を塞ぐ事例や、倒壊建物に設置された太陽光パネルの発火リスクを設置者が把握していなかった事例が報告されており、災害時における安全確保とリスク情報の周知が課題として明らかとなっている。

このような災害リスクに対する懸念は、既に各地で広がっている。岩手県議会をはじめとする複数の地方自治体からは、破損パネルの感電、火災及び有害物質による危険性とその対処法について、国民への周知が不十分であるとする意見書が出されていると承知している。

にもかかわらず、こうした教訓が制度面に十分反映されているとは言い難い。例えば、いわゆる新築住宅へのパネル設置義務化条例が施行された東京都においても、公式ウェブサイトにて経年劣化後の交換費用や廃棄時に有害物質処理の費用負担、災害時の消火困難や水没時感電リスク等への注意喚起や具体的な対応策を記した文書は確認できず、住民への安全対策の指導も限定的であると考ええる。

これらの状況を総合的に見れば、太陽光パネル設置後の災害リスクに関する国民向けの周知や対応も、依然として不十分であると言わざるを得ないと考ええる。

一方、総務省消防庁は平成二十五年三月、太陽光発電システムを設置した一般住宅に関する感電・落下リスクについて、各都道府県を通じて各市町村等に周知するよう求める事務連絡を発出している。

この中では、いわゆるモジュールが光によって常時発電を継続する構造にあるため、火災の初期から残火処理に至るまで感電事故の可能性があること、また、屋根上作業時の転落リスクや、取外し後における感電防止の措置など、現場での対応が具体的に示されている。

しかし、こうしたリスク情報は消防機関内にとどまっており、政府自身が把握している危険性が設置者に十分伝わっていないことが懸念される。以上を前提に、政府に対し質問する。

一 太陽光発電の設置に伴う災害リスクや廃棄費用に関する国民の認知度について、近年、政府による全国的な実態調査は行われているのか。行われていないのであれば、現状の周知状況や課題を正確に把握するため、改めて調査を実施すべきではないか。

二 住宅向け太陽光パネルの営業経験者からは、災害リスクや廃棄・買換えについて十分に理解しないまま設置を勧めていたことを悔やむ声があると承知している。営業担当者自身がこうしたリスクを把握していなかったのであれば、住民がそれを正しく認識できるはずもなく、結果として多くの設置が十分な理解のないまま進められてきたのではないかと考える。こうした中で、太陽光発電の導入を推進している国が、リスクの周知を徹底すべきではないか。

三 自治体からは、太陽光パネルの破損による感電・火災・有害物質のリスクについて、住民への周知が不十分との指摘があると承知しているが、こうした指摘に対し、現状の情報提供の在り方の見直しを含めた対応を検討しているのか、見解を示されたい。

四 地方自治体の多くが、住民向けのリスク情報を十分に発信できていない実態が指摘されていると承知している。政府として、各自治体が住民に対し適切に注意喚起を行えるよう、モデルとなる周知文書の作成や、設置業者による説明を制度的に位置付けることも含め、支援策を講じる考えはあるか。

五 令和六年の能登半島地震では、斜面設置型メガソーラーの崩落や、倒壊建物に設置された太陽光パネルの発火リスクが問題となった。こうした災害時における太陽光パネルの安全確保や、住民・関係者へのリスク情報提供について、

政府は現時点でどのような教訓を得ているか示された上で、今後の災害対応マニュアルへの反映や、設置者への情報提供体制の強化についての方針をそれぞれ示されたい。

六 経年劣化後の設備や機器の交換と廃棄の費用は、設置者や、住宅を購入した者が負うことになるが、その周知と説明が正しく行われていると政府は認識しているのか、見解を示されたい。

七 固定価格買取制度においては、一定の事前積立等の対策が講じられているものの、売電事業者の倒産・廃業が実際に散見される中で、今後、制度の対象外となる小規模・個人設置者による設備廃棄費用が国民負担とならないよう、積立制度の強化や対象範囲の拡大など、更なる対策を講じるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二一七第二二三号
令和七年六月十三日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員吉川里奈君提出太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員吉川里奈君提出太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問に対する答弁書

一、二及び六について
お尋ねの「国民の認知度」及び「全国的な実態調査」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府として、御指摘の「太陽光発電」に

令和七年六月十八日 衆議院會議録第三十五号

議長の報告

関する自然災害に備えるための適切な注意喚起の在り方について、例えば、電気工学等に関する専門的知見を有する学識経験者、消費者を代表する団体の役員、弁護士等から構成される審議会において御議論いただきながら検討を進めているところであり、これを踏まえ、自然災害による太陽光発電設備の破損事故を防止するための保安管理の徹底や破損した太陽光発電設備を見掛けた場合の対応について経済産業省のウェブサイトを通じて太陽光発電設備の設置者等に対して周知を行っているほか、浸水又は破損した太陽光発電設備に接触した場合に感電する危険性について同省のSNSを通じて広く国民に対して周知しており、さらに、夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について同省から文書を発出して発電事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう)等に対して周知を行っているところである。引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

また、お尋ねの「廃棄・買換え及び「経年劣化後の設備や機器の交換と廃棄の費用」を含む「廃棄費用」については、太陽光発電設備を用いて発電を行う事業者等が負担するものであると考えるところ、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電電)」(平成二十九年三月資源エネルギー庁策定、令和七年四月改訂。以下「ガイドライン」という。)において、認定事業者(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「法」という。)第九条第四項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)は、再生可能エネルギー発電事業(同条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業をいう。以下同じ。)終了後の認定太陽光発電

設備(同条第四項の認定に係る太陽光発電設備をいう。以下同じ。)の撤去及び処分等を確実かつ適切に実施する責任を有し、これに要する費用を確保する必要がある旨を明記し、同省のウェブサイトを通じて周知するとともに、認定事業者に対してガイドラインに従って適切に当該再生可能エネルギー発電事業を行うことを求めているところである。

三から五までについて

お尋ねの「モデルとなる周知文書及び「災害対応マニュアル」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、住民に対する説明については、法第九条第四項第六号において同項の認定に当たって再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する再生可能エネルギー発電事業の内容に関する説明会の開催等が規定されているところであり、お尋ねの「教訓」については、一、二及び六について述べた審議会において、「災害時における太陽光パネルの安全確保」や「情報提供」を含む太陽光発電設備に関する自然災害に備えるための適切な対応について御議論いただく中で、例えば、住民への情報の伝達、太陽光発電設備の設置者等への連絡の重要性について指摘があったところであり、政府として、現在、こうした意見を踏まえて必要な検討を行っているところである。また、お尋ねの「設置者」を含めた住民への情報提供については、一、二及び六について述べたとおり、経済産業省のウェブサイト等を通じて広く周知をするなどしている。引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

七について

お尋ねの「制度の対象外となる小規模・個人設置者による設備廃棄費用が国民負担」及び「積

立制度の強化や対象範囲の拡大」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一、二及び六について述べたとおり、政府としては、ガイドラインにおいて、認定事業者は、再生可能エネルギー発電事業終了後の認定太陽光発電設備の撤去及び処分等を確実かつ適切に実施する責任を有し、これに要する費用を確保する必要がある旨を明記し、経済産業省のウェブサイトを通じて周知するとともに、認定事業者に対してガイドラインに従って適切に当該再生可能エネルギー発電事業を行うことを求めているところである。また、出力が十キロワット未満の認定太陽光発電設備については、一般的には住宅に設置されており、当該住宅の解体に伴い当該認定太陽光発電設備も撤去及び処分等されることが見込まれること等から、原則として、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等を指定する件令和四年経済産業省告示第六十九号)において、法に基づき廃棄等費用積立制度の対象とはしていない。

令和七年六月四日提出
質問 第一二二四号
大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問主意書

六月三日、二〇二五年日本国際博覧会会場内の「大屋根リング」の活用に関する検討会が開かれ、その場で大阪府、大阪市は、政府、経済界等に対

し、その保存の在り方について具体的な提案を行った。この提案は、同月二十三日の二〇二五年日本国際博覧会協会の理事会において正式決定される可能性があるとのことである。そこで以下のとおり質問する。

一 仮設建築物である大屋根リングの耐久性はいかほどか、政府の把握しているところを明らかにしたい。

二 大屋根リングの保存は、その建設時には想定していなかった事情であるところ、解体、撤去対象部分と保存対象部分の分離等の施工により会場建設費がさらに増加することはないのか、政府の把握しているところを明らかにしたい。

三 大屋根リングの補強、維持管理等保存にかかる費用について、報道では「万博の余剰金を活用する」と言われているが、「万博の余剰金」とはどのようなものか。費目および余剰額について政府の把握しているところをそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

四 大屋根リングの補強、維持管理等保存にかかる費用については、国費からの支出を一切行わばきでないと考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二二四号
令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の
大屋根リング保存に関する質問に対する答
弁書

一について

お尋ねの「耐久性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「二〇二五年日本国際博覧会会場内の「大屋根リング」については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第六項の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がない仮設建築物として、特定行政庁による建築の許可を受けた上で、同法第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するものとして指定確認検査機関による確認及び完了検査を受けたものであると承知している。二及び四について

お尋ねの「大屋根リングの保存」及び「大屋根リングの補強、維持管理等保存」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年四月十三日から開催されている国際博覧会（以下「博覧会」という。）の閉会後における「大屋根リング」の活用については、その具体的な方法やこれに要する費用を含め、現在、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が設置した、大阪・関西万博の大屋根リングの活用に関する検討会（以下「検討会」という。）において議論が行われているところであるため、これに関するお尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えた

三について

お尋ねの「万博の余剰金」の具体的に意味するところが明らかではなく、これに関するお尋ね

についてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、博覧会の運営については、先の答弁書（令和七年五月二十三日内閣衆質二一七第一八四号）四について述べたとおり、博覧会協会において、入場券の売上の状況等の動向を踏まえ、収支の均衡を保つように行われるものと承知しており、また、博覧会の閉会後における「大屋根リング」の活用については、二及び四について述べたとおり、その具体的な方法やこれに要する費用を含め、現在、検討会において議論が行われているところである。

令和七年六月四日提出
質問 第二二五号

大阪・関西万博における復興庁万博テーマ
ウィーク展示に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪・関西万博における復興庁万博テーマ
ウィーク展示に関する質問主意書

五月十九日から同月二十四日までの間、復興庁は二〇二五年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）会場内で復興庁万博テーマウィーク展示を開催した。二〇一一年の東日本大震災発災から十四年が経過し、震災の記憶を風化させず教訓を伝承することが課題となつていところ、被災地から遠く離れた大阪の地で東日本大震災から力強く復興する被災地の姿を内外に発信し、六日間の期間中に合計四万七千七百八十八人が来場したことの意味は小さくない。しかしながら東日本大震災からの復興、なかなか福島の復興はいまだ道半ばであるといえる。そこで以下のとおり質問する。

一 石破内閣総理大臣は二〇二四年十二月十四日に福島県を視察した際に「全閣僚が復興大臣と

いう決意のもと被災地に丁寧に関わり添い、福島
の復興に最後まで責任を持ちたい」と述べるなど、石破内閣の全閣僚が東日本大震災の被災地の復興に取り組む旨の発言を度々行っているところ、大阪・関西万博の復興庁万博テーマウィーク展示を見学した大臣、副大臣、大臣政務官はそれぞれ何名か。

二 石破内閣総理大臣は東日本大震災の復興については全府省庁挙げて取り組む旨の発言を度々行っているところ、大阪・関西万博の復興庁万博テーマウィーク展示を見学した復興庁の職員および中央省庁の職員の数はそれぞれ何名か。

三 伊藤忠彦復興大臣は復興庁万博テーマウィーク展示を開催したことについて「本日に発信してよかったなという、そういう気持ちでいっぱい」と肯定的な感想を述べているが、そうであるならばなぜ六ヶ月間の大阪・関西万博期間の全期間中の開催とするのではなく、わずか六日間の展示期間となつたのか、政府の見解を問う。

四 発災から三十年の節目の年を迎えた阪神・淡路大震災など、いずれの大規模災害もその記憶の風化や教訓の伝承が課題となつている。復興庁万博テーマウィーク展示で展示された映像やパネル展示が東日本大震災からの復興を伝えるうえで有用で感銘力の高いコンテンツであるならば、全国の地方自治体や海外での巡回展示など利活用を積極的に図るべきと考えますが、その是非について政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質二一七第二二五号

令和七年六月十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「見学」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「復興庁万博テーマウィーク展示」のために公務として出張した大臣、副大臣及び大臣政務官の人数は、それぞれ、一名、三名及び二名である。

二について

お尋ねの「見学」及び「中央省庁の職員」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「復興庁万博テーマウィーク展示」のために公務として出張した復興庁の職員は延べ百三名であり、当該展示について同行と連携して行った経済産業省及び環境省の職員の数は、それぞれ、延べ百六十二名及び延べ二名である。

三について

お尋ねの「期間」については、復興庁において、御指摘の「大阪・関西万博」の準備及び運営を行う公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会と所要の調整を行った結果、御指摘の「六日間」としたものである。

四について

お尋ねの「利活用」については、その必要性も含め、今後、復興庁において検討してまいりたい。

令和七年六月四日提出
質問 第一二二六号

食鳥処理工程に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

食鳥処理工程に関する質問主意書

日本における食鳥の処理のうち「と鳥」については、生産農家から食鳥処理場に肉用鶏を受け入れた後、シャックルという器具に懸鳥をし、頸部を切断する方法で行われることが一般的であるところ、以下質問する。

一 懸鳥を行った後に頸部を切断する方法での「と鳥」では、どれほどの割合で製造ロスが生じるのか、政府の把握しているところを明らかにしたい。

二 懸鳥後、二酸化炭素や不活化ガスにより肉養鶏を窒息死させるガススタニングを行った後に「と鳥」を行う方法が欧州諸国では採用されているが、日本においてガススタニングを用いた「と鳥」は、食鳥処理場のどれほどの割合で行われているか、政府の把握しているところを明らかにしたい。

三 政府は、強い農業づくり総合支援交付金のメニューのひとつとして、いわゆるアニマルウェルフェア対応施設への補助事業を行っており、アニマルウェルフェアを踏まえた流通・処理コストの低減、製品の高付加価値化等を通じた畜産物処理加工施設等の整備を奨励しているが、アニマルウェルフェアを踏まえた「と鳥」方法を普及していく考えはあるか、政府の見解を明らかにしたい。

内閣衆質二一七第二二六号
令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出食鳥処理工程に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出食鳥処理工程に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「製造ロス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、食鳥処理において廃棄された食鳥のうち、「懸鳥を行った後に頸部を切断する方法によりと殺された食鳥の数及びその「割合」は把握していない。

二について

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備に係る許可の基準において、「ガススタニング」に係る設備を設けることを求めていることから、政府としては、お尋ねの「ガススタニングを用いた」食鳥処理を行う食鳥処理場の「割合」は把握していない。

三について

政府としては、御指摘の「強い農業づくり総合支援交付金」において農畜産物処理加工施設の整備を通じて収益性の向上を図る取組等に対する支援を行っているところ、その中で、御指摘の「アニマルウェルフェアを踏まえた「と鳥」方法」の実施に必要な施設の整備に取り組む事業者に対しても支援を行っており、引き続きこの取組を進めてまいりたい。

一、昨十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員河村たかし君提出五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出政府備蓄米の放出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸君提出金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田ゆき君提出在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出元首相夫人のロシア訪問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出コメの流通に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問に対する答弁書

令和七年六月六日提出
質問 第一二二七号

五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書

提出者 河村たかし

五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書

一 五月二十六日の朝日新聞十四面「写真は語る 一九三七〜三九 百年未来への歴史」という記事で日中戦争について報道されている。それを踏まえて、質問する。

同記事で、「日本軍は南京を攻略した。現地軍は殺人、性的暴行、略奪をほしきままにし、「南京虐殺事件」を引き起こした」と報じられている。

政府は「南京虐殺事件」を起こしたと書かれているものが、本当にあったと考えているのか、見解を問う。

二 同記事の上位にある「工兵隊が爆破した南京の中華門(画面奥)に突入する日本軍の軽装甲車中隊」と説明がある写真について

1 過去、日中戦争の写真は加工、合成されたものが多く確認されていると聞く。実際に現場で撮影された写真なのか、政府の見解を問う。

2 同説明では、「すでに重慶への遷都を発表していた蒋介石は一九三七年十月十二日、南京の主力軍に撤退を命令。(中略)日本軍による残虐行為が続いた」と報じられている。

同日時点で重慶への遷都は発表されていたのか、蒋介石は主力軍に撤退を命令していたのか、日本軍による残虐行為が続いたのか、政府の見解をそれぞれ問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第二二七号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員河村たかし君提出五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、個別の報道の内容を前提とするものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、いわゆる「南京事件」については、昭和十二年の旧日本軍による南京入城後、非戦闘員の殺害又は略奪行為があったことは否定できないと考えているが、その具体的な数については、様々な議論があることもあり、政府として断定することは困難である。

令和七年六月六日提出
質問第二二二八号

政府備蓄米の放出に関する質問主意書

提出者 河村たかし

政府備蓄米の放出に関する質問主意書

米価格の高騰で政府備蓄米の放出が続いている。既に備蓄米の放出量は六十一万トンを超える。農林水産省公表の資料によると備蓄米の保有は百万トンが目安とされ、適正水準からみると放出後の備蓄量は三十%ほどの三十万トンほどになる見込みだ。今後米の相場いかによってさらには備蓄米の放出量は増えると思われる。これらを踏まえて、以下質問する。

一 今後、備蓄米を適正水準に戻すために、政府はどのような方法を考えているのか見解を問う。

二 備蓄米の適正水準は百万トンとされている。今後、備蓄米を百万トン以上に増やす考えはあるのか、政府の見解を問う。

三 六月四日、駐日ベトナム社会主義共和国大使館にて、私がファム・クアン・ヒエウ大使と面談した際に、日本の米不足を慮って「日本が米でお困りなら、ベトナムは必ず協力します」との回答を得ている。ベトナムだけではなく、米は世界中で生産されており、生産量順でいえば、中国、インド、バングラデシュ、インドネシア、タイ、アメリカなどが挙げられる。早期の米不足解消、米高騰の是正、備蓄米確保の観点から、海外からの米の輸入量を増やす考えはあるか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第二二八号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員河村たかし君提出政府備蓄米の放出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出政府備蓄米の放出に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、今後の米穀の需給動向等を踏まえ、令和七年五月末までに売り渡した三十一万トンの「備蓄米」の買戻し及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第二十九条の規定に基づく国内産米穀の買入れを行う考えである。

二について

お尋ねについては、米穀の備蓄に係る国の財政負担も勘案しつつ、「新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する件」令和七年三月二十五日衆議院農林水産委員会決議

議の二及び「新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議」（令和七年三月二十五日参議院農林水産委員会決議）の二において、「米の生産・流通・備蓄政策全般について必要な検証を行うこと」とされていること等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

三について

米穀の輸入については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第十五号。以下「WTO協定」という。）附属書Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）に基づき、同表で定められている数量について、WTO協定附属書Aの農業に関する協定附属書五に規定する最小限度のアクセス機会を維持する義務を履行するため、ミニマム・アクセス米として国家貿易により無税で輸入しており、この数量を超えて民間事業者等が輸入を行う場合は、同表に基づき一キログラム当たり三百四十一円の関税を課しているところである。現時点において、WTO協定に基づく米穀の輸入に係る制度を見直すことについて検討は行っていない。

令和七年六月六日提出
質問第二二二九号

金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書

提出者 水沼 秀幸

金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書

金融経済教育推進機構（J-FLEC）は岸田政権当時が掲げた資産所得倍増プランの目玉のひとつとして、昨年官民一体で設立された認可法人である。J-FLECの事業は、金融経済教育を

通じて国民の安定的な資産を形成するといった、国民にとって非常に関心の高い事業であり、その必要性和重要性は十分に認められるものであると考える。

金融リテラシーについては、二〇二四年十月に解散した金融広報中央委員会が三年に一度、十八歳以上七十九歳以下の個人を対象に、お金や金融に関する知識あるいは行動の特徴を把握するためにアンケート調査を実施している。直近の二〇二二年に実施された調査によると、金融経済教育を行うべきと思うと回答した者が約七十二%存在する一方、学校、大学、勤務先において金融経済教育を受ける機会があったものの、それを受けたと認識している者の割合は全体の約七%にとどまっている。この後者の調査項目は、日米比較が可能な項目になっており、米国の場合は約二十%と、我が国の数字が大きく劣後する状況となっている。だからこそ、金融経済教育を多くの人に届けるべく、J-FLEC自身がKPI（重要業績評価指標）・目標として、講師派遣における「年間実施回数一万回」および「年間参加人数七十五万人」を掲げたことは公表資料のとおりである。

しかしながら、二〇二四年度における第三四半期（設定期間の七十五%）が経過した時点における、KPIの達成状況は年間実施回数三千七百回（達成率三十七%）および年間参加人数二十二万五千九百九十一人（達成率三十%）と大幅に未達の状況となっている。なお、J-FLECには国民が収めた税金が原資の一部となっている政府予算から、一億五千万円の補助金が投入されている。これらのことについて次の質問をする。

一 金融庁から示された年間の講師派遣の実施回数見込みは四千八百十二回であるが、二〇二四年度の確定回数および年間参加人数の確定数をそれぞれ可能な限り示されたい。確定していな

いのであれば、把握している見込み数をそれぞれ示されたい。

二 二〇二四年度のKPI・目標に対する実績は半数程度の達成率である。KPI・目標に対して大幅に未達となった理由をどのように考えるか、政府の認識を問う。

三 二〇二五年度のKPI・目標

1 J-FLECの二〇二五年度事業計画が公表されており、KPI・目標については昨年度と同数の年間実施回数一万回と年間参加人数七十五万人を目標として掲げている。二〇二四年度は大幅にKPI・目標未達であった結果を踏まえ、何を改善し、どのような施策を新たに追加することでKPI・目標達成を成し遂げさせるのか、政府における具体的な監督計画を示されたい。

2 国からの補助金一億五千万円の中でも、職域向け講師派遣事業費に最も多くの予算が割り当てられている。また、令和七年四月四日の衆議院財務金融委員会において、加藤大臣より「より多くのイベントやセミナーを開催できるよう、金融機関、企業、教育機関、地方公共団体、さらに、今労働組合のお話もしていたのだと思いますが、様々な団体に対して共催などの働きかけを行っていくこととしております。」という答弁がなされている。大臣の発言を踏まえ、J-FLECは、KPI・目標達成に向けて二〇二五年度に企業へ何社、教育機関へ何校、地方公共団体や労働組合へ何団体に依頼を出す計画であるのか、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。

令和七年六月十八日 衆議院会議録第三十五号

内閣衆質二一七第二二九号
令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員水沼秀幸君提出金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員水沼秀幸君提出金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの金融経済教育推進機構(以下「J-FLEC」という。)における令和六年度の講師派遣並びにその主催し、又は共催するセミナー、講座及びイベント(以下「講師派遣等」という。)の実施回数は、四千八百八十七回であり、当該講師派遣等に係る参加人数は、三十一万二千二百四人であると承知している。

二について

J-FLECにおいては、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(以下「金融経済教育」という。)を一刻も早く全国に行き渡らせるために、あえて野心的な目標を設定の上、当該目標を達成するために、令和七年三月三十一日時点で、金融経済教育の担い手である「J-FLEC認定アドバイザー」について千二百三十六名の認定を行うなど必要な体制の整備を行ってきたが、J-FLECが令和六年四月に設立されたばかりであり、その活動が国民に十分には知られていないため、J-FLECによる講師派遣等の利用状況が低調であったことが、お尋ねの

理由であると考えている。

三の1について

お尋ねの「監督計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「KPI・目標達成」に向けて、J-FLECは、その具体的な活用事例も含めて講師派遣の周知・広報を行うとともに、各種団体に対するセミナー等の共催の働きかけを強化することとしていると承知している。

政府としては、御指摘の「KPI・目標達成」にも資するよう、金融経済教育の機運を醸成するとともに、J-FLECの周知に努めることとしており、各地域において、J-FLEC、地方公共団体及び金融機関等と連携したイベントの開催や、都道府県知事に対する地域の金融経済教育の充実に向けた協力の依頼を行っていく考えである。

三の2について

お尋ねについては、J-FLECにおいては、関係省庁や民間団体等とも連携しながら、令和七年度に、約二万五千の企業、約二千八百の学校及び教育委員会、約千七百の地方公共団体並びに約三万六千の労働組合に対し、J-FLECによる講師派遣の利用について依頼を行う計画であると承知している。

令和七年六月六日提出
質問 第一一三〇号

在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問主意書

提出者 早稲田ゆき

在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問主意書

海外の医療事情の悪い地域、また支援拠点とし

ての医療先進地に位置する百四の我が国の大使館及び総領事館に、二〇二三年四月現在で、百八名の医師が、外務医務官として勤務しており、その主な職務は、①大使館員とその家族の診療と健康管理(基本業務)、②医療事情調査・情報収集と、在留邦人に対する情報発信、③近隣諸国公館への定期巡回検診、健康相談、④緊急移送支援、⑤在留邦人の保健相談、⑥任国の医療関係者・病院との関係構築と外国公館との交流の六つと承知している。

一 このうち、②及び⑥の職務の成果について、もつと政府全体の政策に活用し、反映するしくみが必要ではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

二 コロナ禍が終わったあとも、中国などで未知の感染症が報告されているが、とりわけ感染症危機への対応に関し、外務医務官の現地情報収集能力が十分いかされていないのではないかと、現場からの声を聴いている。このことについて、武見厚生労働大臣(当時)は昨年五月八日の衆議院厚生労働委員会において、外務医務官と厚生省の迅速な情報共有を図る旨答弁し、内閣感染症危機管理統括庁審議官(当時)は、連携していく旨しか答弁しなかったが、それでは不十分であると考え。内閣感染症危機管理統括庁のポストに、外務医務官経験者を積極的に登用するべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

三 現役の外務医務官の一部に対して、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省感染症対策部の職員として併任の発令を行い、海外での情報収集の成果をダイレクトに政策判断に活用できるようにすることを、積極的に検討すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

議長の報告

四 厚労省には医系技官のポストがあり、次官級の医務技監をトップに、二〇二五年四月現在で、医師免許所持者が二百八十三名在籍している。また厚労省が職員を世界各地の在外公館へ館員として派遣しているのも承知しているが、世界全体でわずか四十名の上、その中には当然労働分野の職員もあり、医師免許所持者は三名のみと承知している。これでは世界中の感染症危機に関する専門的情報収集能力に欠けると言わざるをえない。百八名の外務医務官の活用をあらためて検討すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

内閣衆質二一七第二三〇号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田ゆき君提出在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の〔②及び⑥〕の職務の成果について、もって政府全体の政策に活用し、反映するしくみ〕の具体的に意味するところが明らかではなく、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いづれにせよ、在外公館の医務官の「職務の成果」等については、外務省において報告を受け、適時、必要な情報について、厚生労働省等

の関係省庁と共有しており、その上で、政府として、当該情報を踏まえ、必要に応じ、「政策に活用し、反映」しているところであり、今後このような取組を進めてまいりたい。

二から四までについて

感染症に係る危機管理に関し必要となる情報の収集・分析等について、政府、都道府県等の関係者が適切に対応するために必要な事項を示す「情報収集・分析に関するガイドライン」(令和六年八月三十日内閣感染症危機管理監決裁)において、「国は、発生源や近隣国・地域における在外公館による感染症インテリジェンスに資する情報収集を強化するため、外務省医務官の感染症に係る専門的知識の習得を目的とした研修を行う」としているところ、引き続き、当該研修を実施しながら、御指摘の「外務医務官の活用」を進めるとともに、御指摘の「登用」や「併任の発令」も含め、内閣感染症危機管理統括庁等の職員の任命について、職務に必要な能力や適性等を勘案しながら、適切に検討してまいりたい。

令和七年六月六日提出
質問第二三一号

元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書

令和七年五月二十九日に故安倍元首相夫人がロシアを訪問しプーチン大統領と面会したと報道された。この訪問について以下質問する。
一 この訪問について政府は安倍氏側もしくはロシア側から相談があったのか。またこの訪問の

旅程を安倍氏の日本出国前に把握していたのか。

二 この訪問に関して政府は何らかの支援をしたのか。支援をしたのであればどのような支援を行ったのか。

三 二で支援をしたのであればその根拠及び理由をそれぞれ問う。また、支援については安倍氏側からの要請があったのか。

四 ロシア訪問中やプーチン大統領との面会には政府職員が同行したのか。

五 ロシアは現在政府により渡航中止が勧告されていると承知している。この勧告が出ている中で、この訪問について政府としてはこの訪問が「真にやむを得ない公益性を有する任務遂行」に当たると考えるか見解如何。

内閣衆質二一七第二三一号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議員岡本充功君提出元首相夫人のロシア訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出元首相夫人のロシア訪問に関する質問に対する答弁書

一について

政府として、お尋ねの「訪問」について何ら関与しておらず、個人の個別の外国訪問の準備等に係るお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

二から四までについて

一 についてでお答えしたとおり、政府として、お尋ねの「訪問」について何ら関与していない。

五について

一 についてでお答えしたとおり、政府として、お尋ねの「訪問」について何ら関与しておらず、お尋ねの「真にやむを得ない公益性を有する任務遂行」に当たるか否かについてお答えすることは困難である。

令和七年六月六日提出
質問第二三二号

コメの流通に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

コメの流通に関する質問主意書

一 令和七年六月五日の衆議院農林水産委員会では農林水産大臣は「営業利益は何と対前年比五百％ぐらい」のコメの卸業者があると発言された。政府は上場企業以外のコメの卸業者の営業利益や売上高をそれぞれどのように把握しているのか。

二 令和七年二月二十八日の衆議院予算委員会第六分科会で農林水産大臣は米価高騰について「今回のことは、イレギュラーなこと」と答弁しているが政府は今もその認識か。認識が変わったのならどのように変わったのか。

三 令和七年三月に政府備蓄米を二回に分け二十一万二千三百三十二トンの売渡しを行ったと承知している。このうち令和七年五月末までに小売に売り渡された数量は何トンか可能な限り示された上で、なぜ全量が二か月経っても売り渡されなかったのか政府の見解を問う。

四 農林水産大臣は四月の記者会見などでコメの価格高騰は「流通の目詰まり」としてきたが、結局米価高騰の原因は流通の目詰まりであったのか政府の見解を問う。

内閣衆質二一七第二二三号
令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員岡本充功君提出コメの流通に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出コメの流通に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「上場企業以外のコメの卸業者の営業利益や売上高」については、把握していない。

二 について

御指摘の「今回のことは、イレギュラーなこと」と答弁したことについては、米穀の五キログラム当たりの販売価格が、昨年に比べ約二倍となっている状況を述べたものであり、お尋ねの「その認識に変わりはない。」

三 について

令和七年三月十日から同月十二日までの第一回の入札、同月二十六日から同月二十八日まで第二回の入札及び同年四月二十三日から同月二十五日までの第三回の入札により御指摘の「売渡しを行った」三十一万トンの「政府備蓄米」のうち、同年五月二十五日までに「小売に売り渡された数量」は三万九千九百トンである。また、「なぜ全量が二か月経っても売り渡されなかったのか」とのお尋ねについては、関係者か

らの聞き取りによれば、精米を行う能力や米穀の保管能力に限界がある等の事情があると承知しているが、政府としては、「政府備蓄米」の市場への供給の早急な拡大を集荷業者等に文書で要請し、その大部分を買い入れた全国農業協同組合連合会に対し、卸売業者への販売を前倒しして行うよう対面で強く要請したところである。

四 について

御指摘の「米価高騰の原因」については、「米の安定供給等実現関係閣僚会議」において、御指摘の「流通の目詰まり」であったかどうかも含め、検証を行っていく考えである。

令和七年六月六日提出
質問 第二二三号

刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書

刑事訴訟法第二百三十九条第二項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると史料するときは、告発をしなければならない」という公務員の犯罪告発義務を規定している。これは、「行政が適正に行われるためには、各種行政機関が相互に協力して一体として行政機能を発揮することが重要であるところ、犯罪の捜査ないし公訴権の行使といった刑事に関する行政作用についても、その適正な運用を図るためには各種行政機関の協力が必要であることに加え、告発に裏付けられた行政運用を行うことにより、行政の機能がより効果的に発揮されることを期待する趣旨によるものである（松尾浩也監修、池田修ほか編集代表「条解刑事訴訟法（第五版）」弘文堂」とされて

いるところ、以下のとおり質問する。

一 内閣衆質二〇一第二七一号において政府は、同項の要件を満たす場合には、「原則として公務員には告発義務が課せられていると解される。」と答弁している。この答弁に変更はないか、政府の見解を明らかにされたい。

二 同答弁において政府は、一般論として、公務員が正当な理由なく同項の規定に違反した場合には懲戒処分の対象となる旨の答弁を行っている。現在においても、公務員が公務員の犯罪告発義務を懈怠した場合、国家公務員法または地方公務員法上の懲戒処分の対象となり得るか、政府の見解を明らかにされたい。

三 兵庫県の齋藤知事に関する告発文書を作成した元県民局長の私的情報を漏えいしたことが第三者委員会において認定され、懲戒処分を受けた元総務部長の情報漏えい行為は、地方公務員法第三十四条第一項の守秘義務違反に該当するものと考えられるにもかかわらず、兵庫県は刑事訴訟法第二百三十九条第二項に基づき元総務部長を刑事告発する手続を行っていないと承知している。こうした兵庫県の対応は同項の規定に違反するものか、政府の見解を明らかにされたい。

四 三で述べた兵庫県の対応は、地方公務員法第二十九条第一項第二号の「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当すると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 三で述べた兵庫県の対応は、各種機関が相互に協力して一体としてその機能を発揮すべき行政の在り方に反するものと考えられるが、こうした兵庫県の姿勢を是正させるためにはどのような措置が考えられるか、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質二一七第二二三号
令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の答弁書（令和二年六月二十六日内閣衆質二〇一第二七一号）一の1についてにおいて示された政府の見解に変更はない。

二 について

一般論として、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の適用を受ける国家公務員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用を受ける地方公務員が、正当な理由なく刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百三十九条第二項の規定に違反した場合において、国家公務員法第八十二条第一項各号又は地方公務員法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定による懲戒処分の対象となり得るものと解される。

三及び四について

お尋ねについては、個別の事案に関することであり、お答えを差し控えたい。

五 について

お尋ねの「三で述べた兵庫県の対応は、各種機関が相互に協力して一体としてその機能を発揮すべき行政の在り方に反するものと考えられる」と及び「こうした兵庫県の姿勢を是正させる」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年六月六日提出
質問第一三三四号

バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便
等に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問主意書

近年、バス運転者の不足が深刻化し、路線バスの廃止や減便が全国的に進んでいる。路線バスは、地域住民の通勤、通学、通院などに欠かすことのできない重要な交通機関であり、また、観光客の二次交通の柱としての役割も担っていることから、廃止等により地域住民や観光客の生活や移動手段に深刻な影響を及ぼしている。この問題は、特に、地方における公共交通の維持や地域経済に直結する重要な課題であると考える。

そこで、路線バスの廃止等の状況、バス運転者不足への対応状況等に関し、以下質問する。

一 路線バスの廃止等に対する効果的な取組を検討する上で、路線バスの廃止等の現状を正確に把握することが重要であると考え。

1 令和七年版交通政策白書によると、路線バスの廃止キロは、令和五年度で二千四百九十六キロメートル、平成二十五年度以降では、計一万五千九百六十二キロメートルとなっている。平成二十五年度以降の路線バスの廃止キロ並びに廃止又は減便された路線数について、年度ごと、地方運輸局及び沖縄総合事務局ごとにそれぞれ可能な限り示されたい。

2 道路運送法第十五条の二第一項及び同法施行規則第十五条の五第一項第五号の規定に基づき、路線の廃止等を行うとする事業者が国土交通大臣に提出しなければならない事業計画変更事前届出書には路線の廃止等を必要

とする理由を記載することとなっている。届出書に記載された主な廃止等の理由について示されたい。

3 路線バスの廃止等の要因・背景について、政府としてどのように認識し、どのような施策を講じてきたか、政府の取組等をそれぞれ示された上で、これまでの施策の効果についてどのように評価しているか、政府の見解を伺う。

4 路線バスの廃止等に伴う代替交通手段としてどのような手段が導入されているかを示された上で、代替交通手段の導入状況はどのようになっているか。

5 今後の路線バスの廃止等の見通しについて、どのように認識しているか、政府の見解を伺う。

二 路線バスの廃止等の要因の一つとして、バス運転者不足が挙げられる。令和五年度における乗合バスと貸切バスの運転者数の合計は、約十一万人となっており、コロナ禍前までの水準に回復していない状況が続いていると承知している。

また、公益社団法人日本バス協会は、令和四年度と同じ運輸規模を確保するのに必要な運転者の人数に比べ、令和十二年度には、三万六千人の運転者が不足するとの見通しを示している

と承知している。

1 現時点における運輸規模に対するバス運転者の必要就業人数は何人かを可能な限り示された上で、必要就業人数に比べ、現在どのくらい運転者が不足しているか、政府の見解を伺う。

2 バス運転者不足の主な要因について、どのように認識しているか、政府の見解を伺う。

3 輸送需要の推移も考慮した上で、将来的に

どのくらいのバス運転者が不足すると想定しているか、政府の見解を伺う。

三 令和六年四月から、バス運転者についても時間外労働の上限規制が適用され、長時間労働の見直しが行われる一方、これにより、これまでと同じバス運転者の人数では路線の維持が難しくなり、廃止等につながっているケースもあると考えられる。

多くのバス事業者においては、バス運転者を確保するための取組として、労働環境改善に向けた運賃改定が進められているほか、持続可能な経営のために必要な生産性向上・利用者サービス向上に資するいわゆる交通DXの取組が進められていると承知している。

1 バス運転者不足の解消に向け、国としてはどのような取組及び支援を行っているかそれぞれ示された上で、更なる人材確保に向け、どのような施策を講じるか、政府の今後の取組等について伺う。

2 バス事業を営営する地方公共団体も含め、バス事業者においては、運転者の負担軽減等にも資するキャッシュレス決済の導入や、運行管理のデジタル化など、交通DXの取組が進められている。政府においては、交通DX・いわゆるGXによる経営改善支援事業等補助金により、DX等による経営改善に資する取組や人材確保のために取組等を行うバス事業者に対して財政支援を実施しているが、令和五年度の乗合バス事業者の収支状況によると、約七割の事業者が赤字となっており、厳しい経営状況にあることがうかがえる。路線バスの廃止等の状況を改善し、地域公共交通を維持するためにも、国による一層の支援が必要であると考え、更なる財政支援等の検討状況について伺う。

四 運転者不足対策の一つとして、自動運転技術の導入が期待されるところであるが、令和五年十二月二十六日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略(二〇二三改訂版)において、「Maas(Mobility as a Service)やAIオンデマンド交通の活用、自動運転の活用場面の更なる拡大、キャッシュレス設備の導入、運行管理システムの導入など公共交通分野に係るデジタル化や先進技術の活用を一層進めるとともに、(中略)地域交通を「リ・デザイン」し、自家用車を持たない高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保することを可能とする」との取組方針の下、具体的な目標として「自動運転による地域交通を推進する観点から、関係府省庁が連携し、地域限定型の無人自動運転移動サービスを二〇二五年度目途に五十か所程度、二〇二七年度までに百か所以上で実現し、全国に展開・実装することとしている。

1 かかる政府目標の下、特定条件下における完全自動運転であるレベル四の自動運転も「実証から実装」のフェーズに入ったと考えるが、全国におけるレベル四及び条件付自動運転であるレベル三以下の自動運転移動サービスの導入状況についてそれぞれ伺う。

2 現下のバス運転者不足を踏まえ、今後の自動運転導入等に関する事項について

ア 政府は無人自動運転として、現在レベル四の実装に取り組んでいるが、完全自動運転であるレベル五の実現に向けた取組状況及び課題についてそれぞれ伺う。

イ 運転者不足に対して、将来的なレベル三以下の自動運転技術の進化に伴い、運転者の第二種運転免許要件の緩和が認められる可能性について、政府の見解を伺う。

3 自動運転移動サービスの実装を進める上で、有人の路線バスや公共ライドシェア、いわゆる「デマンド交通」などの役割分担をどのように考えているか、政府の見解を伺う。
右質問する。

内閣衆質二一七第二三四号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「廃止又は減便された路線数」については、把握していないが、平成二十五年度から令和五年度までの間のお尋ねの「路線バス」に係るお尋ねの「廃止キロ」について、「年度ごと」に、また、「地方運輸局及び沖縄総合事務局ごと」に示すと、それぞれ次のとおりである。

1 北海道運輸局

平成二十五年度 十五キロメートル
平成二十六年度 四十六キロメートル
平成二十七年 七十七キロメートル
平成二十八年度 十七キロメートル
平成二十九年度 百三十四キロメートル
平成三十年度 七十六キロメートル
令和元年度 七十九キロメートル
令和二年度 六十四キロメートル
令和三年度 八十二キロメートル

令和四年度 五十キロメートル
令和五年度 百七十八キロメートル

2 東北運輸局

平成二十五年度 百八十三キロメートル
平成二十六年度 百十三キロメートル
平成二十七年 百三十一キロメートル
平成二十八年度 百七キロメートル
平成二十九年度 七十九キロメートル
平成三十年度 二百五十五キロメートル
令和元年度 二百六十七キロメートル
令和二年度 三百九十二キロメートル
令和三年度 八十三キロメートル
令和四年度 四百二十キロメートル
令和五年度 三百一キロメートル

3 北陸信越運輸局

平成二十五年度 百七キロメートル
平成二十六年度 百三十九キロメートル
平成二十七年 二百四十一キロメートル
平成二十八年度 百十五キロメートル
平成二十九年度 百十二キロメートル
平成三十年度 百二キロメートル
令和元年度 百四十六キロメートル
令和二年度 五十一キロメートル
令和三年度 百五十六キロメートル
令和四年度 九十四キロメートル
令和五年度 百五十三キロメートル

4 関東運輸局

平成二十五年度 九十一キロメートル
平成二十六年度 百四十六キロメートル
平成二十七年 六十三キロメートル
平成二十八年度 百八十五キロメートル
平成二十九年度 三百六十四キロメートル
平成三十年度 二百九十五キロメートル
令和元年度 四百二十九キロメートル
令和二年度 四百九十三キロメートル

令和三年度 三百十二キロメートル
令和四年度 三百十三キロメートル
令和五年度 九百二十七キロメートル

5 中部運輸局

平成二十五年度 八十七キロメートル
平成二十六年度 二百十九キロメートル
平成二十七年 二百二十八キロメートル
平成二十八年度 百六十二キロメートル
平成二十九年度 九十六キロメートル
平成三十年度 二百一十一キロメートル
令和元年度 百六十キロメートル
令和二年度 百四十四キロメートル
令和三年度 二百八十三キロメートル
令和四年度 二百五十六キロメートル
令和五年度 三百六十二キロメートル

6 近畿運輸局

平成二十五年度 二百七十一キロメートル
平成二十六年度 四十二キロメートル
平成二十七年 二十キロメートル
平成二十八年度 十四キロメートル
平成二十九年度 二十八キロメートル
平成三十年度 百四十三キロメートル
令和元年度 五十五キロメートル
令和二年度 八十九キロメートル
令和三年度 百七十一キロメートル
令和四年度 三十七キロメートル
令和五年度 百三十五キロメートル

7 中国運輸局

平成二十五年度 四十六キロメートル
平成二十六年度 百四十四キロメートル
平成二十七年 八十八キロメートル
平成二十八年度 百三十七キロメートル
平成二十九年度 八十九キロメートル
平成三十年度 七十一キロメートル
令和元年度 百五十二キロメートル

令和二年度 百六十八キロメートル
令和三年度 百四十二キロメートル
令和四年度 百七十八キロメートル
令和五年度 百六キロメートル

8 四国運輸局

平成二十五年度 零キロメートル
平成二十六年度 四百八十二キロメートル
平成二十七年 六十四キロメートル
平成二十八年度 六十六キロメートル
平成二十九年度 十四キロメートル
平成三十年度 十六キロメートル
令和元年度 四十二キロメートル
令和二年度 三十七キロメートル
令和三年度 七十七キロメートル
令和四年度 二十八キロメートル
令和五年度 五十四キロメートル

9 九州運輸局

平成二十五年度 三百三十九キロメートル
平成二十六年度 二百三十四キロメートル
平成二十七年 三百九十五キロメートル
平成二十八年度 八十キロメートル
平成二十九年度 百六十一キロメートル
平成三十年度 百三十五キロメートル
令和元年度 百七十八キロメートル
令和二年度 百五キロメートル
令和三年度 百八十キロメートル
令和四年度 二百二十二キロメートル
令和五年度 二百八十キロメートル

10 沖縄総合事務局

平成二十五年度 三キロメートル
平成二十六年度 二十六キロメートル
平成二十七年 五キロメートル
平成二十八年度 零キロメートル
平成二十九年度 十三キロメートル
平成三十年度 二キロメートル

令和元年度 七キロメートル
令和二年度 零キロメートル
令和三年度 零キロメートル
令和四年度 零キロメートル
令和五年度 零キロメートル

年のバス運転者の平均年間所得は、令和四年に比して約十四パーセント改善されたところではございますけれども、運転者不足は依然として深刻でございます。このため、国土交通省とい

一のお尋ねの理由としては、例えば、バスの運転者が不足していること、バスの利用者が減少していること等が挙げられる。

一の3について

お尋ねの「路線バスの廃止等の要因・背景」については、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、池光国土交通省公共交通政策審議官が「バス・…につきては、買物、医療、教育など日常生活を支え、まさに地方創生の基盤であると考えておりますけれども、人口減少による需要減や担い手である運転者の不足等によりまして、路線の減便、廃止等のサービスの低下が進んでおります。」と答弁したとおりである。

また、お尋ねの「どのような施策を講じてきたか、政府の取組等をそれぞれ示された上で、これまでの施策の効果についてどのように評価しているか」については、同日の同委員会第二分科会において、小林国土交通省大臣官房審議官が「全国各地で運転者不足等によるバスの減便、廃止が相次いでおり、地域住民や観光客の移動手段の確保の観点から、これは大変な深刻な問題であるというふうに認識をしてございます。国土交通省といたしましては、バス運転者の待遇改善は極めて重要であるということで考えておりまして、運賃改定の迅速化、運賃算定手法の見直しなどを通じて、運賃改定を促し、賃上げの促進に取り組んでいるところでございます。こうした取組もありまして、令和五

のバス運転者の平均年間所得は、令和四年に比して約十四パーセント改善されたところではございますけれども、運転者不足は依然として深刻でございます。このため、国土交通省とい

一の4について

お尋ねについては、令和七年版交通政策白書において、「人口減少や少子高齢化による需要減のほか、運転者不足等に伴い、一般路線バスによる地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の足を確保する公共交通システムの一つとして、コミュニティバス（交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行するバス）やデマンド交通（利用者の要望に応じ、機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎するバスや乗合タクシー等）の導入が進んでいる。二千二十三年度末現在、全国で千四百二十七市区町村においてコミュニティバスが、六百三十四市町村において乗合タクシーが導入されている。また、自家用有償旅客運送のうち、交通が著しく不便な地域等において地域住民、観光客等を運送する自家用有償旅客運送・…は、二千二十四年度末現在、七百八十八団体において実施さ

れている。」としておりである。

一の5について

お尋ねの「今後の路線バスの廃止等の見直し」については、バスの運転者の不足やバスの利用者の減少の見込み等は、その時々々の社会経済情勢等の様々な要因に影響を受けることから、お答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねの「現時点における運輸規模に対するバス運転者の必要就業人数」については、公益社団法人日本バス協会の推計によれば、令和四年においては約十二万人と承知しており、また、お尋ねの「必要就業人数に比べ、現在どのくらいの運転者が不足している」と認識しているかについては、当該推計によれば、同年においては約七千人不足していると承知していると承知している。

二の2について

お尋ねについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、バスの利用者数が減少し、収入が大きく減少した中でバスの運転者の離職が進んだが、近年のバスの利用者数の回復に比して、バス事業者においてバスの運転者の確保が進んでいないことによるものと承知している。

二の3について

お尋ねについては、御指摘のように「公益社団法人日本バス協会は、令和四年度と同じ運輸規模を確保するのに必要な運転者の人数に比べ、令和十二年度には、三万六千人の運転者が不足するとの見通しを示している」と承知しており、国土交通省としては、引き続き、一の3について述べた取組や支援を通じて、バスの運転者の確保に努めてまいりたい。

三の1について

お尋ねについては、令和七年四月十五日の衆

議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、小林国土交通省大臣官房審議官が「バス・…事業者に対し、従来からの路線バスへの運行費補助に加えまして、運賃改定の迅速化や算定手法の見直しを通じて賃上げの促進、採用活動や二種免許取得に係る費用に対する支援制度の創設、外国人材の活用に向けた特定技能制度の対象分野への追加等の措置を講じてきたところでございます。また、昨年の七月に国土交通省「交通空白」解消本部を立ち上げ、地方運輸局により課題を抱える自治体への伴走支援を行うとともに、十一月には「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを設置いたしまして、民間の力も活用し、地域の足、観光の足の確保に強力に取り組んでいるところでございます。今後は、令和七年度から令和九年度の三か年間で交通空白解消・集中対策期間といたしまして、自治体、交通事業者に対する伴走支援、パイロットプロジェクトの推進、財政支援などを通じて、交通空白の解消に取り組んでまいります。」と答弁したとおりである。

三の2について

お尋ねについては、令和六年六月十九日の衆議院国土交通委員会において、斉藤国土交通大臣（当時）が「運行費補助について、賃上げに資する運賃改定を行った事業者への支援強化、それから、採用活動や二種免許取得に係る費用に対する支援、キャッシュレスなどの業務効率化、省力化の取組や支援など、しっかりと国土交通省としても支援を行い、必要な人材を集め、地域住民や観光客にとって必要な移動手段の確保、万全を図っていきたいと思います。」と答弁したとおりであり、国土交通省としては、これ

らの支援のために必要な予算の確保に努めてまいりたい。

四の1について

お尋ねの「レベル四」の「自動運転」については、現時点において、全国で八件の事例があり、また、お尋ねの「レベル三以下」の「自動運転」については、現時点において、全国で九十件以上の事例がある。

四の2のアについて

お尋ねについては、令和五年五月三十一日の衆議院国土交通委員会において、斉藤国土交通大臣(当時)が「今、レベル四がやっと始まったところでございます。あらゆる状況下で自動運転が可能で、いわゆるレベル五につきましては、例えば、交通量が多い交差点での対向車や歩行者の検知といった技術的課題があることから、現時点では、日本のみならず、世界的に見ても実用化の見通しは立っていないものと承知しております。したがって、レベル五の目標設定に当たっては、更なる技術の向上によりまして、その実現可能性の道筋が見える必要があります。国土交通省では、自治体が行う実証事業の支援などを通じ、自動車メーカー等の技術開発を促しているところでございます。こうした取組を通じまして、技術開発の促進を図るとともに、レベル五の自動運転車に関する目標の設定や安全性の在り方について、関係省庁とも連携しつつ、技術開発の動向も踏まえながらしっかりと検討していきたい、このように思っております。」と答弁したとおりである。

四の2のイについて

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。いずれにせよ、御指摘の「将来的なレベル三以下の自動運転技術の進化」を含めた道路交通に影響を及ぼし得る状況

況の変化も注視しつつ、引き続き、運転免許制度の適切な運用に努めてまいりたい。

四の3について

お尋ねについては、令和七年四月二日の衆議院国土交通委員会において、鶴田国土交通省物流・自動車局長が「自動運転移動サービスは、地域の足や観光の足の確保のほかに、ドライバー不足解消にも資するものでございます。」と答弁したとおり、御指摘の「自動運転移動サービス」は、「路線バスや公共ライドシェア、いわゆるデマンド交通等の運転者の不足を補う役割を担うものと考えている。

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案

右の議案を提出する。

令和七年六月十七日

提出者

笠 浩史

うるま議司

鈴木 敦

新垣 邦男

賛成者

青柳陽一郎外百九十九名

財務金融委員長井林辰憲君解任決議

本院は、財務金融委員長井林辰憲君を解任する。

右決議する。

理由

物価高騰が国民生活を苦しめ続けている。特にガソリン価格の急激な高騰は国民に大きな負担を強いている。ガソリン価格に上乘せされている暫定税率について野党各党はこれまで何度も廃止を

求めてきた。石破総理や政府・与党も廃止すると繰り返し応じてきたが、廃止の時期を明言せず、現在に至るまで廃止に向けた具体的な動きは見られない。

この状況を打開すべく、野党七党は共同でガソリン暫定税率廃止法案を提出し、財務金融委員会での審議を求めた。然るに、委員長である井林辰憲君は審議拒否を続け、未だに法案の審議入りの目途が立っていない。

国民生活に密接に関わる法案の審議拒否を続ける井林辰憲君は、委員長の職責を放棄していると断ぜざるを得ない。即刻その職を解任して、早急に法案の審議入りを図るべきである。

以上が本決議案を提出する理由である。

手話に関する施策の推進に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

令和七年六月十三日

参議院議長

衆議院議長

額賀福志郎殿

関口 昌一

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 基本的施策(第六条―第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとつて日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図る

ための施策(以下「手話に関する施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化(手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。)の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者基本計画等との関係)

第四条 政府が障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に

規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(手話を必要とすることもの手話の習得の支援)

第六条 国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とすること及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を必要とすることものがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができるとする機会を提供、学校学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。)の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会を提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、手話を必要とすることもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における手話による教育等)

第七条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用することもが在学する学校において、その意向がでる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用することもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、手話を使用することものが学校生活において手話を自由に使用することができるとする環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(大学等における配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。)において手話を使用する者に対しその意向がでる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(職場における環境の整備)

第九条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主にお

ける手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に對する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における生活環境の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の手話の習得の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなつた者であつて手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができるとする機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(手話文化の保存、継承及び発展)

第十二条 国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(手話の日)

第十四条 国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、九月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機

器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流の推進)

第十七条 国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八条 国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

手話に関する施策の推進に関する法律案
(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

令和七年六月十八日 衆議院会議録第三十五号

1 基本理念として、手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話が必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるときに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること等を規定すること。

2 国及び地方公共団体は、1の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するものとする。

3 手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策、手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策等について、基本となる事項を定めること。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

5 この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

二 議案の可決理由

手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

令和七年六月十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣委員長 大岡 敏孝

手話に関する施策の推進に関する法律案及び同報告書

